

第5期 川崎市ホームレス自立支援実施計画(案)
(令和 6(2024)~10(2028)年度)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目 次

第1章 計画の趣旨・位置付け

1 計画の趣旨・期間	1
(1) 計画の趣旨	1
(2) 計画の策定方針	1
(3) 計画の位置付け	1
(4) SDGs（持続可能な開発目標）の取組	2
(5) 計画期間	3

第2章 ホームレスを取り巻く現状と課題

1 ホームレスの現状	4
(1) 概数調査の結果	4
ア 全国の状況	4
イ 本市の状況	5
(2) 令和3年生活実態調査の結果	7
ア 全国の状況	7
イ 本市の状況	8
2 これまでの具体的な取組	20
(1) 第3期計画までの経過	20
ア 緊急援護施策の実施	20
イ 「緊急援護」から「自立支援」へ	21
ウ 自立支援施策の拡充	22
(2) 第4期計画期間における具体的な取組の実施状況並びに評価及び課題	24
ア ホームレス自立支援事業	25
イ 関係機関との連携による個別分野の取組	43

第3章 第5期川崎市ホームレス自立支援実施計画

1 計画の基本的な考え方	50
(1) 基本目標	50
(2) 施策推進にあたっての考え方	50
(3) 支援の流れ	53
2 各課題に対する具体的な取組	54
(1) ホームレス自立支援事業	54
ア 巡回相談	55

イ 自立支援センター	5 6
ウ アフターケア	5 8
エ 越年対策	5 9
オ 衛生改善（リフレッシュ）事業	6 0
カ ホームレス調査	6 0
(2) 関係機関との連携による取組	6 0
ア 就業の機会の確保	6 0
イ 安定した居住の場所の確保	6 0
ウ 保健及び医療の確保	6 0
エ 生活に関する相談及び指導に関する取組	6 1
オ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への支援	6 1
カ 人権擁護	6 1
キ ホームレスが起居している施設等の適正利用に向けた取組	6 1
ク ホームレスを支援する民間団体との連携	6 2

第4章 ホームレス自立支援施策の推進体制

1 計画に定めた施策の推進	6 3
(1) 庁内推進体制	6 3
(2) 庁外推進体制	6 3
2 評価と次期計画の策定連携	6 4

資料編

関係法令

- 1 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
- 2 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
- 3 生活困窮者自立支援法
- 4 川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営等要綱

第1章 計画の趣旨・位置付け

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

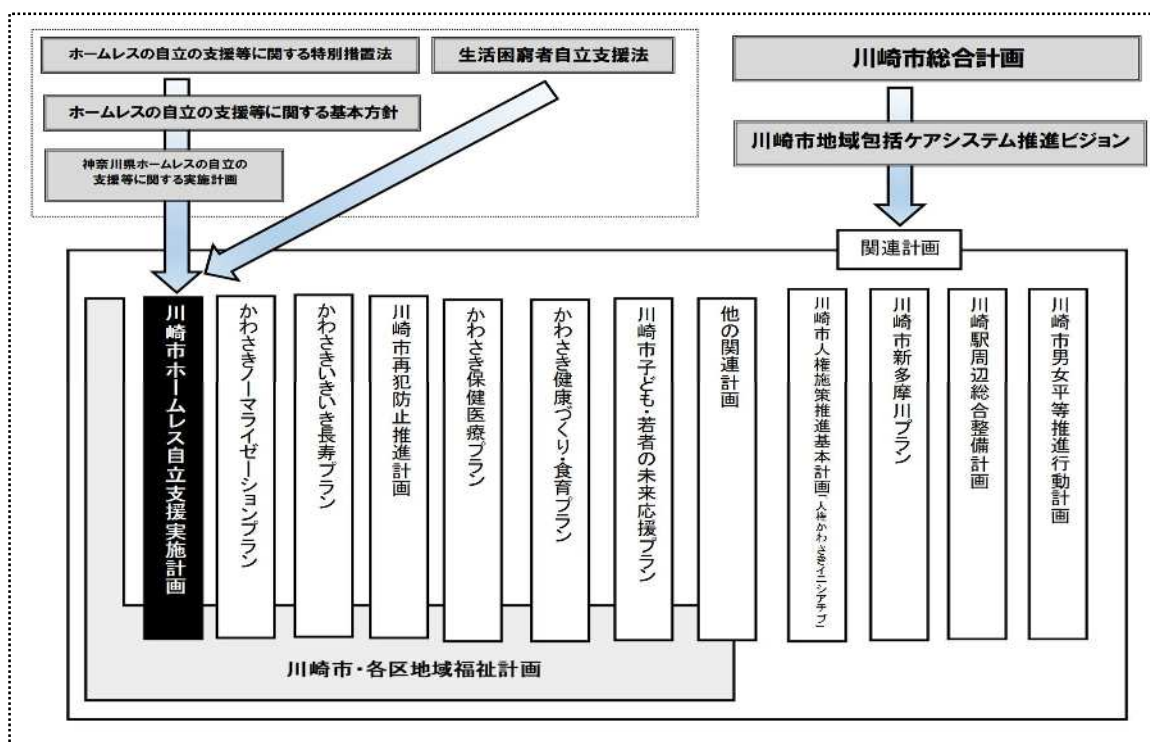
- 川崎市ホームレス自立支援実施計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第9条に基づき策定するホームレスに関する施策を実施するための計画です。特別措置法に規定する「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び県の実施計画に即し、地域住民及び関係団体の意見を踏まえて策定しています。
- 当「第5期川崎市ホームレス自立支援実施計画」（以下「第5期計画」という。）は「第4期川崎市ホームレス自立支援実施計画」（以下「第4期計画」という。）の期間満了に伴い、所要の修正を行うことで、市のホームレスの実情に応じた施策を推進し、ホームレスに関する諸問題の解決を図ることを目的に策定します。
- この計画における対象者は特別措置法第2条に規定する「ホームレス」（都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者）及び、終夜営業店舗等や知人宅を転々とするといった居住環境が不安定で、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としてします。

(2) 計画の策定方針

- 第5期計画の策定にあたっては、基本方針に示されているホームレスの現状、基本的な考え方及び取組方針等と併せ、「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果や第4期計画期間中に実施した事業の評価・課題を踏まえて内容を構成するとともに、川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）における委員の御意見等を参考としました。

(3) 計画の位置付け

- 本計画は、川崎市総合計画及び「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を上位概念として、「川崎市地域福祉計画」やその他の計画とも関連付けがなされており、関係部署が連携して取組を進める体制としています。



(4) SDGs（持続可能な開発目標）の取組

本市では、平成 31(2019)年 2 月に「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を策定し、住み続けられるまちづくりや経済成長、気候変動対策など全庁が一丸となって、SDGs のゴールの達成に向けた取組を進めてきました。

また、令和元(2019)年 7 月には「SDGs 未来都市」に選定され、SDGs の達成に向けて、臨海部を中心とした川崎水素戦略の取組やカーボンゼロチャレンジなど脱炭素・循環型まちづくりをめざした取組、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組をはじめとして、市民、企業、団体等の多様なステークホルダーと連携・協働し、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」を目指した取組を推進しています。

また、これまで以上に SDGs を強く意識しながら各施策・事務事業に取り組むとともに、各施策と SDGs との関係について市民により分かりやすく伝えるため、令和 4(2022)年 3 月に策定した川崎市総合計画第 3 期実施計画において、これまでの「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を統合しており、本市総合計画に掲げる施策・事務事業と SDGs の達成に向けた取組を一体的に推進しています。

このような本市の SDGs に関する取組状況を踏まえ、本計画に位置付けられた事務事業を実施するにあたっては、以下の SDGs のゴールの達成に寄与することを念頭に置きながら、ホームレス自立支援施策の推進を図ります。

※SDGs（エスディーゼーズ）とは、「Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標」の略で、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにて全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットか

ら構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。このような本市の SDGs に関する取組状況を踏まえ、本計画に位置付けられた施策を推進するにあたっては、以下の SDGs のゴールの達成に寄与することを念頭に置きながら、ホームレスの自立に向けた取組を進めます。



(5) 計画期間

- 第5期計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。ただし、この期間内においても、特別措置法、基本方針、県の実施計画、生活困窮者自立支援法（以下「困窮者支援法」という。）等に変更があった場合や事業遂行上の必要により、計画を見直すことがあります。

計画等	年度	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	
国	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法																												
	ホームレスの自立の支援等に関する基本方針																												
	ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）																												
	ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）																												
	生活困窮者自立支援法																												
県	実施計画																												
	本市実施計画（本計画）																												
	市総合計画（川崎再生フロンティアプラン、川崎市総合計画）																												
地域福祉計画																													
その他計画	川崎市人権施策推進基本計画、川崎市新多摩川プラン、川崎駅周辺総合整備計画…等																												

第2章 ホームレスを取り巻く現状と課題

1 ホームレスの現状

都市公園、河川等で起居し、日常生活を営んでいる者に関しては、厚生労働省が、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、特別措置法に基づき、各自治体の協力を得て、「ホームレスの実態に関する全国調査」を実施しています。

調査には、平成19（2007）年以降、毎年実施し、巡回での目視調査により人数をカウントする「概数調査」と、概ね5年毎に個別面接によるアンケート形式で実施する「生活実態調査」があります。

(1) 概数調査の結果

ア 全国の状況

- [表1]は、全国及びホームレス数の多い自治体別の人数の推移を表しています。ホームレス数については、特別措置法の施行以降、全国的に減少傾向にあり、直近5年間では、東京都23区と政令指定都市を合わせた人数について、3,530人（平成31年概数調査）から2,416人（令和5年概数調査）に3割以上減少しました。
- ホームレスが確認された自治体数についても、275自治体（平成31年概数調査）から234自治体（令和5年概数調査）に減少しています。

[表1] 概数調査による主な自治体別のホームレス人数の推移

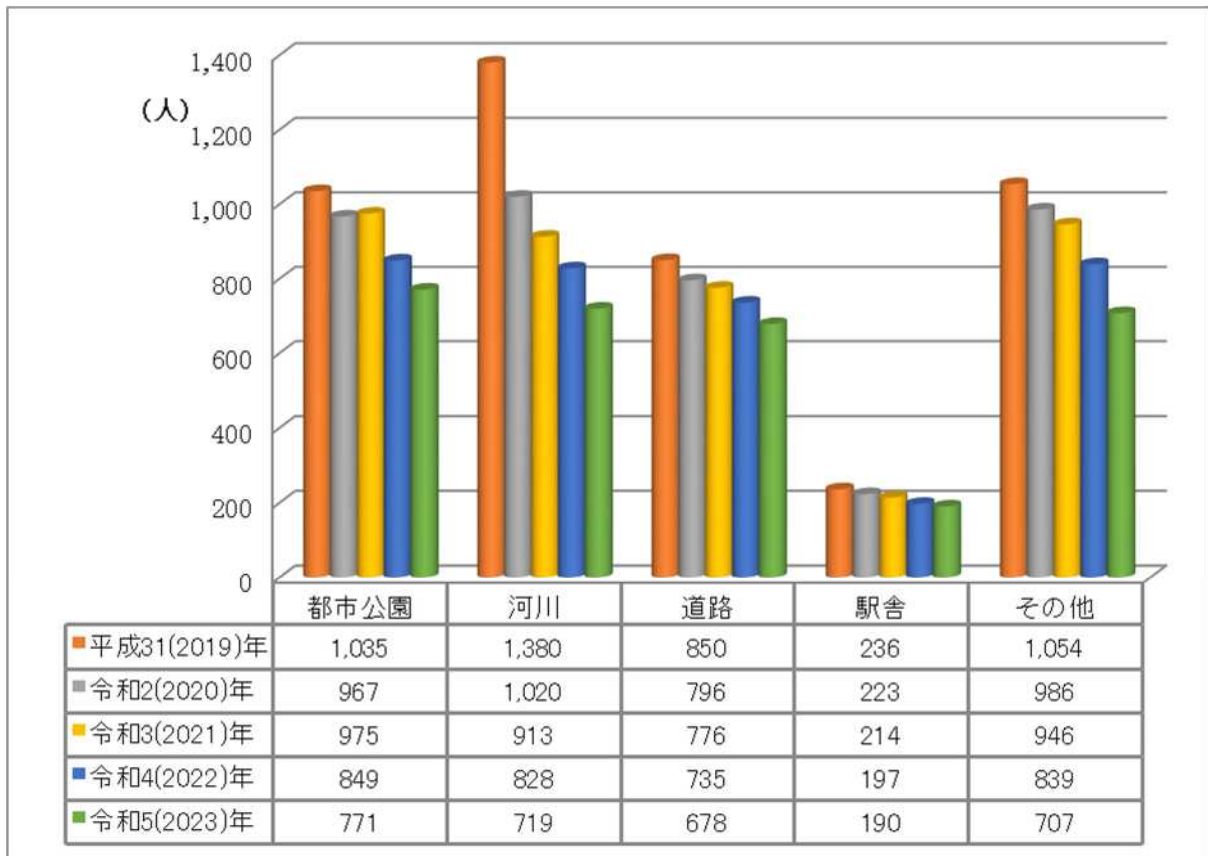
都市	年	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	増減率 (平成31⇒令和5年)
全国合計		4,555人	3,992人	3,824人	3,448人	3,065人	△32.7%
東京都23区・政令市合計		3,530人	3,120人	3,000人	2,737人	2,416人	△31.6%
大阪府		1,002人	982人	943人	923人	841人	△16.1%
東京都23区		1,033人	818人	800人	703人	604人	△41.5%
横浜市		458人	381人	378人	285人	247人	△46.1%
川崎市		285人	214人	182人	161人	132人	△53.7%
名古屋市		120人	116人	98人	84人	78人	△35.0%
福岡市		168人	184人	193人	182人	144人	△14.3%
仙台市		85人	70人	76人	88人	84人	△1.2%
その他政令市		379人	355人	330人	311人	286人	△24.5%
その他		1,025人	872人	824人	711人	649人	△36.7%

(※) 平成15（2003）年1月実施の「ホームレスの実態に関する全国調査」によるホームレス数

- 起居場所別の人数(概数)の推移については、[表2]のとおり、令和元（2019）年から令和5（2023）年にかけて、いずれの場所においても概ね減少しています。

〔表 2〕 起居場所別の人数(概数)の推移と比較 (全国)

(単位：人)



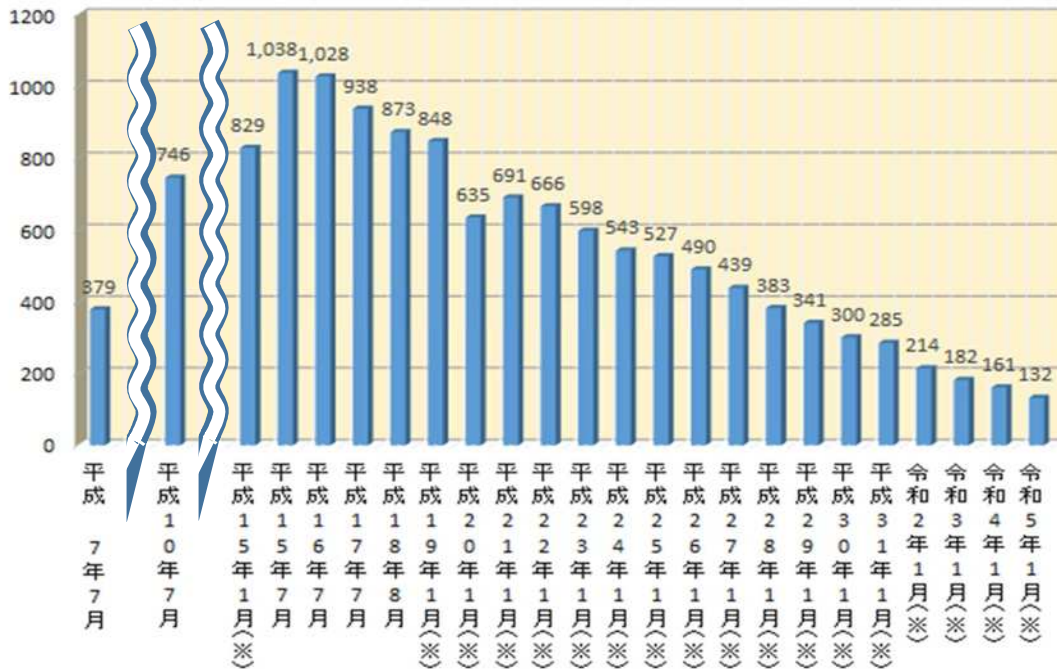
イ 本市の状況

- 本市では、より効果的な自立支援を行うことを目的として、平成7（1995）年度から独自に概数調査を実施してきました。

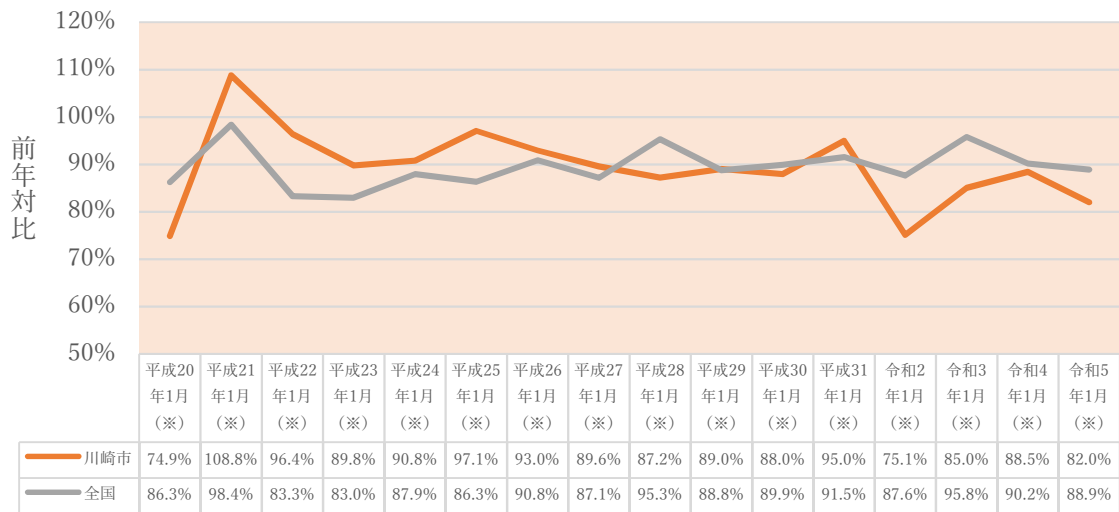
下のグラフに示すとおり、市内のホームレス数は、長引く不況の影響を受け、平成15（2003）年7月には過去最大の1,038人となりましたが、その後減少に転じ、令和5（2023）年1月の調査では132人と、ピーク時の約1/8にまで減少しています。

- 〔表1〕のとおり令和2年以降の減少率（53.7%）は、全国平均を上回る水準となっており、市の自立支援施策がホームレスの着実な自立に一定程度効果を上げているものと考えられます。

〔表3〕市内のホームレス人数の推移



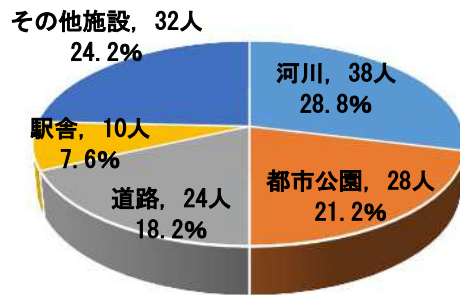
〔表4〕全国および市内のホームレス数の前年対比推移



(※) 「ホームレスの実態に関する全国調査」として実施したもので、平成15(2003)年1月、平成19(2007)年1月、平成24(2012)年1月に関しては、「生活実態調査」と併せて実施しています。
 なお、(※)印のついていない年月については、市が独自に実施した調査によるものです。また、平成15(2003)年1月以降の調査では対象地域を「川崎区及び幸区の一部」から「全区」に拡大しています。

- 本市におけるホームレスの起居する場所別の状況については、令和5年概数調査によると、〔表5〕のとおり、半数以上が川崎区に集中するとともに、川崎区、幸区、中原区の3区で全体の約87%を占めています。
- 起居場所としては、河川の割合が、令和元年東日本台風の影響などにより減ってきていますが、全国(23.5%)と比較して高い(28.8%)ことが特徴となっており、多摩川河川敷の小屋など、比較的定住性の高い形で未だ多くのホームレスが起居していることが確認されています。

〔表5〕ホームレスの市内分布状況（令和5年概数調査）



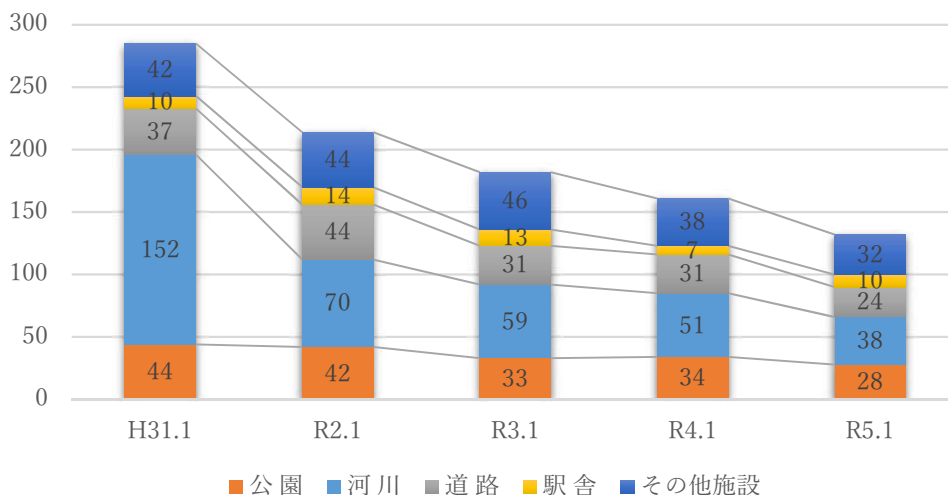
（単位：人）

区別	性別			合計	定着型 ※1				移動型 ※2		
	男	女	不明		小屋	テント	その他	合計	ダンボール	その他	合計
川崎区	73	1	0	74	18	8	2	28	29	17	46
幸区	8	2	0	10	4	3	0	7	0	3	3
中原区	29	2	0	31	5	7	0	12	4	15	19
高津区	10	0	0	10	3	2	0	5	1	4	5
宮前区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩区	6	0	0	6	4	0	0	4	1	1	2
麻生区	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0
合計	127	5	0	132	35	20	2	57	35	40	75

※1…定着型：河川敷や公園等に小屋やテントを作り、一定の場所で寝泊りをしている者。

※2…移動型：夜間は駅舎や公共施設の軒下等で寝泊りしており、決まった構造物を持たない者。

〔表6〕ホームレスの市内分布状況推移（単位：人）



(2) 令和3年生活実態調査の結果

ア 全国の状況

- ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化がより一層顕著になっています。
- 路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層も、一定数存在しています。

- 年齢が上がるに伴い路上(野宿)生活期間が長くなる傾向があり、その背景には、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていること、一定の場所に決まって起居していることで小さいながらもコミュニティができお互いに助け合いながら生活することで生活が一定程度安定していること等もあるものと考えられます。
- 路上(野宿)生活期間が短いほど、また、30歳以上では年齢階層が低いほど、福祉制度を利用したことがある者の割合は高くなる傾向があります。
- 年齢層が高いほど、路上生活期間が長くなるほど「今(路上(野宿)生活)のままでもいい」の割合が高くなる傾向にあります。
- 生活困窮者・ホームレス自立支援センター(以下「自立支援センター」という。)やシェルターの利用経験がある者は、住居と仕事を確保し自立を希望する割合が高い傾向にあるのに対し、利用経験がない者は、現在の路上(野宿)生活を維持することを希望する傾向が高くなっています。

イ 本市の状況

令和3年調査の結果、明らかになった市内のホームレスの生活実態と状況の変化は次のとおりです。

(7) 年齢分布〔表7〕

- 市内のホームレスの平均年齢は65.2歳であり、調査の回ごとに上昇しています。
- 年齢階層別では「60～69歳未満」の割合が減少する一方、「70歳以上」の割合が増加し、全体の38.0%を占めることから高齢化がより一層顕著になっています。
- 全国平均との比較においては、年齢階層別の割合に顕著な差はみられませんが、平均年齢の上昇幅が全国平均よりも高くなっています(全国：61.5歳→63.6歳(2.1歳上昇)、市：62.3歳→65.2歳(2.9歳上昇))。

〔表7〕年齢分布

年齢階層	平成19年調査		平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		(参考)令和3年調査(全国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
40歳未満	8	7.2%	8	6.6%	4	2.8%	0	0.0%	33	2.8%
40歳～49歳	8	7.2%	15	12.3%	15	10.6%	8	8.0%	87	7.5%
50歳～59歳	50	45.1%	29	23.8%	20	14.2%	18	18.0%	227	19.6%
60歳～69歳	37	33.3%	49	40.1%	67	47.5%	36	36.0%	413	35.6%
70歳以上	8	7.2%	21	17.2%	35	24.9%	38	38.0%	399	34.4%
回答者数合計	111	100.0%	122	100.0%	141	100.0%	100	100.0%	1159	100.0%
平均年齢	58.5歳		59.4歳		62.3歳		65.2歳		63.6歳	

(イ) 生活状況

a 路上(野宿)生活の期間〔表8〕〔表9〕

- 今回の路上(野宿)生活をするようになってからの期間について、「10年以上」

の区分で前回調査から 13.2 ポイント増加 (38.3%→51.5%) しており、全体的に長期化の傾向がより強くなっています。

- 5年以上の区分の合計 (75.7%) は全国 (59.1%) との比較で約 16 ポイント高くなっています。これは、多摩川河川敷の小屋など比較的定住性の高い形態で長期に生活しているホームレスがいるためと考えられます。
- 5年以上路上 (野宿) 生活をしている人の 76.0% (57 人/75 人) は 60 歳を超えており、一定の固定層が長期間にわたって路上 (野宿) 生活を継続し、高齢化していることがうかがえます。

〔表 8〕 今回の路上 (野宿) 生活をするようになってからの期間

期間	平成19年調査		平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
1か月未満	6	5.4%	12	9.8%	3	2.1%	1	1.0%	82	7.2%
1～3か月未満	10	9.0%	2	1.6%	5	3.5%	1	1.0%	49	4.3%
3か月～1年未満	12	10.8%	9	7.4%	9	6.4%	9	9.1%	100	8.8%
1年～3年未満	13	11.7%	13	10.7%	18	12.8%	8	8.1%	129	11.4%
3年～5年未満	29	26.1%	17	13.9%	14	9.9%	5	5.1%	104	9.2%
5年～10年未満	27	24.3%	24	19.7%	38	27.0%	24	24.2%	217	19.1%
10年以上	14	12.6%	45	36.9%	54	38.3%	51	51.5%	454	40.0%
回答者数合計	111	100.0%	122	100.0%	141	100.0%	99	100.0%	1,135	100.0%

※令和3年度については、1名無回答のため、回答数99で割合を計算

〔表 9〕 令和3年調査で「5年以上路上生活」と回答した人の年齢階層

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	合計
人数	0	6	12	23	29	5	75
割合	0.0%	8.0%	16.0%	30.7%	38.7%	6.7%	100.0%

b 居住場所の移動〔表 10〕

- 今回の路上 (野宿) 生活の間の居住場所については「ずっと路上 (野宿)」と回答した人が最も多く (61.0%)、前回調査とほぼ横ばいとなっており、路上 (野宿) 生活が常態化・固定化している傾向がうかがえます。
- 一方、「自立支援センターに入っていたことがある」と回答した人も 10.0% おり、市内のホームレスの一定割合は自立支援センターを利用した経験のあることが分かりますが、視点を変えれば、これらの人は自立支援センターでは自立を果たせずに路上に戻った、または自立退所後に再び野宿に陥っていると考えられ、再野宿化の予防が課題となっています。

〔表 10〕 今回の路上（野宿）生活の間の居住場所

期間	平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
ずっと路上(野宿)	67	54.9%	90	63.8%	61	61.0%	736	63.0%
時々、簡易宿泊所、飯場、ホテル等	9	7.4%	4	2.8%	14	14.0%	183	15.7%
入院していたことがある	4	3.3%	8	5.7%	1	1.0%	30	2.6%
施設に入っていたことがある	0	0.0%	3	2.1%	3	3.0%	29	2.5%
自立支援センターに入っていたことがある	17	13.9%	20	14.2%	10	10.0%	22	1.9%
シェルターに入っていたことがある	8	6.6%	4	2.8%	3	3.0%	34	2.9%
その他	15	12.3%	12	8.5%	8	8.0%	109	9.3%
不明	2	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	26	2.2%
回答者数合計	122	100.0%	141	100.0%	100	100.0%	1,169	100.0%

c 仕事と収入の状況〔表 11〕〔表 12〕〔表 13〕〔表 14〕〔表 15〕

- 何らかの収入のある仕事をしている人の割合は全体の 64.0%となり、全国の 47.9%を大きく上回っています。
- 月の収入（平均）は約 62,000 円となっており、仕事の内容は、アルミ缶等の「廃品回収」（75.4%）が最も多く、建設日雇（8.7%）が続いています。
- 令和4年度から「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」が制定されたため、集積場からアルミ缶等を持ち去ることができなくなり、今後の影響が懸念されます。

〔表 11〕 現在の仕事の状況

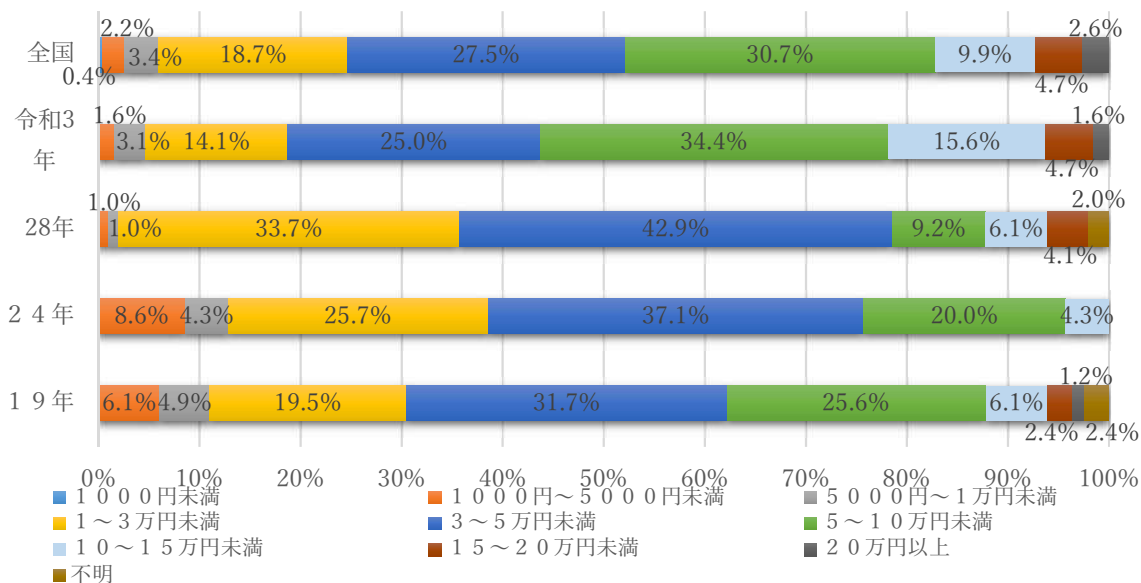
仕事	平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
している	70	57.4%	98	69.5%	64	64.0%	560	47.9%
していない	51	41.8%	43	30.5%	36	36.0%	585	50.0%
不明	1	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	24	2.1%
回答者数合計	122	100.0%	141	100.0%	100	100.0%	1,169	100.0%

〔表 12〕 令和3年調査で「現在仕事をしている」と回答した人の内訳（複数回答 n=64）

	建設日雇	廃品回収	運輸日雇	その他
人数	6	52	1	10
仕事をしている人に占める割合	9.4%	81.3%	1.6%	15.6%

- 就労しているホームレスの 21.9%、ホームレス全体の 14.0%の方は 10 万円以上の就労収入を得ています。
- 廃品回収で収入を得ている方の 78.8%は 10 年以上路上（野宿）生活を送っており、また、廃品回収で収入を得ている方の 82.7%は 3 万円以上の収入を得ています。

〔表 13〕 仕事による収入月額



	平成19年	平成24年	平成28年	令和3年	R3(国)
1000円未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
1000円～5000円未満	6.1%	8.6%	1.0%	1.6%	2.2%
5000円～1万円未満	4.9%	4.3%	1.0%	3.1%	3.4%
1～3万円未満	19.5%	25.7%	33.7%	14.1%	18.7%
3～5万円未満	31.7%	37.1%	42.9%	25.0%	27.5%
5～10万円未満	25.6%	20.0%	9.2%	34.4%	30.7%
10～15万円未満	6.1%	4.3%	6.1%	15.6%	9.9%
15～20万円未満	2.4%	0.0%	4.1%	4.7%	4.7%
20万円以上	1.2%	0.0%	0.0%	1.6%	2.6%
不明	2.4%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

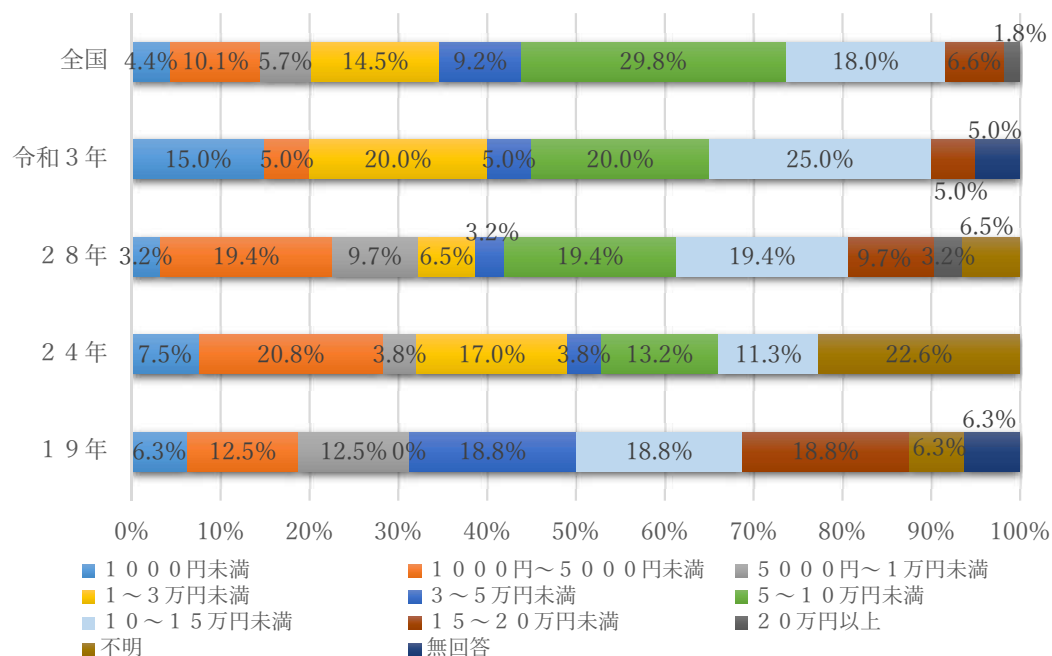
〔表 14〕 廃品回収での収入と野宿期間

	1,000～5,000円未満		5,000～1万円未満		1～3万円未満		3～5万円未満		5～10万円未満		10～15万円未満		15～20万円未満		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
～3か月未満		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	0	0.0%
3か月～1年未満		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1	1.9%		0.0%		0.0%	1	1.9%
1年～3年未満		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	0	0.0%
3年～5年未満		0.0%		0.0%	1	1.9%		0.0%		0.0%	1	1.9%	1	1.9%	3	5.8%
5年～10年未満		0.0%		0.0%		0.0%	1	1.9%	5	9.6%	1	1.9%		0.0%	7	13.5%
10年以上	1	1.9%	1	1.9%	6	11.5%	15	28.8%	12	23.1%	6	11.5%		0.0%	41	78.8%
合計	1	1.9%	1	1.9%	7	13.5%	16	30.8%	18	34.6%	8	15.4%	1	1.9%	52	100.0%

- 仕事以外の収入のあるホームレスの 30.0%、ホームレス全体の 6.0%の方は仕事以外で 10 万円以上の収入を得ています。
- 仕事以外からの収入としては、年金や家族や友人等からの支援により生活費を得ています。

〔表 15〕 仕事以外の収入

	人	割合
1 ある	20	20.0%
2 ない	80	80.0%
3 不明	0	0.0%
計	100	100.0%



	平成19年	平成24年	平成28年	令和3年	R3(国)
1000円未満	6.3%	7.5%	3.2%	15.0%	4.4%
1000円～5000円未満	12.5%	20.8%	19.4%	5.0%	10.1%
5000円～1万円未満	12.5%	3.8%	9.7%	0.0%	5.7%
1～3万円未満	0.0%	17.0%	6.5%	20.0%	14.5%
3～5万円未満	18.8%	3.8%	3.2%	5.0%	9.2%
5～10万円未満	0.0%	13.2%	19.4%	20.0%	29.8%
10～15万円未満	18.8%	11.3%	19.4%	25.0%	18.0%
15～20万円未満	18.8%	0.0%	9.7%	5.0%	6.6%
20万円以上	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	1.8%
不明	6.3%	22.6%	6.5%	0.0%	0.0%
無回答	6.3%	0.0%	0.0%	5.0%	0.0%

d 路上(野宿)生活で困ること〔表 16〕

- 路上(野宿)生活で困っていることは「雨・寒さがつらい」が最も多く(21.0%)、次いで、「入浴・洗濯ができず清潔を保てない」(20.0%)、「食べ物が不十分」(19.0%)、「ホームレス以外の人からのいやがらせ」(15.0%)となっています。(複数回答)

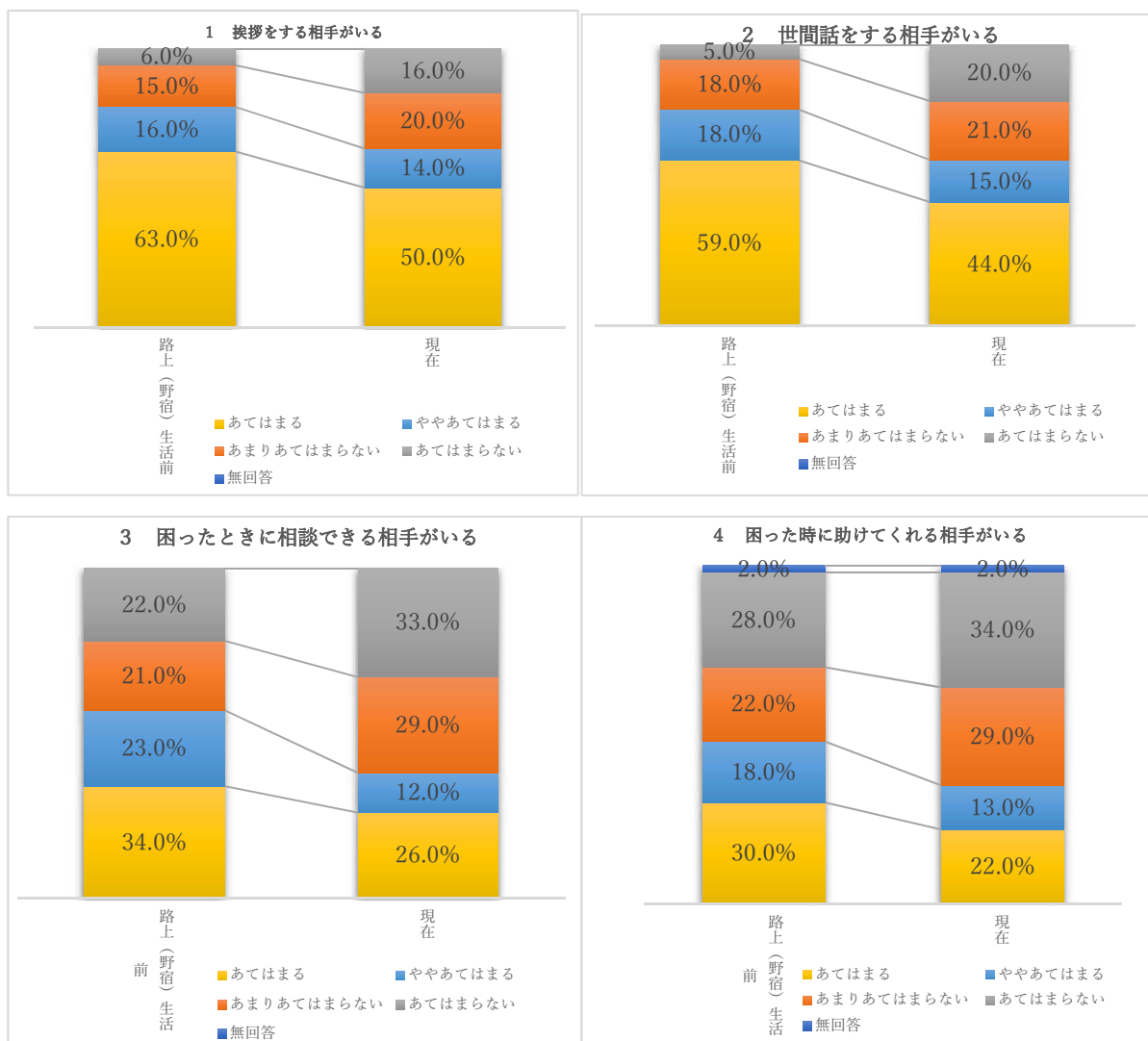
[表 16] 路上（野宿）生活で困ること（複数回答）

期間	平成28年調査			令和3年調査			令和3年調査(国)		
	人数	回答%	ケース%	人数	回答%	ケース%	人数	回答%	ケース%
食べ物が不十分	50	15.6%	35.5%	19	12.7%	19.0%	320	16.8%	28.9%
寝る場所の確保	25	7.8%	17.7%	8	5.3%	8.0%	216	11.3%	19.5%
雨・寒さがつらい	42	13.1%	29.8%	21	14.0%	21.0%	299	15.7%	27.0%
入浴・洗濯ができず清潔を保てない	54	16.9%	38.3%	20	13.3%	20.0%	253	13.2%	22.8%
ホームレス同士のいざこざ	10	3.1%	7.1%	2	1.3%	2.0%	47	2.5%	4.2%
ホームレス以外の人からの嫌がらせ	39	12.2%	27.7%	15	10.0%	15.0%	125	6.5%	11.3%
立ち退くように言われている	34	10.6%	24.1%	10	6.7%	10.0%	106	5.5%	9.6%
その他	66	20.6%	46.8%	55	36.7%	55.0%	544	28.5%	49.1%
有効回答件数	320	100.0%		150	100.0%		1,910	100.0%	
有効回答者数	141		227.0%	100		150.0%	1,108		172.4%

e 周囲とのつながり [表 17]

○ 周囲とのつながりについては、「挨拶をする相手がいる」50%、世間話をする相手がいる44%、困った時に相談できる相手がいる26%、困った時に助けてくれる相手がいる22%と、いずれの項目も路上（野宿）生活前よりかは減少しているものの、一定の人は周囲との関りを維持しています。

[表 17] 周囲とのつながり



(ウ) 路上（野宿）生活までのいきさつ

a 路上（野宿）生活前の仕事〔表 18〕

- 路上（野宿）生活直前の職業については、「建設・採掘従事者（大工、とび、土木工など）」(44.0%)が最も多く、次いで「運搬・清掃・包装等従事者」(11.0%)、「生産工程従事者」(10.0%)が続いており、前回調査や全国の状況と大きな差異は見られません。

〔表 18〕 路上（野宿）生活前の仕事

	平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
管理的職業従事者	1	0.8%	2	1.4%	3	3.0%	13	1.2%
専門的・技術的職業従事者	2	1.6%	2	1.4%	3	3.0%	25	2.2%
事務従事者	0	0.0%	1	0.7%	3	3.0%	23	2.0%
販売従事者	7	5.6%	3	2.1%	3	3.0%	68	6.0%
サービス職業従事者	6	4.8%	7	5.0%	6	6.0%	85	7.5%
保安職業従事者	5	4.0%	2	1.4%	2	2.0%	44	3.9%
農林漁業従事者	1	0.8%	1	0.7%	0	0.0%	11	1.0%
生産工程従事者	10	8.0%	18	12.8%	10	10.0%	146	12.9%
輸送、機械運転従事者	7	5.6%	6	4.3%	4	4.0%	59	5.2%
建設・採掘従事者	60	48.0%	75	53.2%	44	44.0%	410	36.3%
運搬・清掃・包装等従事者	9	7.2%	10	7.1%	11	11.0%	108	9.6%
その他	10	8.0%	11	7.8%	7	7.0%	104	9.2%
職業なし	7	5.6%	3	2.1%	4	4.0%	33	2.9%
有効回答者数	125	100.0%	141	100.0%	100	100.0%	1,129	100.0%

b 仕事の従業上の地位〔表 19〕

- 仕事をしていた時の立場は「常勤職員・従業員」の区分が約 10 ポイント増加した一方、「日雇」が約 15 ポイント減少となりました。

〔表 19〕 路上（野宿）生活前の仕事における立場

	平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
経営者・会社役員	1	0.9%	1	0.7%	3	3.1%	24	2.2%
自営・家族従業者	13	11.2%	10	7.2%	7	7.3%	52	4.8%
常勤職員・従業員	43	37.1%	45	32.6%	41	42.7%	501	45.8%
臨時・パート・アルバイト	27	23.3%	27	19.6%	19	19.8%	254	23.2%
日雇	30	25.9%	50	36.2%	21	21.9%	226	20.7%
その他	2	1.7%	5	3.6%	5	5.2%	36	3.3%
有効回答者数	116	100.0%	138	100.0%	96	100.0%	1,093	100.0%

c 路上（野宿）生活に至った理由〔表 20〕

- 路上（野宿）生活をするようになった理由については、「仕事の減少」(34.0%)、「倒産・失業」(32.0%)「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」(20.0%)などが上位にあがっています。(複数回答)
- 「飲酒・ギャンブル」は 19.0%おりますが、前回調査の 40.4%から大幅に減少しています。

- 調査人数 100 人に対して、理由が 221 件あることから、1 人あたり平均約 2.2 個の理由をあげていることになり、ホームレスが複合的な問題を抱えて、路上（野宿）生活に至っている状況が窺えます。
- また、これらの問題を抱えた背景には、知的・精神・発達障害、依存症等、本人が必ずしも認識しているわけではない、あるいは認識していても一人で解決することが容易でない内面的な課題もあることが考えられます。
- こうした課題への対応としては、周囲の理解のもと、適切な医療や支援制度につなげることが不可欠ですが、多くは十分なサポートを受けられないまま路上（野宿）生活に至り、社会との関係性の喪失と過酷な生活環境の中でより状態を悪化させていることが、各事業の中から見えています。

〔表 20〕 路上（野宿）生活に至った理由

	平成24年調査			平成28年調査			令和3年調査			令和3年調査(国)		
	人数	回答%	ケース%	人数	回答%	ケース%	人数	回答%	ケース%	人数	回答%	ケース%
倒産・失業	37	11.8%	30.3%	30	8.3%	21.3%	32	14.5%	32.0%	260	14.4%	18.4%
仕事の減少	51	16.2%	41.8%	56	15.6%	39.7%	34	15.4%	34.0%	278	15.4%	19.6%
病気・けが・高齢	36	11.5%	29.5%	37	10.3%	26.2%	20	9.0%	20.0%	162	9.0%	11.4%
労働環境が劣悪	9	2.9%	7.4%	11	3.1%	7.8%	8	3.6%	8.0%	62	3.4%	4.4%
人間関係	25	8.0%	20.5%	30	8.3%	21.3%	18	8.1%	18.0%	214	11.9%	15.1%
上記以外の理由で収入減少	10	3.2%	8.2%	5	1.4%	3.5%	1	0.5%	1.0%	18	1.0%	1.3%
借金の取り立て	3	1.0%	2.5%	10	2.8%	7.1%	6	2.7%	6.0%	34	1.9%	2.4%
家賃滞納	27	8.6%	22.1%	34	9.4%	24.1%	18	8.1%	18.0%	150	8.3%	10.6%
契約満了で宿舎を出た	5	1.6%	4.1%	5	1.4%	3.5%	2	0.9%	2.0%	31	1.7%	2.2%
ホテル・簡易宿所等の代金が支払えない	5	1.6%	4.1%	22	6.1%	15.6%	7	3.2%	7.0%	60	3.3%	4.2%
差押えによる立退き	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	12	0.7%	0.8%
退院・退所後の行き先がない	7	2.2%	5.7%	4	1.1%	2.8%	1	0.5%	1.0%	17	0.9%	1.2%
家族との離別・死別							13	5.9%	13.0%	96	5.3%	6.8%
家庭内のいざこざ	19	6.1%	15.6%	10	2.8%	7.1%	17	7.7%	17.0%	90	5.0%	6.4%
飲酒・ギャンブル	38	12.1%	31.1%	57	15.8%	40.4%	19	8.6%	19.0%	78	4.3%	5.5%
その他	42	13.4%	34.4%	49	13.6%	34.8%	25	11.3%	25.0%	241	13.4%	17.0%
有効回答件数	314	100.0%		360	100.0%		221	100.0%		1,803	100.0%	
有効回答者数	122			141			100			1,416		

(I) 健康状態〔表 21〕〔表 22〕〔表 23〕

- 現在の健康状態については、今年度から回答項目が変更になったため、正確な数字の比較をすることができませんが、「よい」(59.0%) が最も多く、全国との状況と大きな差異は見られません。

〔表 21〕 健康状態

	平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
たいへんよい	21	17.2%	22	15.6%	11	11.0%	130	11.1%
よい	48	39.4%	52	36.9%	59	59.0%	613	52.4%
あまりよくない	47	38.5%	58	41.1%	27	27.0%	323	27.6%
よくない					3	3.0%	75	6.4%
分からない・無回答	6	4.9%	9	6.4%	0	0.0%	28	2.4%
回答者数合計	122	100%	141	100%	100	100%	1169	100%

※今年度から項目が変更になったため、参考値
 前回までの調査項目の「良い」を今年度の「たいへんよい」に振り分け
 に振り分け前回までの調査項目の「普通」を今年度の「よい」
 前回までの調査項目の「悪い」を今年度の「あまりよくない」「よくない」に振り分け

- なお、健康状態が「あまりよくない」「よくない」と回答した人の対処方法に

については、「何もしていない」が60%に減少し、「通院している」や「市販薬」と答えた人の割合は前回調査から約10ポイント増加しました。

- 具体的な自覚症状については、多い順に、「歯が痛い」(47.0%)、「体の節々が痛む」(24.0%)、「腰痛」(23.0%)、「目やに、目のかすみ」(20.0%)などとなっています。(複数回答)
- 口腔機能低下は、認知症、全身的な疾患や運動機能、生活機能とも関連性が深いため、引き続き医療受診ニーズの把握から今後の生活改善に向けたアプローチを続けていくことが必要と考えられます。

〔表 22〕健康状態が「よくない」、「あまりよくない」と回答した人の対処方法

	平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
通院している	15	31.9%	11	19.0%	5	16.7%	79	20.0%
市販薬	8	17.0%	7	12.1%	7	23.3%	65	16.5%
何もしていない	24	51.1%	40	69.0%	18	60.0%	251	63.5%
回答者数合計	47	100%	58	100%	30	100%	395	100%

〔表 23〕具体的な症状(複数回答)

	平成24年	平成28年	令和3年	R3(国)
1 めまい	25.4%	20.0%	17.0%	13.5%
2 痺れ、麻痺	23.8%	20.7%	15.0%	11.2%
3 咳が続く	22.1%	13.6%	13.0%	9.1%
4 微熱が続く	6.6%	2.9%	2.0%	2.2%
5 ひどい下痢	19.7%	8.6%	10.0%	6.0%
6 皮膚のかゆみ、発疹	14.8%	16.4%	17.0%	12.6%
7 目やに、目のかすみ	26.2%	21.4%	20.0%	12.9%
8 食欲不振	11.5%	5.7%	6.0%	5.2%
9 急激なやせ	18.9%	14.3%	9.0%	5.6%
10 ひどいだるさ	19.7%	13.6%	18.0%	10.4%
11 耳鳴りがひどい	16.4%	8.6%	9.0%	6.2%
12 吐き気、嘔吐	19.7%	9.3%	9.0%	4.2%
13 むくみ	15.6%	5.7%	9.0%	6.2%
14 頭痛	13.9%	10.7%	12.0%	9.5%
15 腰痛	38.5%	39.3%	23.0%	24.8%
16 腹痛	0.0%	0.0%	12.0%	8.6%
17 歯が痛い	47.5%	63.6%	47.0%	25.7%
18 体の節々が痛む	28.7%	20.0%	24.0%	14.2%
19 不眠	35.2%	26.4%	16.0%	16.2%
20 2週間以上、落ち込みがある	13.1%	8.6%	4.0%	6.6%
21 その他	32.0%	33.6%	19.0%	18.9%
22 なし	11.5%	12.1%	26.0%	30.5%
計	460.7%	372.3%	337.0%	260.4%

(オ) 福祉制度の利用

a 巡回相談員との接触〔表 24〕〔表 25〕

- 巡回相談への相談状況については、巡回相談員に「会ったことがあり、相談した」(54.0%)と「会ったことはあるが、相談していない」(39.0%)と回答した人を合計すると93.0%であり、引き続き市内のほとんどのホームレスにアプローチができています。

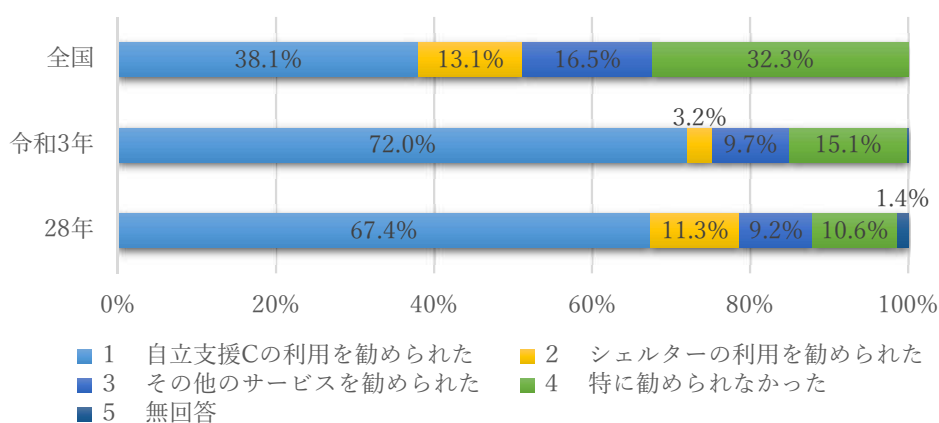
- 特に「会ったことがあり、相談した」は全国と比較して 25 ポイント以上高い数字となっており、巡回相談事業によるアウトリーチが網羅的に行なわれていることを示しています。
- 前回調査を比べて、「会ったことがある」割合に大きな変動はありませんが、「会ったことはあるが、相談していない」が増加しています。

〔表 24〕 巡回相談員との接触

	平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
会ったことがある	118	96.7%	134	95.0%	93	93.0%	899	76.9%
相談した	85	69.7%	109	77.3%	54	54.0%	336	28.7%
相談していない	33	27.0%	25	17.7%	39	39.0%	563	48.2%
会ったことがない	3	2.5%	6	4.3%	7	7.0%	240	20.5%
無回答	1	0.8%	1	0.7%	0	0.0%	30	2.6%
回答者数合計	122	100.0%	141	100.0%	100	100.0%	1,169	100.0%

- 巡回相談員と会ったことのある方は、84.9%が自立支援センターなどの自立支援施策の利用を勧められています。

〔表 25〕 センターを勧められたか



b 自立支援センターの利用〔表 26〕〔表 27〕〔表 28〕

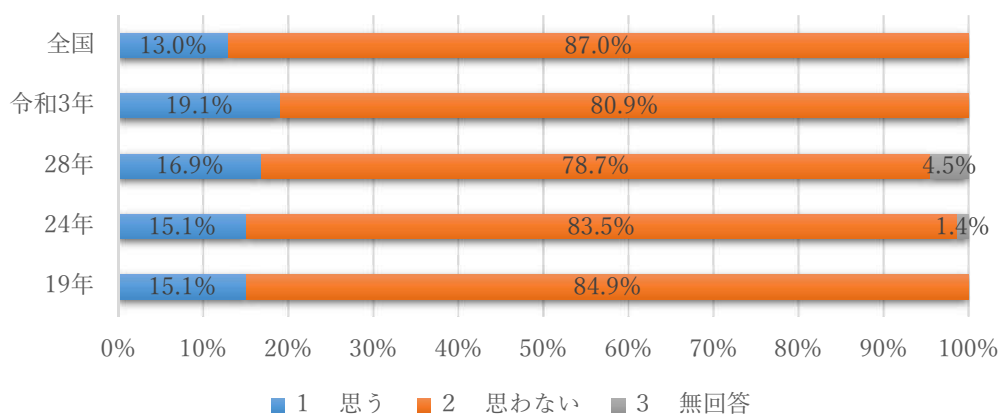
- 自立支援センターについて「知っており利用したことがある」(20.0%)と「知っているが利用したことはない」(68.0%)を合計すると 88.0%であり、認知率、実際の利用ともに全国の状況を上回っている。

〔表 26〕 自立支援センターの利用

	平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
知っている	98	80.3%	124	87.9%	88	88.0%	766	65.5%
利用したことがある	25	20.5%	35	24.8%	20	20.0%	149	12.7%
利用したことはない	73	59.8%	89	63.1%	68	68.0%	617	52.8%
知らない	24	19.7%	16	11.3%	12	12.0%	356	30.5%
無回答	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	47	4.0%
合計	122	100.0%	141	100.0%	100	100.0%	1169	100.0%

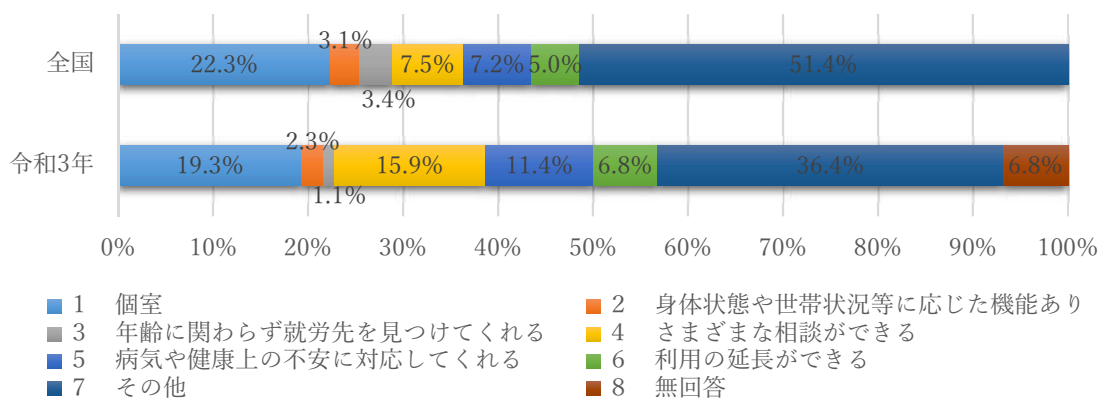
- 自立支援センターを「知っているが、利用したことはない」と答えた人のうち19.0%は、今後自立支援センターを利用したいと思っており、この割合は増加しています。

〔表 27〕 自立支援センターを利用したいと思うか



- 自立支援センターを知っているが利用したいと思わない人は、「個室」「さまざまな相談ができる」「病気や健康上の不安に対応してくれる」などのサービスを求めています。

〔表 28〕 自立支援センター利用にあたり求めるサービス



	令和3年	R3(国)
1 個室	19.3%	22.3%
2 身体状態や世帯状況等に応じた機能あり	2.3%	3.1%
3 年齢に関わらず就労先を見つけてくれる	1.1%	3.4%
4 さまざまな相談ができる	15.9%	7.5%
5 病気や健康上の不安に対応してくれる	11.4%	7.2%
6 利用の延長ができる	6.8%	5.0%
7 その他	36.4%	51.4%
8 無回答	6.8%	0.0%

(カ) 今後の生活について

a 今後の希望〔表 29〕

- 今後の生活に対する希望については、「今のままでよい」と回答した人が最も多い（33.7%）ものの、前回調査（36.9%）から微減しました。
- 一方、就労による自活を希望する人（「アパートに住み、就職して自活したい」と「寮付きの仕事で自活したい」の合計）は15.4%であり、前回調査（11.3%）から4ポイント増加しました。
- また、何らかの福祉的な支援を希望する人（「就職することはできないので福祉支援を受けて生活したい」と「アパートで福祉の支援を受けながら軽い仕事を見つけない」の合計）についても27.9%と、前回調査（22.0%）から5.9ポイント増加しました。

〔表 29〕 今後の希望

	平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
アパートに住み、就職して自活したい	28	22.6%	14	9.9%	14	13.5%	199	17.0%
寮付きの仕事で自活したい	2	1.6%	2	1.4%	2	1.9%	27	2.3%
アパートで福祉の支援を受けながら軽い仕事を見つけない	15	12.1%	9	6.4%	21	20.2%	137	11.7%
就職することはできないので福祉支援を受けて生活したい	20	16.1%	22	15.6%	8	7.7%	86	7.4%
入院したい	2	1.6%	0	0.0%	1	1.0%	2	0.2%
家族のもとに戻りたい	1	0.8%	3	2.1%	2	1.9%	11	0.9%
今のままでよい(路上生活)	33	26.6%	52	36.9%	35	33.7%	466	39.9%
分からない	13	10.5%	16	11.3%	11	10.6%	95	8.1%
その他	10	8.1%	22	15.6%	10	9.6%	115	9.8%
無回答	0	0.0%	1	0.7%	0	0.0%	31	2.7%
合計	124	100.0%	141	100.0%	104	100.0%	1169	100.0%

(キ) 家族の状況について

a 家族・親族の有無、音信〔表 30〕

- 家族・親族の有無については「いる」と回答した人が65.0%と、前回調査から11.6ポイント減少した一方、「分からない」は10.9ポイントの増加となっています。
- なお、「いる」と回答した人のうち、この一年間での連絡状況を「ある」と答えた人は18.5%にとどまりました。

[表 30] 家族・親族の有無

	平成24年調査		平成28年調査		令和3年調査		令和3年調査(国)	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
いる	99	81.1%	108	76.6%	65	65.0%	759	64.9%
いない	16	13.1%	14	9.9%	11	11.0%	177	15.1%
分からない	6	4.9%	17	12.1%	23	23.0%	190	16.3%
無回答	1	0.8%	2	1.4%	1	1.0%	43	3.7%
合計	122	100.0%	141	100.0%	100	100.0%	1169	100.0%

2 これまでの具体的な取組

- 本市は、東京と横浜に挟まれる位置にあり、古くから宿場町・工業都市として発展してきました。一方で、その発展を支えてきた日雇労働者の一部は、景気に左右されながら次第に野宿生活を強いられ、ホームレス問題として顕在化することになりました。
- このような中、市では昭和 46（1971）年 9 月に「川崎市明るいまちづくり対策協議会」を設置し、行政と民間が一体となってホームレスに対する保護や就労支援を進める体制を作りました。また、バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷により、大都市を中心にホームレスが増加し社会問題となりはじめたことから、平成 6（1994）年度以降は、食糧品支給事業や越年対策事業などの緊急援護策を講じて対応を行いました。
- 平成 14（2002）年に国の取組が開始されてからは、特別措置法に基づき、平成 16（2004）年 10 月に「川崎市ホームレス自立支援実施計画（以下「第 1 期計画」という。）」を策定し、緊急援護から自立支援へ施策の転換を行うとともに、平成 21（2009）年 3 月には「第 2 期川崎市ホームレス自立支援実施計画（以下「第 2 期計画」という。）」を策定し、生活づくり支援のさらなる推進を図りました。また、平成 26（2014）年 3 月に策定した「第 3 期計画」では、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるようになること」を基本目標に掲げ、市の実情に応じた施策を展開し、総合的な自立支援の推進に取り組んできました。

(1) 第 3 期計画までの経過

ア 緊急援護施策の実施

- 1990 年代のバブル経済の崩壊をきっかけに、職と住まいを同時に失い、野宿生活を余儀なくされる人の問題が全国的にクローズアップされたことから、本市においても緊急援護策として以下の取組を実施しました。

(以下、文中の①～⑰については「本市における自立支援施策の展開」(24 ページ)の図と対応しています。)

【平成 6（1994）年度】

- ・「食糧品支給事業（①）」を開始。失業等でホームレス状態を余儀なくされ、食事の確

保が困難な人を対象にパン、おにぎりの引換券（通称パン券）を配布
（→平成 18（2006）年度に事業終了）

- ・「越年対策事業（②）」を開始。年末年始期間中に収入が得られないホームレスに対し宿所、食事の提供を実施
- ・ホームレスの健康状態の維持と必要な医療につなげることを目的に「健康対策事業（③）」を開始し、結核健診や健康診断を実施

【平成 7（1995）年度】

- ・「救急医療活動円滑化事業（④）」を開始。救急搬送されたホームレスが円滑に治療を受けられるよう清拭を実施
- ・「ホームレス調査（⑤）」を開始し、市内のホームレス概数等を把握

【平成 8（1996）年度】

- ・「一時宿泊事業（豊家）（⑥）」を開始。失業者や不安定就労者を簡易宿泊所もしくはアパートの確保につなげるため、民間ビジネスホテル「豊家」において一時的な宿所を提供。（→平成 17（2005）年度にて事業終了）

【平成 12（2000）年度】

- ・「街頭相談事業（⑦）」を開始。主に川崎区内の公園を中心に専門の相談員が路上（野宿）生活場所において相談活動を実施
（→平成 18（2006）年度以降、「巡回相談事業」へ移行）

イ 「緊急援護」から「自立支援」へ

- 上記取組の実施にもかかわらず、長引く不況の影響から市内のホームレス数は増加を続け、平成 15（2003）年 7 月には過去最大の 1,038 人となりました。このため、市では国の特別措置法や基本方針を踏まえ、これまでの緊急援護的な対策を見直し、第 1 期計画（平成 16 年度～20 年度）を策定し、ホームレスの野宿生活からの脱却と社会復帰を目的とした自立支援事業への転換を図りました。

【平成 16（2004）年度】

- ・主に川崎駅周辺に起居するホームレスを対象として、宿所、食事、洗濯・入浴施設等を提供し、健康の保持と衛生状態の改善を図ることを目的に「緊急一時宿泊事業（愛生寮）（⑧）」及び「衛生改善事業（⑨）」を開始（定員：16（2004）～18（2006）年度：250 人、19・20（2007・2008）年度：150 人）。
（→平成 20（2008）年度に事業終了）
- ・市民の自主的なホームレス自立支援活動の促進を目的に、「自立支援市民事業助成制度（⑩）」を開始。個人または団体が行う活動の事業費を限度額の範囲で助成。
（→平成 25（2013）年度にて事業終了）

【平成 18（2006）年度】

- ・「自立支援センター事業」を開始し、野宿生活から脱却する意思があるホームレスに対して宿所・食事の提供や自立に向けた支援を実施。
川崎区内に「川崎市就労自立支援センター（⑪）」（現「川崎市自立支援センター日進町」・定員 82 人、平成 28（2016）年度から 80 人）及び「富士見生活づくり支援ホーム（⑫）」（定員 150 人。→平成 23（2011）年 3 月閉所）を開設。これに伴い、単独では必要性が薄れた「食糧品支給事業」及び「一時宿泊事業（豊家）」を終了。
- ・「街頭相談事業」を「巡回相談事業」として市内全域へ事業範囲を拡大。

【平成 20（2008）年度】

- ・幸区内に「川崎市就労自立支援センター分館（⑬）」（現「川崎市自立支援センター南幸町」・定員 10 人、平成 28（2016）年度から 15 人）を開設。
- ・「緊急一時宿泊事業（愛生寮）」について、5 年の期限到来により事業終了。
- ・自立支援センター退所後の日常生活の安定を図るため、アパートに転居する前に一人暮らしの訓練をすることを目的とした「グループホーム型事業（⑭）」を開始。
（→平成 26（2014）年度以降、「アフターケア事業」へ移行）

ウ 自立支援施策の拡充

- その後、市では「生活づくり支援の推進」を目指し、第 2 期計画（平成 21 年度～25 年度）を策定するとともに、第 3 期計画（平成 26 年度～30 年度）では、「ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるようになること」を基本目標に掲げ、施策の充実を図りました。

【平成 21（2009）年度】

- ・高津区内に「富士見生活づくり支援ホーム分館（⑮）」（現「生活づくり支援ホーム下野毛」・定員 30 人、平成 24（2012）年度から定員 40 人、平成 26（2014）年度から定員 50 人）を開設。

【平成 22（2010）年度】

- ・川崎区内に「川崎市就労自立支援センター別館（⑯）」（「川崎市自立支援センター渡田」・定員 60 人、平成 24（2012）年度から 50 人）を開設。
（→平成 27（2015）年度に事業終了）
- ・「富士見生活づくり支援ホーム」について 5 年の期限到来により閉所。

【平成 25（2013）年度】

- ・「自立支援市民事業助成制度」について、平成 23（2011）年以降申請実績がなかったことから、第 2 期計画終了とともに事業終了

【平成 26（2014）年度】

- ・「グループホーム型事業」を見直し、単身世帯での生活訓練を行う「アフターケア事業

(⑰)」に事業再編

- ・「自立支援センター渡田」について土地・建物等の契約期間満了に伴い、平成 27 (2015) 年 3 月閉所

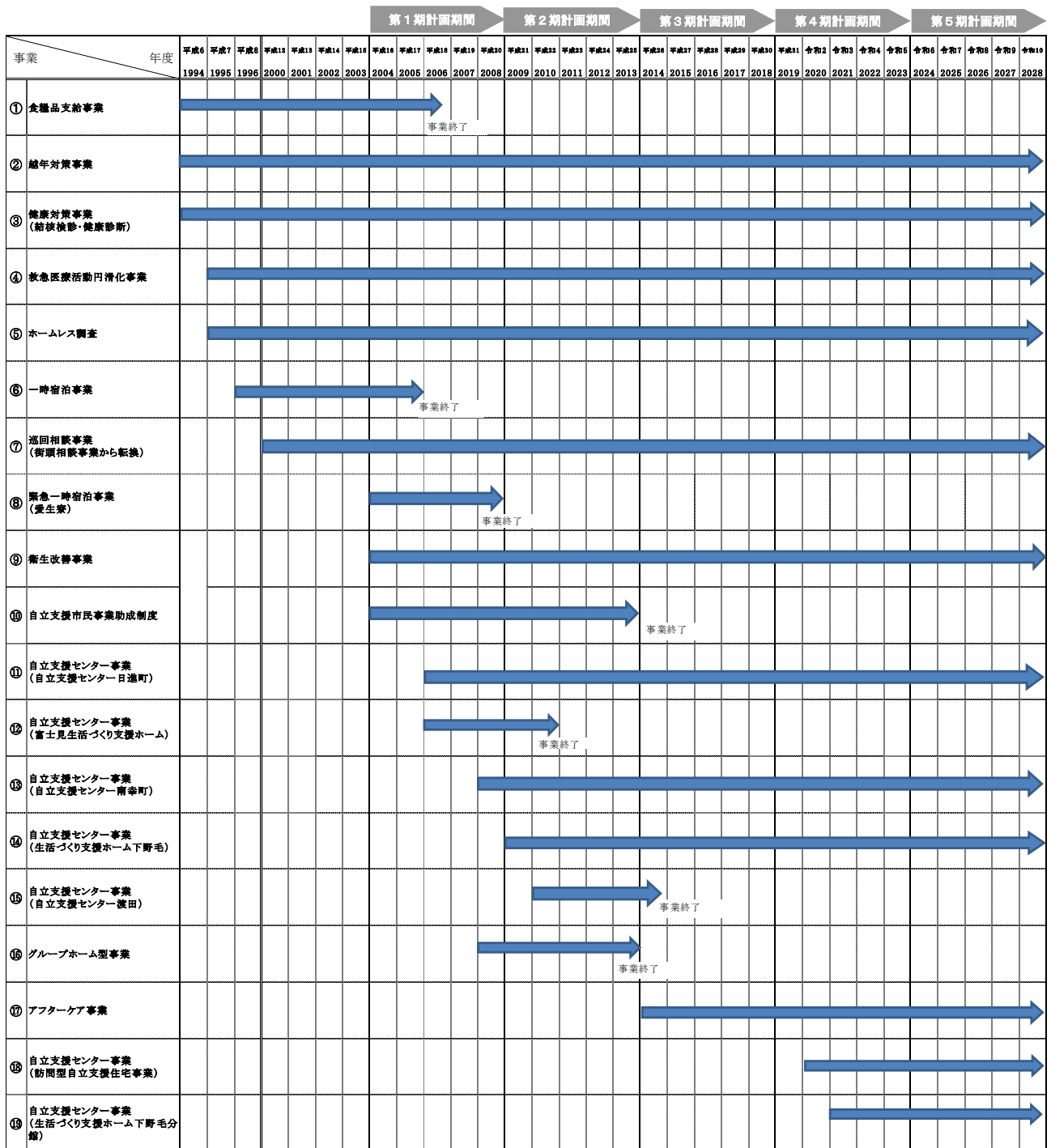
【平成 27 (2015) 年度】

- ・ 困窮者支援法施行に伴い、下記のとおり変更。
センター利用希望者に係る収入及び資産要件の設定
センター入所期間の法定化（原則 3 か月、最長 6 か月）
「自立相談支援事業」の相談支援プロセスを踏まえた支援の実施
- ・ 自立支援センターにおける「コース制度」の見直し
入所時は全員「見極めコース」での入所（ただし、「緊急避難コース」入所者を除く）
とし、インテーク面接、アセスメントを実施した上で課題等に応じて支援プラン（案）
を作成、その後、「支援調整会議」を実施し、支援者間で支援内容や目標の適切性を検
討・共有した上で、「就労自立コース」もしくは「生活支援コース」に振り分ける。

【平成 29 (2017) 年度】

- ・ 精神科医との合同巡回を開始。専門的な見地から助言を受けながら、アプローチして
いる。

本市における自立支援施策の展開 (第4期計画までの取組及び第5計画における施策の継承)



(2) 第4期計画期間における具体的な取組の実施状況並びに評価及び課題

第4期計画では「一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援による安定した地域生活の実現をめざして」を基本方針に掲げ、個々の事情に即した施策の充実を図りました。第4期計画期間における具体的な取組の実施状況並びに評価及び課題については、次の通りです。なお、この内容については、令和5年(2023)年度第1回市民懇談会において報告しています。

ア ホームレス自立支援事業

(7) 巡回相談事業

【事業の概要】

巡回相談事業は、川崎区の公園において日中に実施していた街頭相談事業を、平成18(2006)年度に市内全域に拡大し、専門の巡回相談員が野宿生活場所を訪問して相談活動を行うこととしたものです。本事業では、一人ひとりの生活状況や健康状態を把握し、それぞれの状況に応じた相談支援を行うとともに、必要により、自立支援センターや訪問型自立支援住宅事業の案内、福祉事務所への相談、医療機関への受診などにつなげるなど、自立支援施策への入り口として、重要な役割を担っています。

また、通常の写真事業に加え、台風や降雪時の警戒の呼びかけ、食事を摂れていない人に対する食糧や水の提供、健康状態が悪化した人や、けが等で歩行困難に陥った人の搬送など、緊急時の対応も併せて行っています。

【第4期期間中の取組状況、実績】

a 新規ホームレスの早期把握による、固定化の防止〔表31〕〔表32〕

一人でも多くのホームレスにアプローチできるよう効果的、網羅的な巡回を実施するため、次の取組を行っています。

- 日中の巡回相談に加え、夜間及び深夜帯にも定期的に巡回を実施し、日中は目立たないものの屋外で起居しているホームレスに対しても支援を実施しています。
- 市民や事業者等から、「これまでホームレスが居なかった場所に新たにホームレスを見かけた」などの情報の提供があった場合には、巡回計画を調整して早期に現場を訪問し、定着する前に自立支援施策に繋がるようにしています。
- 日頃から、マンションや商業施設、公共施設等の管理担当者等からホームレスに関する連絡をいただけるよう関係を構築し、新たにホームレスとなった方の情報を、早期に収集しています。

【参考】

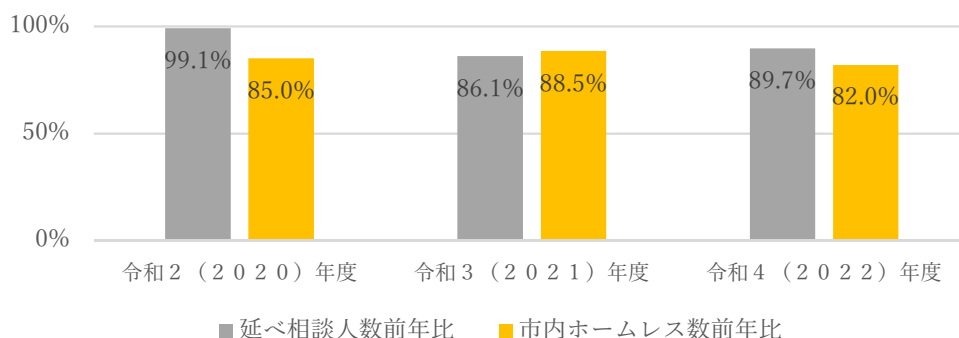
市役所へのホームレスに関する情報提供等件数(年度合計 単位:件)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
情報提供数	78	116	119	92

〔表31〕巡回相談員による訪問人数と市内ホームレス数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
延べ相談人数	5,990	5,939	5,112	4,588	21,629
市内ホームレス数	214	182	161	132	
1人あたりの相談数(目安)	28.0	32.6	31.8	34.8	

[表 32]



b 丁寧な相談対応による、路上（野宿）生活の長期化の防止

- 生活状況や路上（野宿）生活期間など一人ひとりの状況に応じた頻度で、効果的に訪問しています。
- 令和3年度からは巡回相談員を増員し、同年度の条例改正に伴って資源物の持ち去りが禁止された影響で、アルミ缶等の収集・売却で生計を立てていた方が生活に行き詰まることのないよう、丁寧な相談対応を実施しています。
- 集団生活や福祉制度の利用に対して拒否感が強く、路上（野宿）生活が長くなっているものの、アパートでの生活が可能とみられる方に対しては、住まいの確保を優先し、訪問による重点的な支援を行う「訪問型自立支援住宅事業」（以下「訪問型事業」という。）を、入居後のイメージが持てるよう丁寧に案内し、7人の方が入所しました。
- 巡回時には、自立に向けた支援者としての立場を明確にして、丁寧な聞き取りを行うとともに、台風や大雪時の警戒・火災予防の呼びかけ、通院や役所への同行などホームレスが必要とする支援を行うことにより、人と人の関係として厚い信頼関係を築いています。それにより、路上（野宿）生活からの脱却に繋がるわずかなサインを見逃さないようにしています。

c 医療的視点に基づく支援 [表 33]

- 精神科医との合同巡回を月1回実施し、医師が直接相談に応じたり、医師の助言を日頃の相談支援に活用したりしています。
- 健康福祉局の精神保健部門や各区の障害者担当や女性相談担当と連携し、困難ケースへのアプローチ方法を検討したり、役割分担の上で保健師やソーシャルワーカーによる訪問を調整したりするなど、複数の視点からの支援を実施しています。

[表 33] 巡回相談により関係機関につないだ人数

(単位：人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
医療機関	30	31	21	25	107
福祉事務所	4	1	7	20	32
自立支援センター	97	49	39	33	218
合計	131	81	67	78	357

d 不安定な居住環境にある人に対する支援施策の周知〔表 34〕

- 終夜営業店舗や知人宅を転々とする方などが、失業等をきっかけにホームレスとなることを未然に防ぐため、次のとおり自立相談支援機関（だい JOB センター）の案内チラシやカードを挟んだティッシュを配架し、支援施策を周知しています。

〔表 34〕 配架先

配架先	ネットカフェ	10 店舗
	サウナ	1 店舗
	ビジネスホテル	1 店舗

【事業の評価】

- 早期把握により、路上（野宿）生活期間の短い方を中心に自立支援センター入所に繋がっています。生活実態調査の結果では、ホームレスのうち 75.0%が 5 年以上路上（野宿）生活を送っていますが（9 ページ）、自立支援センターに入所したホームレスの約半数は路上（野宿）生活が 1 か月未満となっています。このことから、新規ホームレスに対し、路上（野宿）生活に慣れる前のできるだけ早期に接触することにより、路上（野宿）生活の定着を防いでいると考えられます。
- 市内全体を限られた人員で巡回しているため、巡回ルートから外れている場合や、清潔感が保たれた外見の場合などには、巡回相談事業では気付くことができないことがあり、さらに市民等からの情報を有効に活用していくことが必要です。
- 生活実態調査の結果（第 2 章 1(2)イ(オ)（〔表 24〕）、巡回相談員に「会ったことがあり、相談した」「会ったことはあるが、相談していない」を合計すると 93.0%に達しており、市内のほとんどのホームレスにアプローチができています。路上（野宿）生活期間の長期化が進んでおり、アプローチできて自立支援施策を周知できているものの、施策に繋がらない人へどのようにアプローチしていくかが課題です。
- 信頼関係を築いていることにより、自己や周りのホームレスが困ったときに、ホームレスから巡回相談員に連絡が来て、自立支援センター等の自立支援施策に繋がっています。
- 訪問型事業を案内したことにより、これまで支援に繋がらなかったホームレスが路上生活から脱却することができ、非常に有効でした。しかし、なお、現在の生活に困り感がなく、自らの意思で路上（野宿）生活を続けている人が一定数います。また、客観的には路上（野宿）生活が厳しいとみられても、本人が希望しない場合には、自立支援センター入所等による保護ができないため、ホームレスの起居する施設や土地の管理者と連携して、粘り強く自立を促していく必要があります。
- 資源物の持ち去り禁止の影響としては、短期的には、アルミ缶のストック等の売却により生活費を工面できる場合もあるとみられますが、時間の経過とともに、生活費に困窮する方も出てくると考えられるため、今後も訪問時に丁寧にアプローチしていく必要があります。
- 台風や大雪時の声掛けによる自立支援センターへの緊急入所や、衛生改善事業やワ

クチン接種の際の自立支援センター利用、越年対策事業、健康診断での受診勧告などは、自立支援センター入所に抵抗がある方に対して、自立支援施策への入り口としての大切な機能を果たしています。

- 関係部署との連携による医療的視点を活用した支援は、それにより路上生活から脱却できたケースがあり、有効でした。今後は、さらに関係部署から得られた意見を、巡回相談だけでなく、自立支援センター入所者の支援についての助言や円滑な支援のための情報として生かしていく必要があります。
- それでもなお、精神疾患等が疑われる状態にあり、正常な判断ができずに路上生活を続けている人がいるため、体調の不具合などの契機を見逃さずに通院のきっかけを見つけ、精神科受診に繋げる必要があります。
- 生活実態調査の結果、健康状態が「あまりよくない」「よくない」が3割を占めているとおり（15 ページ）、ホームレスの高齢化に伴い、健康状態の不調を訴える人も少なくないことから、巡回相談の際に配慮する必要があります。
- 不安定な居住環境にある人が支援に繋がるケースは多いですが、まだ支援に繋がっていない方が多くいると考えられます。一部の終夜営業店舗等へ自立支援施策のチラシを配架していますが、さらなる周知が必要です。
- ホームレス等の中には、路上（野宿）生活や不安定な居住環境から脱却を考えているものの、自立支援センターでの集団生活や一定のルールの中での生活に拒否感がある方もいると考えられますので、他の入所できる施設に関する情報提供をしていくことも有効と考えられます。

(イ) 自立支援センター事業

【事業の概要】

自立支援センターは、自立の意思がありながらホームレス等となることを余儀なくされている人や、台風・降雪などにより緊急的な避難を要するホームレス等を対象に、一定期間、宿所・食事を提供するとともに、利用者一人ひとりが抱える自立阻害要因を見極め、それぞれの状況に応じた支援を実施し、自立に結び付ける、市のホームレス支援の中核をなす事業です。

平成 18（2006）年度の事業開始時は、2 館体制での運用（定員 232 人）でしたが、令和 6（2024）年 3 月現在、4 館体制、定員 153 人で運営しています。

各センターの定員・入所対象者等は、〔表 35〕のとおりです。

〔表 35〕 自立支援センターの定員、入所対象者等

（単位：人）

施設名	定員	所在地	入所対象者	備考
川崎市自立支援センター日進町	80	川崎区	川崎区・幸区に起居するホームレス等	男性のみ
生活づくり支援ホーム下野毛	50	高津区	中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区に起居するホームレス等	一部女性枠あり
生活づくり支援ホーム下野毛分館	8	高津区	自立支援センターで見極め期間が終了し、単身での居宅生活が可能と見込まれるもの	
川崎市自立支援センター南幸町	15	幸区	市内に起居する女性及び高齢で介助等を必要とするホームレス等	
合計	153			

※川崎市自立支援センター日進町および生活づくり支援ホーム下野毛の定員には、訪問型自立支援住宅（各1人）を含む

各自立支援センターには、施設長、生活相談支援員、事務員等を配置し、定期的な面接等により入所者の稼働能力や日常生活能力の見極めを行うとともに、就労が可能な人には求職活動や就職後の貯蓄・就労定着に関する支援等を、就労による自立が困難な人に対しては福祉制度の活用などによって地域で安定した生活が営めるよう支援を行います。なお、第4期の自立支援センターにおける支援体制見直しの経過は以下の通りです。

自立支援センターにおける支援体制見直しの経過〔表36〕〔表37〕

【令和元（2019）年度】

○ ショートステイ事業の運用開始

集団生活や福祉制度の活用に対して拒否感が強く行政の支援につながりにくい、長期に路上等で起居するホームレスに対して、短期間（最長3泊4日）の宿泊体験の機会を提供することによって自立支援センターでの支援等を理解してもらい、路上生活からの脱却の契機とする「ショートステイ事業」の運用を開始しました。

【令和2（2020）年度】

○ 感染症等の拡大防止対策の実施

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、施設内での感染拡大を防ぐため、施設の体制を整えました。具体的には、自立支援センター内で熱発者など体調不良者が発生した場合に、療養施設等に入所できるまでの一時的に隔離できる部屋を予め用意する、手指消毒用のエタノールや体調不良者と接触する際の手袋やガウンといった衛生用品の活用、うがい手洗いの励行などを実施しました。

○ 訪問型事業を試験運用

集団生活に抵抗感が強く、自立支援センター入所に至らず、路上（野宿）生活が長期化、固定化しているホームレスへの対応として、自立支援センターを経由せずにアパートに入居してもらい、生活体験の場と一人一人の状況に合わせた生活支援を提供するため、中原区内に1室「訪問型自立支援住宅」を設置し、試験運用を開始しました（令和3年度から正式運用）。

○ ビジネスホテルを活用した満床、感染症対策

コロナ禍以前は自立支援センターの稼働率が約90%と高止まりしており、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、ホームレスやネットカフェで生活をしていた居住不安定者が収入を得にくくなり、自立支援センターの入所者がさらに増える恐れがありました。そのため、市内のビジネスホテルに御協力いただき、ビジネスホテルに自立支援センターの既入所者のうち独居生活が可能の方を移して、センターに新たな入所者のための枠を確保することで、居所を失って福祉事務所に相談に来た方が、満床により自立支援センターに入所ができないことがないようにしました。

また、自立支援センター内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した際に、様々

な事情で療養施設に行くことができない陽性者を自立支援センター内で隔離するため、検査の結果が陰性だった方をホテルに移すことで、入所者への感染の拡大を防止し、施設の新規受け入れ再開を早められるようにしました。

○ 本市のホームページへの掲載

ホームレス等が自立支援センター等の自立支援施策に繋がるよう、ホームページに「住所がない場合等の相談先」として自立支援センターの紹介と福祉事務所の連絡先を掲載しました。

【令和3（2021）年度】

○ 生活づくり支援ホーム下野毛分館設置

自立支援センターの稼働率が高く、満床で受け入れできない事態が危惧されること、また、生活づくり支援ホーム下野毛には社会的ニーズが高まっている個室がないことから、新たに民間アパート8室を借り上げ、生活づくり支援ホーム下野毛分館として開所しました。他の自立支援センターでの見極めが終了し、独居生活が可能で手厚い支援を必要としないと判断された方が入所しています。

【令和4（2022）年度】

○ 訪問型自立支援住宅の増設

令和3年度から本格運用した「訪問型自立支援住宅」について、ホームレスの多い川崎区に1室増設し、既存の中原区の住宅と合わせて、2室体制での運用を始めました。

〔表36〕各自立支援センターの定員見直しの状況

（単位：人）

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援センター日進町	80	80	80	79	79
訪問型自立支援住宅(日進町)	—	—	—	1	1
生活づくり支援ホーム下野毛	50	49	49	49	49
訪問型自立支援住宅(下野毛)	—	1	1	1	1
生活づくり支援ホーム下野毛分館	—	—	8	8	8
自立支援センター南幸町	15	15	15	15	15
合計	145	145	153	153	153

※令和2年度以降、自立支援センター満床時や、感染症発生時の陰性者の移動先としてビジネスホテルを活用

〔表 37〕 自立支援センターにおけるコース制度（平成 27（2015）年度以降）

名称	目的	対象者	備考
見極めコース	一定期間自立支援センターで生活状況等を見守り、自立阻害要因を把握するとともに就労能力、単身居宅生活の可否などの見極めを行い、支援の方向性を決定する。	全員（ショートステイ、緊急避難コースでの入所者を除く）	入所時はショートステイ、緊急避難コース入所者以外は、全員見極めコースでの入所となる。
就労自立コース	安定した職の確保及び就労によるアパー	見極めの結果、就労阻害要因がない、又は軽微で就労による自立が可能と見込まれる者	支援調整会議において支援プラン案の確認を行うとともに「就労自立」もしくは「生活支援」にコース変更を行う。
生活支援コース	傷病の治療、障害者手帳の取得、要介護認定等、自立阻害要因を排する、または制度利用の手続きを進めた上で、主に生活保護等、福祉の援護により安定した住居の確保を支援する。	見極めの結果、高齢・傷病・障害等により、入所期間における就労自立が困難な者	
ショートステイ	短期間の宿泊体験の機会を提供することで、自立支援センターでの支援施策の内容を正しく理解してもらい、本入所へつなげられるようにする。	集団生活や福祉制度の活用に対して拒否感が強く行政の支援につながりにくい、長期に市内の路上等で起居するホームレス	利用期間は、原則として1泊2日から3泊4日
緊急避難コース	台風や降雪時などの災害、その他の事情により緊急的に避難を要する者に一時的な避難場所を提供する。	台風や降雪時などの災害、その他の事情により緊急的に避難を要する者	

【第 4 期期間中の取組状況、実績】

a 入所状況の分析

○ 〔表 38〕は自立支援センターの入退所の状況と施設稼働率の推移を示したものです。令和 2 年度までは稼働率が 9 割近くと高い状態でしたが、令和 3 年度以降減少傾向にあります。

これは、住居確保給付金制度の拡充やその周知の促進、コロナ禍の対策として実施された様々な給付金等の支援制度により、居所喪失を回避できたためと考えられます。

〔表 38〕 自立支援センターの入退所の状況及び稼働率の推移

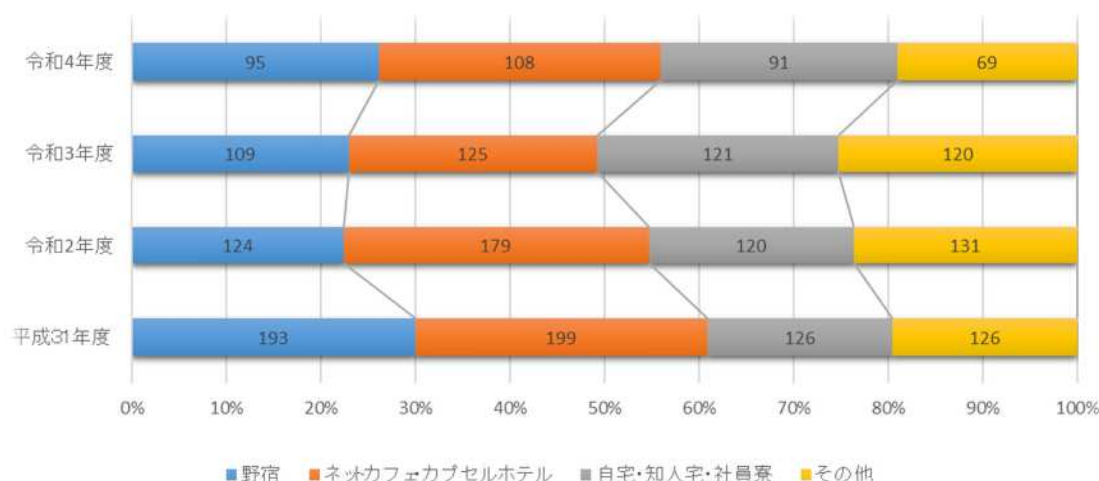
（単位：人）

	第3期計画		第4期計画									
	H26～H30平均		平成31年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		H31～R4平均		
新規入所者	624.4		644	554		484		377		514.8		
退所者数	590.0		635	569		469		373		511.5		
就労自立	117.8	19.5%	148	23.3%	121	21.3%	102	21.7%	85	22.8%	114.0	22.3%
福祉自立	233.2	40.3%	205	32.3%	207	36.4%	185	39.4%	155	41.6%	188.0	36.8%
その他退所	239.0	40.3%	282	44.4%	241	42.4%	182	38.8%	133	35.7%	209.5	41.0%
センター移動	20.4		8	5		17		19		12.3		
施設稼働率(年平均)	84.8%		89.7%	86.0%		67.5%		58.7%				

○ 〔表 39〕は自立支援センター入所直前の居所の状況です。

市内のホームレスの減少（6 ページ）に関わらず、自立支援センターの新規入所者数が一定数いることの要因として、野宿以外の不安定な居住環境（ネットカフェ・カプセルホテル、知人宅・社員寮…等）で生活していた人がそこでの暮らしを維持できなくなったことにより、入所に至るケースが挙げられます。この傾向は第4期計画期間においても続いており、令和4（2022）年度に関しては自立支援センター全入所者の7割以上（73.8%）が入所直前の居所を「野宿以外」と回答しています。

〔表 39〕 自立支援センター入所直前の居所（単位：人）



※生活づくり支援ホーム下野毛分館については、各センターからの移動となるため、除いています。

○ 〔表 40〕 は自立支援センター入所直前の居所を「野宿」と回答した人の野宿期間の状況です。いずれの年度においても野宿期間 1 か月未満が最も多く、4年間の平均でも 5 割以上（50.9%）を占めており、令和3年調査の路上のホームレスの野宿生活期間（約 9 割が 1 年以上の野宿生活）と大きな乖離がみられます。〔表 39〕 のとおり、自立支援センター入所者の多くが入所直前の居場所が野宿以外であることと併せて考えると、自立支援センター入所者の多くは野宿生活をほとんど経験せず、ネットカフェ、社員寮、他都市の施設等の不安定な居住環境から入所に至っていることがうかがえます。

〔表 40〕 入所直前「野宿」の人の野宿期間（単位：人）

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計	
入所直前 野宿の人の 野宿期間	1か月未満	94	67	56	47	217	50.9%
	1～3か月	28	15	12	10	55	12.9%
	3～6か月	11	11	5	4	27	6.3%
	6か月～1年	9	2	5	6	16	3.8%
	1年以上	47	24	28	18	99	23.2%
	不明	4	5	3	10	12	2.8%
合計		193	124	109	95	426	100.0%

- [表 41] は年度ごとの自立支援センター入所者の入所時年齢を示したものです。第4期計画期間中の自立支援センター入所者の平均年齢は各年度とも53歳前後で推移しており、路上のホームレスの平均年齢（令和3年調査：65.2歳）との乖離がみられます。なお、年齢構成については各年度で大きな変動はうかがえませんでした。

[表 41] 自立支援センター入所者の年齢構成

	入所時の年齢								合計	平均年齢
	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	不詳		
平成31年度	46	82	126	147	145	88	10	0	644	53.5
令和2年度	31	66	116	131	107	89	14	0	554	54.1
令和3年度	34	51	95	116	103	65	11	0	475	53.9
令和4年度	29	43	70	73	80	57	11	0	363	53.9

※生活づくり支援ホーム下野毛分館については、各センターからの移動となるため、除いています。

- [表 42] は、入所後、自立支援センターで医療扶助を活用した方の人数です。入所者の半数以上の方が医療の必要な状態です。

[表 42] 医療扶助の利用者数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
自立支援センター日進町	184	194	176	126	680
生活づくり支援ホーム下野毛	102	86	84	48	320
自立支援センター南幸町	44	44	44	40	172
合計	330	324	304	214	1,172
新規入所者に対する割合	51.2%	58.5%	62.8%	56.8%	

c 自立支援センターにおける支援

- 困窮者支援法に基づき、以下により入所者一人ひとりの自立に向けた支援プランを作成しています。
- ・ インテーク・アセスメントシート（国標準様式）を活用した面接の実施及び生活歴、課題等の把握
 - ・ 施設における生活状況等に基づく日常生活能力、稼働能力の見極め・評価（食事、健康維持、清潔保持、金銭管理、就労、コミュニケーション能力、社会手続きその他）の実施
 - ・ 入所者との課題や目標の共有、ストレングス視点に基づく支援プランの作成、支援調整会議の実施

[表 43] プラン作成件数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援センター日進町	430	388	302	235
生活づくり支援ホーム下野毛	193	186	127	134
自立支援センター南幸町	53	51	54	37
合計	676	625	483	406

- また、(a)～(d)により就労、生活、居住、健康管理の分野ごとに支援を実

施しています。

(a) 主な就労支援メニュー

インテーク面接により入所者の属性を正確に把握し、作成した支援方針に従い、担当の支援員や就労支援員が、個々の状況に応じ、就職や就労の継続のための支援を行っています。・生活歴、職歴等の聞き取りによる職業適性の把握

- ・履歴書の作成、面接の受け方の助言
- ・ハローワーク等への同行
- ・求職手段、頻度、採用の可否等の確認及び助言
- ・就職後の勤務状況や収入の確認
- ・ハローワーク、寿労働センターとの連携
- ・求職活動や就労の際に必要な交通費の支給及び貸し付け

(b) 主な生活支援メニュー

- ・転入転出等の届け出、身分証明書の取得、各種障害者手帳の住所変更、口座開設等に関する支援
- ・各種障害者手帳、要介護認定等の申請
- ・年金受給権調査、裁定請求等に関する支援
- ・多重債務者などの法律相談（司法書士、法テラス等）へのつなぎ
- ・あいさつ、言葉づかい、身だしなみ、その他社会生活を営む上で必要となる基本的なモラルや規則正しい生活習慣獲得のための助言
- ・施設、居室等の清掃活動
- ・各種プログラム（内職作業、書道、料理、依存症学習会等）の実施
- ・福祉的就労（就労継続支援A型、B型事業所等）へのつなぎ
- ・生活保護等、福祉制度へのつなぎ

(c) 主な居住支援メニュー

- ・緊急連絡先、連帯保証人の確保等に係る支援
- ・低家賃の民間賃貸住宅等に関する情報提供
- ・物件の同行見学
- ・賃貸借契約時の不動産業者への同行支援
- ・福祉施設入所に向けた支援
- ・アフターケア事業に関する情報提供（自立支援センター退所後の再野宿防止）

(d) 主な健康管理支援メニュー

- ・入所時健康診断の実施
- ・看護師による健康相談の実施
- ・服薬管理支援の実施
- ・通院同行支援の実施
- ・こころの健康課の医療相談の利用

- ・巡回相談の精神科医による面談と福祉事務所との結果の共有
- ・アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に対する専門医等へのつなぎ

d 退所状況の分析

○ [表 38] のとおり、第4期計画期間中の入所者は全施設合計で2,059人、退所者は2,065人、うち就労により自立した人は456人(22.3%)、福祉制度活用により自立した人は752人(36.8%)、自主もしくは規則違反により退所した人は838人(41.0%)でした。

なお、ショートステイ事業利用者は2名とも本入所に至り、路上(野宿)生活から脱却しました。

○ [表 44] は自立支援センター入所直前の居所におけるネットカフェ・カプセルホテル経由の入所者のその後の退所状況を示したものです。平成31(2019)～令和4(2022)年度の全施設合計の退所者610人のうち、就労により自立した人は228人(37.4%)となっており、第4期計画期間中の全退所者に占める就労自立者の割合(22.3%)を大きく上回っています。

[表 44] ネットカフェ・カプセルホテル経由入所者の退所状況

(単位:人)

	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		合計	
退所者数	205		172		131		102		610	
就労自立	75	36.6%	69	40.1%	46	38.4%	38	37.3%	228	37.4%
福祉自立	30	14.6%	39	22.7%	39	29.8%	25	24.5%	133	21.8%
その他退所	100	48.8%	64	37.2%	46	35.1%	39	38.2%	249	40.8%

e 訪問型事業の状況

○ 訪問型事業の利用者数は、令和5年9月末時点9人で、7人が退所、そのうち5人が福祉自立しました。1人は、自立支援センターでの見守りが必要になったため、自立支援センターに移動しました。1人は自主退所となり、自立に至りませんでした。

○ 福祉自立した5人の平均入所期間については、255.0日(最短168日、最長403日)となっており、センター平均入所期間(令和4年度87.8日)と比較して自立までに時間を要することが分かりました。これは、長期に路上生活を行ってきた中で、住民票の抹消や失踪宣告がなされ(入所した9人のうち3人が失踪宣告)、その取り消しからマイナンバーカード取得までに時間を要してしまうことが大きな要因となっています。

【事業の評価】

○ 特別措置法に定義されている路上(野宿)生活を送るホームレスに加えて、終夜営業店舗等、不安定な居住環境にあり、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方についても、福祉事務所への相談をきっかけに自立支援センター入所に繋げ、自立に向けた支援をすることができています。

- 入所直前の居所がネットカフェやカプセルホテルであった人は、路上（野宿）生活等からの入所者と比較して就労による自立率が高い傾向が見られ、就労面でのサポートが有効な支援になっています。
- 居所を失った方への支援の特性として、福祉事務所に相談に来た方を、いつでもその日に自立支援センター等で受け入れられるよう、十分な入所枠を確保しておく必要があります。分館やビジネスホテルに自立支援センターの既入所者のうち独居生活が可能の方を移して、センターに新たな入所者のための枠を確保することにより、一時的に需要が増しても対応できるようにしていますが、それらの施設に馴染まない方の対策も必要です。
- 精神疾患等が疑われ、健康管理支援に繋げる必要があるものの、本人に病識や困り感がなく、支援に繋がらない人がおりますが、最後まで支援を受けて自立し、退所後に安定した地域生活を送るためには、医療機関や相談機関に繋げる必要があります。
- 自立支援センター入所者の年齢に大きな変動はありませんが、ホームレスの高齢化が進んでおり、高齢者施設の活用に加え、自立支援センターにおいても要介護状態のホームレスを受け入れざる得ない場合があります。
- 退所者の約6割が自立に至っており、自立支援センターでの支援の成果と考えられます。
- しかし、約4割の人が自主もしくは規則違反等により退所しています。そのような人は、お金の預け入れ等の施設の規則や集団生活に対して抵抗感がある場合や、身体的には健康にもかかわらず就労して自立する意欲を持ちづらい、就労の継続が難しい等のケースが挙げられます。ただ、そのような課題に対しても、基本的に何度でも自立支援センターへの入所を可能とすることで、本人の「自立したい」という機運を逃さないようにし、最終的に自立できるように支援ができています。
- 訪問型事業は、長期に路上（野宿）生活を送る方に対し、有効な自立のための手段ですが、アパート等転出するために自立支援センター入所者と比べて長い期間を要してしまうことが多いため、受入先の部屋に空きが出にくい状況です。これでは「空き待ち」状態が長く続き、長期間路上（野宿）生活を送っていた人が自立を決意したタイミングで入居ができない事態が懸念されます。
- 第4期計画期間中に訪問型事業を利用した方は、独居生活に全く問題がないものの長期に路上（野宿）生活を送ってきた方でしたが、そうした方の自立が進んだ後には、独居生活にある程度課題がある方の支援が課題となります。
- 自立支援センターでの集団生活に拒否感があるものの、路上生活の期間が長くはないなど訪問型事業の対象にはならない人に対しては、一定程度の生活能力があると判断できれば施設入所後早期に分館へ移動させて、自立に結びつけられています。
- ショートステイ事業については、対象となる、長期に路上（野宿）生活を送る人は、短期間であってもなかなか自立支援センター入所に踏み切れず、利用者が伸びませんでした。
- 自立支援センターの個室以外は、密な状態で、食堂や風呂など共有部分も多い環境ですが、感染症拡大をある程度防止することができました。今後も新型コロナウイルス感染症に加えて風邪やインフルエンザが流行することが想定されるので、引き続き

感染拡大を防止するための手段をとる必要があります。

(ウ) アフターケア事業

【事業の概要】

アフターケア事業は、自立支援センター退所後の再野宿の防止と地域定着を目的に実施している事業で、支援メニューとして、「アフターケア支援」と「ファーストハウス」の二通りがあります。

「アフターケア支援」は、自立支援センターを退所し、民間アパート等に居所設定した人を対象に、相談支援員が訪問等を行い、生活状況・就労状況の確認、その他日常生活における助言支援等を行うことで再野宿の防止を図ります。利用期間は最長2年間となっていますが、アフターケア利用開始1年後に生活状況等の評価を行い、安定していることが確認できた場合は1年を目途に利用を終了しています。

また、「ファーストハウス」は野宿生活が長い、もしくはアパート生活の経験が少ない等の理由で単身居宅生活に不安が残る人を対象として、市営住宅の空き住戸などの活用により居宅生活の訓練を行います。平成28(2016)年度からは主に金銭管理に課題のある人に対象を絞ったファーストハウスも開設(定員4名)しており、収支の把握や生活費のやりくり等を確認しながら支援を行っています。

【第4期期間中の取組状況、実績】

a アフターケア支援について

(a) 利用状況

〔表45〕は各年度のアフターケア支援の利用者数の推移を表しています。

- 自立支援センター利用者数の減少に伴い、アフターケア支援を必要とする対象者も減少し、支援の利用者が減少していますが、非常に高い定着率を保っています。
- 再野宿化を防ぐため、次のとおり効率的・効果的に支援を実施しています。
 - ・週1回から3月に1回まで、利用者の状況に応じたメリハリをつけて訪問しました。
 - ・利用者の担当CW等と適切に情報を共有しました。
 - ・支援の内容について、生活保護・自立支援室と定期的に会議の場を設け、確認しました。
 - ・利用者の課題が多様化、複雑化していることを踏まえ、様々な専門機関と連携して支援しました。例えば、地域とのつながりが持てるよう老人いこいの家や障害者の地域活動支援センターの利用を勧めました。

〔表 45〕 アフターケア支援の利用状況

(単位:人)

	第3期計画中	第4期計画中					平均
	H26～H30平均	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計	
年度当初利用者		132	116	100	109		114.3
新規	101.0	113	84	92	52	341	85.3
終了	74.6	129	100	83	82	394	98.5
定着等	66.8	124	99	83	81	387	96.8
再野宿	7.8	5	1	0	1	7	1.8
年度末利用者		116	100	109	79		101.0
定着率	89.5%	96.1%	99.0%	100.0%	98.8%	98.2%	

(b) 相談状況

〔表 46〕 は各年度の相談内容の推移を表しています。

- アフターケア支援における相談内容としては、生活（福祉）相談が最も多くなっており、生活費のやり繰りやゴミ出しの方法など細かな相談にも対応しています。
- アパート更新の際には事前に契約状況を確認し、更新手続きを適宜補助する等の支援を行うことによってアパート喪失の防止を図っています。
- 利用者の中には読み書きや事務手続き等に支援を要する人がいるため、利用期間中に福祉事務所との関係づくりや地域の支援機関につなぐことも定着支援の重要な役割となっています。

〔表 46〕 アフターケア支援における相談内容

(単位:件)

	平成31年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
生活(福祉)	614	47.9%	314	35.6%	956	72.3%	1,021	67.6%
就労	78	6.1%	100	11.3%	10	0.8%	13	0.9%
住宅	152	11.9%	201	22.8%	76	5.7%	116	7.7%
医療	205	16.0%	186	21.1%	73	5.5%	82	5.4%
法律	36	2.8%	27	3.1%	11	0.8%	24	1.6%
人権	5	0.4%	1	0.1%	0	0.0%	3	0.2%
その他	191	14.9%	54	6.1%	196	14.8%	252	16.7%
合計	1,281	100.0%	883	100.0%	1,322	100.0%	1,511	100.0%

b ファーストハウスについて

〔表 47〕 計画期間中のファーストハウス整備状況

市営住宅活用	8室
自立支援センター南幸町建物内	4室

※民間アパート1室については、利用者減のため令和3（2021）年度末に閉室し、訪問型自立支援住宅へ転用しました。

(c) 支援状況

- 平成 31 (2019) 年度から令和 4 (2022) 年度までの新規入所者数は合計 36 人、退所者は 38 人でした。退所者のうち、33 人がアパート等の確保により自立 (就労自立 2 人、福祉自立 31 人) しましたが、5 人が失踪や自主退所により、再野宿となりました。
- 口座振替手続き等により滞納を防ぐとともに、南幸町のファーストハウス入所者を対象に、出納帳の活用による家計の見える化支援を行いました。

[表 48] ファーストハウスの入退所状況

(単位:人)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
入所者		7	15	9	5	36
退所者		7	17	10	4	38
	就労	0	0	2	0	2
	福祉	7	14	6	4	31
	その他	0	3	2	0	5

【事業の評価】

<アフターケア支援>

- 高い定着率を維持しており、転居間もないトラブルが起きやすい時期に効果的な相談支援を行うことにより、再野宿化を防ぐ上で、本事業は有効な手段となっています。
- 本事業利用者は生活保護受給者が多いですが、事業終了を見据えて生活保護の金銭管理支援サービスやあんしんセンターの支援につなぐのに、時間がかかっています。
- 地域との繋がりを持つために地域の社会資源を活用して居場所を作るにあたり、コミュニケーションが難しい方や過去の職歴・生活歴が負い目を感じている場合などは、円滑な利用に向けたハードルが高くなっています。

<ファーストハウス>

- 居宅生活に向けた訓練の場として有効に活用されていますが、稼働率が低いことから、今後の在り方について検討する必要があります。

(I) 越年対策事業

【事業の概要】

年末年始の緊急援護事業として平成 6 (1994) 年度から実施してきた事業であり、休業により就労の機会が得られないなどの事情を抱えるホームレスに対し、宿所、食事の提供、健康相談などを行い、最低限度の生活を保障するとともに、事業終了後 (年始の開庁日以降) は利用者の希望に応じて福祉事務所への相談や自立支援センター等、適切な自立支援施策につなげています。

【第 4 期期間中の取組状況、実績】

a 利用状況

- [表 49] は各年度の事業利用人数等の推移を、[表 50] は利用者の年齢分布を示しています。
 - ・ホームレスの減少に伴い、事業利用人数も減少傾向にあります。
 - ・期間中の利用人数は合計 150 人（医療機関受診は 5 人）、平均年齢は 64 歳前後で推移しており、生活実態調査により把握している路上のホームレスの平均年齢（65.2 歳）と符合がみられます。
- 令和 2 年度から新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるため事業開始前日に事前面談を行うとともに、従来行っていた広いスペースに全ての方が寝泊まりする形から、利用者間の間隔を十分空け、間仕切りを設置するなど、感染拡大の防止に配慮した形で実施しました。また、それにより、プライバシーの確保も図ることができました。

[表 49] 越年事業の利用人数等の推移

(単位:人)

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
利用人数	合計	56	34	32	28	150
	男	56	34	32	26	148
	女	0	0	0	2	2
	1日あたり平均	52	31	31	27	
病院受診		3	1	0	1	5
実施場所		・教育文化会館 ・自立支援センター日進町 ・生活づくり支援ホーム下野毛 ・自立支援センター南幸町				

[表 50] 事業利用者の年齢分布

(単位:人)

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
10代	0	0	0	0	0
20代	1	0	0	0	1
30代	4	0	0	0	4
40代	4	4	2	3	13
50代	11	4	7	6	28
60代	19	13	11	11	54
70代	15	11	10	7	43
80代	2	2	2	1	7
合計	56	34	32	28	150
平均	61.9歳	65.8歳	65.1歳	63.3歳	
60歳以上割合	64.3%	76.5%	71.9%	67.9%	

b 事業の周知及び支援等

- 事業の実施にあたっては、事前に巡回相談事業において周知、広報を行うとともに、実施期間中にも必要に応じて市内の巡回を行い、利用を案内しています。また、期間中は以下の支援を行っています。
 - ・宿所、食事、シャワー等の提供

- ・タオル、下着、歯磨きセット等日用品の支給
- ・看護師による健康相談の実施
- ・医療機関への受診補助
- ・面接相談及び事業終了後の意向調査の実施（全利用者を対象）

- [表 51] は事業終了後（年始の開庁日以降）の自立支援センターへのつなぎと、その後の状況について示したものです。事業の期間中に、利用者から丁寧な聞き取りを行ったり、自立支援センター等市のホームレス自立支援施策について写真や図を用いてわかりやすく説明したりした結果、平成 31（2019）年度から令和 4（2022）年度において事業を利用した全 150 人中、29 人（19.3%）が事業終了後に自立支援センターに繋がりました。また、そのうち 10 人が自立を果たしました（就労自立 0 人、福祉自立 10 人）。

[表 51] 越年事業終了後の自立支援センターへの入所及びその後の状況

(単位:人)

			平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
越年事業利用者数			56	34	32	28	150
越年事業 終了後の 状況	自立支援セン ター入所につな がった者	人数	10	8	3	8	29
		割合	17.9%	23.5%	9.4%	28.6%	19.3%
	自立支援セン ター入所後の状 況	就労自立	0	0	0	0	0
		福祉自立	3	2	1	4	10
		その他退所	7	6	2	2	17
	自立率	30.0%	25.0%	33.3%	50.0%	34.5%	

※令和5年6月末時点入所中2名

c 今後の事業継続に向けた調整

- 現在会場として利用している教育文化会館が、将来的に取り壊されることから、代替場所の検討と庁内調整を進めました。

【事業の評価】

- 路上のホームレスの減少に伴い、事業の利用人数自体は減少傾向にあるものの、利用者は安全安心な環境で年末年始を過ごすことができ、緊急援護事業としての目的を適切に果たしています。今後、利用人数がさらに減少する可能性があります。既存の自立支援センターの空ベッドのみで当事業を実施することは、センターに拒否感のある人の利用が難しくなり、本来の目的を果たせなくなることから、難しいものと考えます。
- 感染拡大防止対策をしたことで、コロナ禍以降も会場で新型コロナウイルス感染症陽性者は発生せず、事業を遂行することができました。
- 面接や退所時意向調査で丁寧に今後の希望等の聞き取りを行うことにより、事業終了後、一定割合の人が自立支援センター入所、野宿生活からの脱却につながっており、巡回相談事業同様、自立支援施策への入り口の一つとしての機能も果たしています。

- 自立支援センター等に繋げるのが事業の目的の一つではありますが、路上生活の長期化に伴い、越年終了とともに当然のように元の生活に戻る人が増えています。
- 今後、教育文化会館の閉館に伴い、令和8年度以降の越年対策事業の会場の選定を行っていく必要があります。

(f) 衛生改善事業

【事業の概要】

ホームレスの衛生状態を改善するため、自立支援センターの洗濯や入浴設備を開放する「リフレッシュ事業」を実施しています。

【第4期期間中の取組状況、実績】

利用を希望するホームレスに自立支援センター（日進町、下野毛）の洗濯や入浴設備を開放するとともに、衣類等の提供も行い、衛生状況の改善を図りました。また、希望する人には福祉制度や自立支援センターの入所について案内し、相談支援にもつなげています。

[表 52] リフレッシュ事業の延べ利用人数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
延べ利用者数	1,203人	1,258人	1,041人	789人

【事業の評価】

- ホームレスの最低限の衛生環境を保つことができました。本事業を機に、良好な人間関係を築くことが難しいホームレスでも、自立支援センターの職員や施設自体に安心感を得て、センター入所を決断するに至った人もいます。
- ホームレスが本事業利用した際に、他の支援を必要としているホームレスについて自立支援センター職員が情報提供を受けるなど、衛生環境の改善だけでなく、情報交換の場ともなり、巡回相談の一助となっています。

(g) ホームレス調査

【事業の概要】

「ホームレスの実態に関する全国調査」として国からの受託により実施している事業であり、目視により起居の場所ごとの人数を把握する概数調査（年1回）と個別面接により生活実態を把握する生活実態調査（おおむね5年ごと）があります。

【第4期期間中の取組状況、実績】

- a 概数調査（第2章参照）
- b 生活実態調査（第2章参照）

調査にあたっては河川や公園等の施設管理者やホームレスの支援団体等の協力を得るとともに、移動型のホームレスの実態を把握するため、日中だけではなく、夜間や深夜の時間帯も調査を行いました。

【事業の評価】

- 国の実施要領等に従って目視（概数調査）やアンケート形式（生活実態調査）で調査することにより、ホームレスに関する正確なデータを得ることができました。
- 国に報告し、本計画の改定や毎年の事業点検に活用するとともに、報道やホームページを通じて広く市民に情報提供することができました。

イ 関係機関との連携による個別分野の取組

(7) 就業の機会の確保に関する取組

【取組の概要】

ホームレス等の中には、良好な人間関係の構築が難しい方、いつも仕事が長続きしない方など、就労先の確保や継続にあたり、何らかの配慮や支援を必要とする方もいます。そのため、自立支援センターでの就労支援にあたっては、専門機関と連携し、就労能力、希望職種のほか、障害の有無や程度等も正確に把握した上で、それぞれの状況に応じた就業の場を、職業訓練から常用雇用に至るまでの段階、又は様々な半就労半福祉的自立の形態ごとに、安定的に確保・提供しています。

【第4期期間中の取組状況、実績、評価等】

a 公共職業安定所（ハローワーク）との連携

- ハローワークから自立支援センターに就労支援ナビゲーターの派遣を受け、センター内で入所者に対する職業相談を実施しています。

b 県ホームレス就業支援協議会（寿労働センター）との連携

- [表 53] は県ホームレス就業支援協議会による就業機会確保支援事業の実施状況です。同協議会で民間事業所への訪問等を行い、臨時的・軽易な仕事及び求人の開拓、求人情報の収集等を行っています。

[表 53] 県ホームレス就業支援協議会による就業機会確保支援事業の実施状況

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
接触した事業所数	1,092	1,195	1,102	1,087
(うち訪問した事業所数)	1,092	558	1,101	1,068
確保した求人情数	273	364	432	459
確保した求人数	1,879	1,936	2,244	2,377

- [表 54] は県ホームレス就業支援協議会による自立支援センターにおける就業支援事業、職場体験講習事業、就職支援セミナー事業の実施状況です。

・就業支援事業では、寿労働センターから自立支援センター（日進町、下野毛）に就業支援相談員の派遣を受け、相談の結果、期間中に合計 169 人が就業に至りました。

・職場体験講習事業は、事業所等で働くことに対する不安の解消等を目的に一定期間、職業体験を行う事業であり、自立支援センター入所後の稼働能力等の見

極めにも効果を発揮しています。

- ・就職支援セミナー事業は、キャリアカウンセラー等の専門講師の派遣により、就職活動の心構え、面接のマナー及び履歴書の作成方法についての指導・助言及び就職活動に役立つノウハウの付与を行う事業であり、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった回もありましたが期間中、合計 55 回、252 人が参加しました。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度以降は職場体験講習の機会や就業者数の減少が見られました。

〔表 54〕 自立支援センターにおける就業支援事業等の実施状況

			平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
就業支援 相談	登録者数	日進町	61	29	24	38	152
		下野毛	72	45	43	27	187
		合計	133	74	67	65	339
	のべ相談 件数	日進町	524	244	228	107	1,103
		下野毛	409	246	267	129	1,051
		合計	933	490	495	236	2,154
	就業者数	日進町	55	23	6	15	99
		下野毛	30	18	17	5	70
		合計	85	41	23	20	169
職場体験講習 (受講者数)		日進町	14	3	3	4	24
		下野毛	38	30	23	19	110
		合計	52	33	26	23	134
就職支援 セミナー 事業	回数	日進町	11	2	6	11	30
		下野毛	5	3	6	11	25
		合計	16	5	12	22	55
	参加人数	日進町	42	4	14	31	91
		下野毛	56	24	38	43	161
		合計	98	28	52	74	252

【事業の評価】

- 両事業により、生活困窮者を対象とした就労支援の実績豊富な相談員との面接を、自立支援センター内で受けられ、就職先の紹介を受けたり、就職活動に関する様々な相談に応じてもらえたりすることで、早期の就職に繋がっています。

(イ) 安定した居住の場所の確保に関する取組

【取組の概要】

居所の喪失や、それに伴い住民票を失うと、求職活動が困難になるだけでなく、健康保険への加入ができず、医療機関への受診が難しくなる、また地域とのつながりが切れてしまう等、様々な社会資源との関係を途絶えさせる原因になることから、自立支援センター入所者に対して、不動産業者等と連携し、民間アパート等の安定した住まいの確保に向けて支援しています。

【第 4 期期間中の取組状況、実績、評価等】

- 自立支援センターでは、民間の不動産業者と連携して、転居先確保を図っています。
- 本市では、「住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、外国人市民その他住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅

の供給の促進に関する法律（通称：住宅セーフティネット法）」に基づき、市、不動産関係団体、居住支援団体等が参加する総合的な居住支援の検討の場として「川崎市居住支援協議会」を設立しており、その取組みとも連携して、ホームレス等の居住の場所の確保に努めています。

- 自立支援センター退所者のおよそ半数は、民間アパート等入居に至っています。家賃滞納歴がある、高齢、障害や病気を抱えるなどの課題を抱える入所者が多い中、保証人の不在に関してはすまいの相談窓口などで保証協会を有効に活用することで問題を解決し、すまいを確保することができています。

〔表 55〕 自立支援センターからアパートへの転居実績

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援センター退所者数	353人	328人	287人	240人
うちアパートへの転居人数	184人	191人	168人	140人
退所者に占める割合	52.1%	58.2%	58.5%	58.3%

(ウ) 保健及び医療の確保に関する取組

【取組の概要】

路上（野宿）生活においては、栄養状態や健康状態が悪化しているにもかかわらず、必要な保健・医療サービスを受けられないケースが多いことから、医療機関、保健所、福祉事務所との連携のもと、個々の病状に応じた保健及び医療の確保に努めるとともに、生活保護制度や介護保険制度につなぎ、健康状態の改善に努めています。

【第4期期間中の取組状況、実績】

a ホームレスに対する健康診断、結核健診の実施

- ホームレスの健康意識の向上、疾病予防を目的に、平成6年度から健康診断及び結核健診を実施し、有所見者については、自立支援センター入所等により医療機関を受診するよう促しています。
- 第4期計画期間中は各年度10人前後の受診者で推移しており、延べ受診者数は53人（うち、結核り患者数は0人、所見あり人数は50人）でした。ホームレス数減少に伴い、受診者数も減少しています。

〔表 56〕 健康診断、結核健診受診者数及び所見人数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検診日	12月12日	12月18日	12月17日	12月16日
検査項目	問診、エックス線、身長・体重測定、尿検査、血圧測定、血液検査			
会場	教育文化会館			
受診人数	22人	12人	6人	13人
所見人数	20人 (要指導3人) (要医療17人)	12人 (要指導0人) (要医療12人)	6人 (要指導0人) (要医療6人)	12人 (要指導4人) (要医療8人)

b 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の実施

- 住民票がなく、身分証がない状態の方は診療所等でのワクチン接種が難しいことから、令和3年度からホームレスと自立支援センター入所者を対象としたワクチン接種を自立支援センター内で実施しています。

〔表 57〕 新型コロナウイルス感染症ワクチンののべ接種実績

実施場所	令和3年度	令和4年度
自立支援センター 日進町	2回実施 ホームレス等 23 人 センター入所者 12 人	4回実施 ホームレス等 44 人 センター入所者 28 人
生活づくり支援ホーム 下野毛	2回実施 ホームレス等 9 人 センター入所者職員 11 人	2回実施 ホームレス等 13 人 センター入所者職員 30 人
自立支援センター 南幸町	2回実施 ホームレス等 2 人 センター入所者 5 人	実施なし (希望する入所者は、他2施設にて接種)

c 医療機関との連携・協力（「救急医療活動円滑化事業」の実施）

- ホームレスが救急搬送された際等に診療行為を円滑に行うために必要な清拭を行う「救急医療活動円滑化事業」を、平成7（1995）年度から川崎市病院協会への委託により実施しています。
- ホームレスの減少に伴い、対象人数は減少傾向にあります。

〔表 58〕 救急医療活動円滑化事業の実施人数及び対象医療機関数

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施人数	104人	86人	74人	55人
対象医療機関数	37件	37件	37件	38件

【事業の評価】

- 健康診断で所見ありとなったのを機に自身の健康管理を気にかける、居所を構えて定期的に受診することを目指し、自立支援センターに入所する方がおり、ホームレスからの脱却に繋ぐことができています。
- 生活実態調査で3割の方が体調について「あまりよくない」「よくない」と回答している中、市内ホームレスの受診率は昨年度 10%程度であるため、より受診率が向上することが望まれます。
- 現在会場として利用している教育文化会館が、将来的に取り壊されることから、その対応が必要です。
- ホームレスの中には、他の手段でのワクチン接種が難しいと思われる方もおり、貴重な機会となっています。
- 救急医療活動円滑化事業により、衛生面で課題があるホームレスも清潔に医療受診することができており、ホームレス等の病院受入を円滑にしています。

(イ) 生活に関する相談及び指導に関する取組

【取組の概要】

居所を失って福祉事務所に相談にする方の中には、単に経済的に余裕がなく居所を失っただけではなく、高齢・障害・DV被害など、複数の課題を抱えている方もいますので、それらの課題に対応できる部署とも連携して対応しています。また、各種研修の参加等により、自立支援センター職員等の資質向上に努めています。

【第4期期間中の取組状況、実績、評価等】

- 各区福祉事務所を窓口として相談を受け、個人個人の課題に応じて、巡回相談事業や自立支援センター等、ホームレスの自立支援施策と相互に連携しながら適切な支援を行っています。また、他部署との連携を深めるため、関係課長会議や担当者会議、日頃の情報交換等を通じて、情報交換や課題の共有を行い、居所を失った方が、最も適切な支援を受けられる施設に入所できるようにしました。
- 自立支援センター職員等は、国・県・市の生活困窮者支援にかかる研修を受講し、高い水準の支援を実施できる体制を確保しています。

(ロ) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への支援に関する取組

【取組の概要】

終夜営業店舗等で起居するなど、不安定な居住環境で生活する方に対しては、巡回相談事業にて施策を周知しているほか、川崎市生活自立・仕事相談センター（だい JOB センター）等と連携して、現在の居場所を失い、ホームレスに陥ることのないようにしています。

【第4期期間中の取組状況、実績、評価等】

- だい JOB センターとの連携に努めた結果、不安定な居住環境で生活する方がだい JOB センターで相談し、自立支援センター入所に繋がったケースがあり、有効な取組みと考えています。

(ハ) 人権擁護に関する取組

【取組の概要】

ホームレスに対する襲撃や嫌がらせ等の事件・事故を防止するため、学校や人権の担当部局、警察と連携して、差別的な意識が払拭されるよう啓発します。

【第4期期間中の取組状況、実績、評価等】

- 川崎市人権施策推進基本計画や人権パンフレット（「HUMAN RIGHTS」）にホームレスの人権擁護、自立支援の取組及び相談窓口の設置について掲載し、市民に向けた啓発を実施しました。
- 教育委員会では、冊子「子どもたちの健やかな成長を願って」を教職員に配布し、人権尊重教育や道徳授業の中で、ホームレスへの理解や接し方についての教育を行いました。また、夏休みや冬休みの初めと終わりの時期にあわせ、年7回程度、ルー

トを設定してパトロールを実施したり、相談電話を設置したりしました。

- ホームレスへの襲撃があった際に、警察署と自立に向け連携して取組み、自立に至ったケースがありました。

(キ) 地域における生活環境の改善に関する取組

【取組の概要】

ホームレスが起居している場所や施設の管理者は、巡回等を行って適正な利用を確保していますので、ホームレスの支援にあたっては、そういった活動と緊密に連携し、ホームレスが自立支援施策に円滑につながるようにしています。

また、令和4年度からゴミ集積場からの資源物の持ち出しが禁止されたことに伴い、環境局にてアルミ缶の持ち去り等を行っている方への指導を行っていますので、ホームレスに関する情報を共有し、連携しています。

【第4期期間中の取組状況、実績、評価等】

- 施設管理者との情報共有及び合同巡回を実施しています。
 - ・多摩川河川敷にて、国土交通省（京浜河川事務所）と毎月合同巡回を実施
 - ・公園や道路については、市民から通報や苦情があった際などに各区道路公園センターや国土交通省（横浜国道事務所）と合同巡回を実施
 - ・マンションや商業施設等から連絡があった場合にも、施設管理者と合同巡回を実施
- 合同巡回の際には、施設管理者とこれまでの対応状況や今後の方針等の確認を行った上で、ホームレスの人権にも配慮しながら、施設管理者からは荷物の撤去指導等を、ホームレス自立支援担当からは福祉事務所への相談や自立支援センターの案内などを行い、ホームレスが支援につながりやすいように工夫しました。また、河川敷の巡回においては、洪水や火災への注意を促し、ホームレスに被害が及ばないよう声掛けしました。
- 環境局の協力のもと、京浜河川事務所と連携して、本人了承のもと、ホームレスが起居していた河川敷の小屋を撤去し、再び別のホームレスが起居することのないようにしました。
- 環境局がゴミ集積場をパトロールする中で、ホームレスと訴える人に出会った際は、その情報を提供してもらい、ホームレスの自立支援に活用しました。
- ホームレスの巡回相談員が中心となって、施設管理者等と緊密に連携することで、ホームレスが自立を決断し、自立支援施策に繋がっています。

(ク) ホームレスの自立の支援を行う民間団体との連携に関する取組

【取組の概要】

広い市域に滞在するホームレスに関して、巡回相談等でそのすべてを把握するのは困難です。市内では、ボランティア団体等が熱心にホームレス支援に取り組んでいますので、そうした団体と連携して支援に取り組むとともに、川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会を開催し、関係者から意見を聴取しました。

【第4期期間中の取組状況、実績、評価等】

- ボランティア団体等からホームレスに関する情報を得て、巡回相談事業などで活用するとともに、団体の活動を通じて市の自立支援施策を周知することができました。
- 年1回、懇談会を開催し、本計画の進捗などに説明し、委員や関係機関等からホームレス自立支援施策の推進に関して意見を聴取しました。

第3章 第5期川崎市ホームレス自立支援実施計画

1 計画の基本的な考え方

(1) 基本目標

基本目標

一人ひとりの状況や課題に応じたきめ細やかな相談支援による、安定した地域生活の実現をめざして

「ホームレスの実態に関する全国調査」の結果からホームレスの現状をみると、人数は着実に減少している一方で、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化の傾向がより一層顕著になっています。また、ホームレスに至る要因について目を向けると、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気や、けが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っていることがわかります。

特別措置法では、ホームレスを「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」と定義していますが、自立支援センターでは路上（野宿）生活以外のネットカフェ等終夜営業店舗や知人宅からの入所者が全体の7割以上をしめ、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある不安定な居住環境にある方への支援も重要と考えられます。

国は基本方針において、高齢化や長期化等、ホームレスの状況や社会情勢の変化に即した支援の必要性、生活の基盤となる安定した居所の確保、居住支援協議会を活用した関係者間の連携、個々の事情に基づいたきめ細やかな相談や支援の実施、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が地域において日常生活を営むための支援の実施等について明記しています。

第5期計画では、このようなホームレスの現状や国の基本方針を踏まえ、ホームレスが一人ひとり抱える保健、医療、福祉、就労（雇用）、住宅、教育など、ホームレスを取り巻く様々な分野における課題について、一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな支援により、ホームレスが地域社会を構成する一員として居場所と役割、社会とのつながりを取り戻し、本人が望む生活を実現できるよう、総合的かつ計画的に支援施策（事業）を推進していきます。

(2) 施策推進にあたっての考え方

施策推進にあたっての考え方

- ア 「トータルサポート」の考えに基づいた自立支援の展開
- イ 地域福祉社会におけるセーフティネットの構築

(1)で掲げた基本目標の達成に向け、第5期計画では、困窮者支援法における相談支援プロセスを踏まえつつ、「トータルサポート」による自立支援施策を展開していくとともに、地域社会におけるセーフティネットの構築を目指して取組を進めていきます。

ア 「トータルサポート」の考えに基づく自立支援の展開

本市における「トータルサポート」とは、ホームレスが置かれている状況に応じて設定した5期を、「線」と「面」でつなぎ合わせることにより行う、総体的（トータル）できめ細かな支援（サポート）のことです。

(ア) 「線」としての考え方

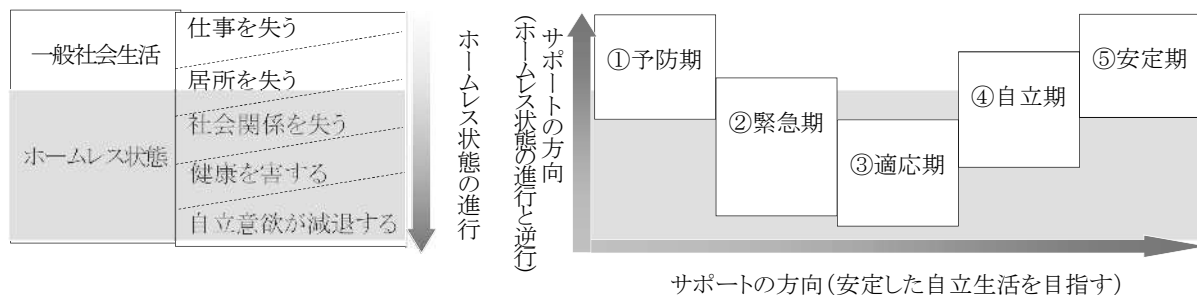
「線」としての「トータルサポート」とは、支援者との出会いから自立まで、又は現在必要な支援と将来に向けた長期的な支援というように、時系列でとらえたサポートを指します。ホームレス状態へ進行する例として、「職を失い、居所を失い、社会関係を失い、健康を害し、自立意欲が減退する」という流れがあることから、ホームレスに陥っていく状態を5期に対応させ、対策を講じていきます。

(イ) 「面」としての考え方

「面」としての「トータルサポート」とは、ホームレスを取り巻くあらゆる環境において、行政のほか、様々な民間主体（NPO 法人、事業者等）や地域住民等によって広範に行われるサポートを指します。

第4期計画では、「面」としてのサポートが十分に機能するよう、「自助・互助・共助・公助」をバランスよく組み合わせながら、自立支援の取組を進めていきます。

●ホームレス状態と「トータルサポート」



① 予防期（ホームレスとなるおそれのある人への相談の実施）

生活困窮者の相談窓口である川崎市生活自立・仕事相談センター（だい JOB センター）等、各種相談機関や福祉事務所とともに、互助を含む多様な主体による広範な連携のもと、ホームレス化の防止に取り組みます。

② 緊急期（個々のニーズや自立阻害要因の把握）

ホームレス状態となった人について、巡回相談員、施設管理者等と情報を共有しながら、個々の状況に応じて必要な支援を行います。

具体的には、巡回相談の実施により、一人ひとりの状況や本人の意思を確認しながら、福祉事務所への相談や医療機関への受診、自立支援センター入所につなげます。また、自立支援センター入所後はインテーク等を実施し、自立阻害要因の迅速かつ的確な把握に努めます。

③ 適応期（自立阻害要因に対する具体的な対応及び自立意欲・社会性等の回復）

自立支援センターにおいて、日常生活能力や就労可否等の見極めを行いながら、自立阻害要因や入所者本人の意向を踏まえ、自立に向けた支援プランを作成します。

なお、支援にあたっては一人ひとりの状況を踏まえ、関係機関と連携しながら、阻害要因の解消と自立意欲・社会性の回復に向け適切な取組となるよう留意します。

例えば、健康状態不良で就労が困難な人については医療受診を、加齢に伴いADLが低下した要介護状態の人等については介護認定の申請等を行います。

また、一般就労が可能な段階に至っていない若年層等については、職業体験や就職支援セミナー等をとおして自立意欲や社会性の習得、回復を目的とした取組を推進します。

④ 自立期（就労に限らない様々な形態の自立に向けた支援の実施）

自立支援センターで作成した支援プランに基づき、安定した地域生活が営めるよう個々のニーズに応じたきめ細かな支援を実施します。

⑤ 安定期（自立生活の継続・再野宿化防止のためのアフターケアの実施）

アフターケア事業等により、ホームレスが再野宿化しないよう、就労先や居住地域における社会生活の安定を目指した取組を行います。

イ 地域福祉社会におけるセーフティネットの構築

一般にセーフティネットは「安全網」などと訳され、公的な制度としては、社会保険制度や雇用保険制度が「第1のセーフティネット」と呼ばれ、基本的なセーフティネットに位置付けられていますが、不安定な雇用形態で就労する人が多いホームレス（ホームレスになることを余儀なくされるおそれのある人含む）には、「第2のセーフティネット」としての生活困窮者の相談支援や、「第3（最後）のセーフティネット」である生活保護の適用などにより、一人ひとりの状況に応じて、確実に支援が行き届くようにしていく必要があります。

一方で、近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる人の存在が指摘されており、ホームレスを巡る問題についても、社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さなどが要因となり路上生活に至る点は共通する問題としてとらえる必要があります。こうしたことから、ホームレスを直接支援する施策と併せて、ホームレスの再野宿化を防止し、新たなホームレスを生まない社会づくりを実現するため、国が推進する「地域共生社会」の実現に向けた取組の一環として、人と人とのつながりによる孤立化の防止、地域のみまもりや支えあい等、重層的なセーフティネットの構築を目指していく視点が重要です。

(7) 生活困窮者自立支援制度

非正規雇用労働者など、生活困窮に至るリスクが高い層が増加する中、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる「第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的に、平成25（2013）年12月に困窮者支援法が成立し、平成27（2015）年4月から施行されました。同法はホームレスやそのおそれのある層も含めて、広く生活困窮者を対象に包括的な支援を提供するも

のであることから、本市においてもホームレスの自立支援事業については、従来の特別措置法の趣旨・理念を踏まえつつ、困窮者支援法に規定する「自立相談支援事業」と「一時生活支援事業」を活用し、実施しています。

(イ) 生活保護制度の適用

生活保護制度は、資産、能力等を活用しても、最低限度の生活を維持できない人に対して最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度であり、要保護状態にあるホームレスの自立にとっては欠かすことのできない基本的なセーフティネットの一つです。

本市においては、第4期計画期間中（令和5（2023）年3月まで）に、自立支援センター事業において、自立を果たした1,208人（就労自立と福祉自立の合計）のうち、752人（約62.3%）が主に生活保護制度の利用に結び付いているところです。

(ウ) ソーシャル・インクルージョンの理念に基づく取組

ソーシャル・インクルージョン（社会的内包）とは、社会において孤立や排除を生み出している要因に焦点を当て、それを社会全体の自覚のもとで改善していくための方法として、すべての人が存在の価値と役割を持ち、誰一人として余すことなく社会的に内包することのできる社会を構築するという理念です。

様々な要因からなるホームレス問題の予防対応にあたっては、ソーシャル・インクルージョンの理念のもとでの社会的な支え合いが必要となります。

本市においては、地域に根ざした広範な活動を行い、様々なつながりを持っている社会福祉協議会等の各種団体、町内会、自治会、民生委員・児童委員等とのさらなる連携により、セーフティネットの構築を進めます。

※平成12（2000）年12月8日厚生省の「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書において、ソーシャル・インクルージョンについての考え方が取り入れられています。

(イ) 国及び近隣自治体と連携した広域的な取組

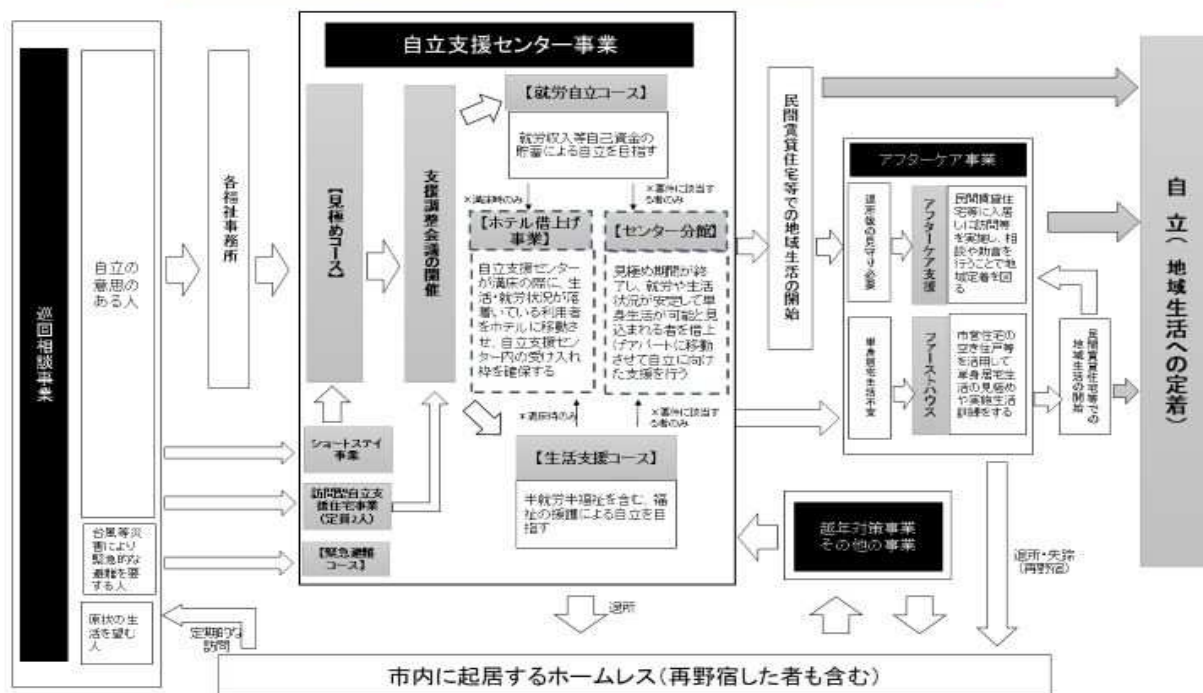
ホームレスに関する諸問題は、社会・経済状況を背景とした都市部共通の貧困問題であることを踏まえ、本市の中だけでは完結しない側面もあることから、全国自治体ホームレス対策連絡協議会等により、国はもとより近隣自治体との連携による広域的な取組を進めます。

(3) 支援の流れ

ホームレスとなってしまった人の中には、単に仕事がない、貯蓄がないというだけではなく、体調や精神状態、障害、家族関係など、複合的な課題を抱えているケースが多くあり、路上（野宿）生活から地域での安定した生活に戻るまでには、きめ細やかな総合的な支援が必要です。

本市では、福祉事務所を相談の窓口とし、ホームレスの自立支援の推進体制として、ホームレス自立支援事業のうち、「巡回相談事業」「自立支援センター事業」「アフターケア事業」「越年対策事業」を「4つの施策の柱」と位置付け、各福祉事務所等と連携を取りながら、図のような流れで本人の自立に向けた支援を行っています。

川崎市ホームレス自立支援施策の流れ(R4. 4月～)



2 各課題に対する具体的な取組

ホームレスが野宿生活を脱し、安定した生活を営めるように支援するためには、ホームレスとなるに至った個々の事情や状況に着目した自立支援施策を講ずる必要があります。

本市においては、本章1(1)で掲げた基本目標の実現に向け、これまで実施してきたホームレス自立支援事業のうち、「巡回相談事業」「自立支援センター事業」「アフターケア事業」「越年対策事業」を「4つの施策の柱」と位置付け、充実を図るとともに、「関係機関との連携による8つの取組」により総合的に自立支援を推進していきます。

なお、各施策については、次の視点に重点を置いて、ホームレス自立支援施策市民懇談会での意見も踏まえ、見直しや推進を図ります。

【施策の重点項目】

- (A) : 路上(野宿)生活期間の長期化への対応
- (B) : 不安定な居住環境にある人への支援
- (C) : 高齢や障害が疑われるホームレスに対する医療・介護的視点に基づいた支援

(1) ホームレス自立支援事業

(以下、(A)～(C)は上記重点項目に対応します。)

ア 巡回相談

【早期の接触】

- できる限り路上（野宿）生活の初期の段階で自立支援につなげることが有効であることから、巡回相談員の定期巡回に加えて、市民、施設や土地の管理者及びホームレスの支援を行うボランティア団体等から情報を得て、できるだけ早期に巡回相談員が接触できるようにします。(A)

【信頼関係の構築】

- 路上（野宿）生活期間の長期化への対策として、日頃から「困ったときに相談してこられる信頼関係の構築」に努めます。それにより、対象者の言動や態度、健康状態、周囲の状況の変化など、路上（野宿）生活からの脱却に繋がるわずかなサインを見逃さないようにするとともに、訪問型事業の利用を勧奨したり、施設や土地の管理者と連携して、管理者等から退去を求めたれたタイミングを活用したりするなど、効果的に粘り強く自立を促していきます。(A)

【ピアサポート】

- 国の基本方針でも示されているとおり、ホームレスの高齢化や路上生活期間が長期化する人の中には、行政の支援に拒否的な方や自立支援センターや訪問型事業に興味を持たない方が多くいるため、路上生活から自立支援センターや訪問型自立支援住宅を経由してアパートへ自立した人の協力を得て、巡回相談事業に同行して利用した経験などを話してもらったり、経験談を書いたチラシを配布したりするなど、自立支援施策に繋がるよう「ピアサポート」の視点を取り入れた支援手法のあり方やモデル実施について今後検討を進めていきます。(A)

～「ピアサポート」活用の理由～

ホームレスの長期化が課題となっていますが、生活実態調査によると、回答者の93%は巡回相談員と会ったことがあるものの、「自立支援センターを知っているが、利用したことのない」人が回答者の68%を占めており、巡回相談員による自立支援センター入所勧奨に応じない人が一定数いて、路上（野宿）生活を継続しているとみられます。

しかし一方で、「困ったときに相談できる相手がいる」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は合計38%、「困った時に助けてくれる相手がいる。」に「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した人は合計35%おり、そうした方々も決して、聞く耳を持たないわけではないと考えます。そこで、長期に路上（野宿）生活を送っているホームレスを支援に結び付けるため、ピアサポートの考え方を取り入れた支援を検討するものです。

また、同時にピアサポートする側の自立後の孤立化を防止し、再野宿化を防ぎます。

【資源物持ち去り禁止への対応】

- 資源物の持ち去りが禁止となったことにより、市民の目が厳しくなり、条例で禁

止されているゴミ集積場から持ち去りでなくても、収集し辛くなったとの声があります。アルミ缶等資源物の売却益を生活の糧としているホームレスについては、今後ストックがなくなって生活費に困窮する事態も想定されますので、訪問時にこれまで以上に時間をかけて状況を聞き取り、丁寧な相談支援を実施することで、生活が立ち行かなくなる前に自立支援施策につないでいきます。(A)

【精神疾患等が疑われるホームレスへの支援】

- 精神疾患等が疑われるホームレスに対しては、精神科医との合同巡回を継続するとともに、必要に応じて精神保健部門や各区の高齢者・障害者支援担当等と担当者会議などを通じて情報を共有し、アプローチの方法を検討していきます。(A)

【高齢ホームレスへの支援】

- ホームレスの高齢化に伴い、健康状態の不調を訴える人も少なくないことから、精神科医が訪問した際の医療的アセスメントを活用し、健康相談に応じたり、通院を促したりするなどし、支援施策につないでいきます。(C)

【ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援】

- ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人に対しては、終夜営業店舗等も協力を得て引き続き、支援施策の周知をはかるとともに、新たな業種の店舗など、周知チラシ等の配架できる場所を開拓したり、市のホームページにて、終夜営業店舗等で生活する方へ支援について、わかりやすく周知したりします。
また、居住支援に限らず、現に失業状態にある方や日雇労働等の不安定な就労関係にある方がホームレスに陥らないよう、より安定した就労収入を目指すための就労支援機関等の周知を行うことについて、検討していきます。(B)

【無料低額宿泊所に関する情報提供】

- 自立支援センターでの相部屋での集団生活に抵抗があつて路上(野宿)生活や終夜営業店舗等で生活をしている方等に対しては、必要に応じて、条例の基準を満たした無料低額宿泊所に関して情報提供します。(A)

イ 自立支援センター

【十分な受け入れ態勢の確保】

- 国の基本方針に合わせ、事業の名称を「自立支援センター事業」に改めるとともに、引き続き特別措置法に定義されるホームレスに加えて、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人も含めて受け入れていきます。また、居所を失って福祉事務所に相談に来た方が満員で自立支援センターに入れられないことのないよう、引き続きビジネスホテルに自立支援センターの既入所者のうち独居生活が可能の方を移して、センターに新たな入所者のための枠を確保するなど、十分な受け入れ態勢を維持します。

【一人ひとりの状況に応じた支援】

- 各自立支援センターにおいては、第4期計画における取組を基本に、困窮者支援法の相談支援プロセスに基づき支援を行います。自立支援センターは幅広い年齢層の人が利用しており、年齢によってもそれぞれ課題やニーズが異なることから、丁寧なインテーク、アセスメントを行うことで自立阻害要因を的確に把握し、一人ひとりの状況に応じた支援プランの作成及び支援を行います。

【職場定着支援】

- 就職が決定した入所者についてはアフターフォローとして、職場の人間関係、雇用条件、業務内容等の把握に努め、適宜助言を行うなど、就労開始後の職場定着に向けた相談支援の充実を図っていきます。

【一般就労が困難な方への支援】

- 意欲があっても高齢や障害等、様々な事情により就職につながりにくい人や正規就労の経験がない人などについては、必ずしも一般就労をゴールとするのではなく、自立支援センター退所後の生活を見据え、福祉的就労や段階的就労へのつながりも検討します。また、このような人を含め、就労収入のみでは自立が難しい人については生活保護等、福祉制度の活用により安定した地域生活への移行を図ります。

【心身に不調を抱える方への支援】

- 精神疾患、依存症、感染症等（疑いがある人含む）、心身に不調を抱える入所者について、早期に専門の治療や相談機関につなげられるよう関係部署や医療機関等と連携を図っていきます。本人に病気の認識がなく、医療を拒否して適切な支援が難しい方に対しては、精神保健担当部署等や施設と連携し、巡回相談やこころの健康課の精神科医の医療的アセスメントを活かし、本人の希望に沿った支援を実施する中で介入の方法を検討するなど組織的に対応します。（C）

【介助扶助の活用】

- 国の基本方針の中で、「介護保険サービス等の提供」が書き加えられたことを受け、自立支援センター南幸町にて、介護が必要な入所者に対して、入所中から介護サービスを利用して、退所後に安定した生活を送るための訓練を行います。（C）

【自立に向けた支援】

- 就労に対する意欲が低いこと、規則違反・他の入所者とのトラブル等により、自立に至らず退所するケースがあります。前者については、生活歴やその背景にある課題の把握に努めるとともに、これらの人が、自らの生活を見つめなおし、中長期的に安定した自立を目指す視点を持てるよう就労先の選択等を含め、助言・意識付けを行っていきます。また、後者については、入所者の生活サイクルや人間関係などに注意を払い、課題がある場合は早期の面談によりトラブルを回避するなど、本人の特性に応じたきめ細やかな支援を行っていきます。

なお、自立できずに退所となった場合でも、再野宿となった方に対しては、巡回相談事業と連携して本人の「自立したい」という機運を逃さず、自立支援センター再入所等を通じて、最終的に自立できるようにします。

【各種プログラムやボランティア活動への参加】

- 自立支援センターで実施している各種プログラムやボランティア活動は社会性、コミュニケーション能力等に見極めや生活リズムの獲得のみならず、「自分にもできる」という自信や達成感、周囲からの感謝などを通して、自己肯定感の醸成や意欲の向上につながる事例も見られるため、効果的な活用を図っていきます。

【訪問型事業実施施設の拡充】

- 長期間路上（野宿）生活を送っていた方が、自立を決意したタイミングで、訪問型事業を利用できるためには、事業用の居室に余裕が必要であることから、訪問型事業の住宅に加えて、分館の効率的な利用について、検討します。（A）

【訪問型事業対象者の拡大】

- 長期に路上（野宿）生活を送る方のうち、独居生活に一定の不安がある方（精神疾患が疑われる、依存症がある、荷物の整理ができない、ゴミをためる、他人とのコミュニケーションなど社会生活が難しいなど）について、訪問型事業を活用して自立を目指せるよう、自立支援センター職員による支援手法や関係機関との連携体制等について、検討します。（A）

【ショートステイ事業】

- ショートステイ事業が有効に活用され、路上（野宿）生活期間の長期化しているホームレス等の自立支援センター入所が促進されるよう、利用の対象者について、検討します。（A）

【感染症対策】

- 新型コロナウイルス感染症をはじめとして、集団生活の中で様々な感染症拡大の危険があるため、保健所等と緊密に連携し、日々の健康管理、感染症が疑われる症状のある者が発生した際の早期の対応などにより感染拡大を予防します。（C）

【緊急入所】

- 台風接近や大雪などの際には、引き続き、路上（野宿）生活を送るホームレスを緊急的に自立支援センターで受け入れます。

ウ アフターケア

【地域定着支援】

- 第4期計画の取組を継承し、「アフターケア支援」と「ファーストハウス」の実施により、自立支援センターと連携して、退所者の再野宿の防止と地域定着を図りま

す。

【状況に応じた支援】

- アフターケアの利用にあたっては、事前に利用者本人、アフターケア相談支援員、自立支援センター担当職員等で個別に面談を実施し、自立支援センター入所時に把握された課題を踏まえて支援方針を策定します。利用者の中には精神疾患、依存症を抱える人もいるため、特に病状や通院状況に留意します。また、利用者が生活保護を受給している場合には、訪問のタイミングやアフターケア終了後を見据えたサービスの導入などについて福祉事務所と適宜調整を行いながら、切れ目のない相談支援が実施できるよう取組みます。(C)

【自立支援センター退所直後の支援】

- ホームレス期間が長く、ホームレス同士のコミュニティで生活してきた人の中には、アパート生活に馴染むことができず、地域での孤立等から少しの躓きで野宿生活に戻ってしまうような例もみられます。このため、特に環境の変化が大きいアパート生活初期の段階(自立支援センター退所直後)においては個々の状況に応じて訪問や電話等の頻度を調整するなど、きめ細やかなフォローを行います。併せて、地域包括支援センターや「いこいの家」の利用等による居場所づくりを、関係機関と円滑に連携して取組むとともに、ボランティア活動などの情報提供により、地域とのつながりのきっかけづくりや活動の働きかけを行います。

【金銭管理支援】

- 金銭管理に課題があり住居を失うおそれがある人に対しては、公共料金や家賃の口座振替手続き等を支援することで支払い漏れによる滞納を防ぎます。また、利用者との協働による収支計画の作成や、専用シートの活用により家計の「見える化」を行うなど、計画的な金銭支出の意識付けを図ります。併せて、川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)と連携し、家計に関する相談支援を行います。

【ファーストハウスの効率的な運用】

- ファーストハウスについては、施設の稼働率等を踏まえ、需要について検証し、部屋数を調整して、効率的に事業を実施します。

エ 越年対策

【効率的な事業実施】

- 年末年始の緊急的な援護ニーズに対応するため、利用者数が減少傾向であることを踏まえ、効率的に事業を実施していきます。

【自立支援施策へのつなぎ】

- 緊急援護の観点のみならず、今後の生活について考える機会を提供する場としても有効な事業であるため、事業の利用をきっかけに自立支援施策につながり、自立で

きるよう入所中に丁寧に働きかけます。自立支援センター入所に拒否感がある方については、入所したくない理由を丁寧に聞き取り、集団生活等に抵抗がある場合には、訪問型事業の提案も検討していきます。

【新たな開催場所の確保】

- 現在実施場所としている教育文化会館が閉鎖予定であることから、利用者の要望を踏まえた上で、引き続きプライバシーや感染症対策等に配慮した事業を実施できるよう、新たな開催場所の検討を進めていきます。(C)

オ 衛生改善（リフレッシュ）事業

- 利用者の衛生状態改善のみならず、自立支援センター利用に不安感を抱いているホームレスに施設や職員を「知ってもらう」ための有効な手法であり、路上（野宿）生活からの脱却に繋がる事業であるため、事業を継続し、巡回相談事業等で利用周知を図っていきます。

カ ホームレス調査

- 自立支援施策を効率的かつ効果的に実施するため、国の依頼に基づき引き続き調査を実施します。

(2) 関係機関との連携による取組

ア 就業の機会の確保

- 引き続き、公共職業安定所や県ホームレス就業支援協議会と連携し、ホームレスの就業の機会の確保に努めるとともに、職業相談の実施、職場体験講習の活用などを通じて、一人ひとりがニーズや能力に応じて就労に結びつくよう支援を行います。
- 直ちに就労することが困難な人に対しては、NPO 法人の実施する就労体験イベント等への参加を通じて、社会参画の機会を確保し、就労に向けた足掛かりを作っていきます。

イ 安定した居住の場所の確保

- 自立支援センター退所後に、就労や通院の便などそれぞれのニーズに応じて安定した住まいを確保できるよう、公営住宅への入居支援や民間不動産業者と連携した相談支援を行うとともに、川崎市居住支援協議会の取組と連携し、同協議会を活用して民間賃貸住宅に関わる団体等との連携を図り、適切な住居に転居できるようにします。
- ホームレスの多くが家族・親族との連絡が途絶えている実情に鑑み、民間の保証会社等に関する情報や、保証人を必要としない住宅情報の収集、提供に努めます。

ウ 保健及び医療の確保

- ホームレス等を対象とした健康診断及び結核健診を実施し、疾病の早期発見と治

療につなげるとともに、自身の健康問題について考えたことをきっかけに、安定した居所を構えるよう促します。

健康診断受診者については、ホームレス数の減少に伴い、年々減少傾向にありますが、多くのホームレスが受診できるよう周知・啓発します。また、現在健康診断を実施している教育文化会館が将来的に取り壊される予定であることから、その後の健康診断の実施方法について検討していきます。

- ホームレスが円滑に医療受診できるよう医療機関と連携して「救急医療活動円滑化事業」を継続するとともに福祉事務所や医療機関と緊密な連携を図ります。

エ 生活に関する相談及び指導に関する取組

- 各区福祉事務所にてホームレスからの相談を受け付け、引き続き必要に応じて適切な保護を実施します。なお、他の福祉制度（女性相談、高齢、障害者支援等）や保健医療施策の担当部署と関係課長会議や担当者会議、日頃の情報交換等を通じて、緊密に連携し、ホームレス等が最も適切な支援を受けられるようにします。
- 引き続き県などが実施する生活困窮者相談支援員等を対象とする研修に参加し、関係職員の資質向上を図ります。

オ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれがある人への支援

- 引き続き、不安定な居住環境にある方に対し、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）への相談を促すなど、自立支援施策に繋がり、路上（野宿）生活となることのないようにします。
また、不安定な居住環境にある方が安定した収入を得て、安定した生活が送れるよう、ハローワークや市の就労支援機関と連携し、終夜営業店舗等でそれら支援機関を周知することについて、検討します。

カ 人権擁護

- ホームレスに対する偏見や差別意識の解消のため、引き続き、市の人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」等に基づき啓発を実施するとともに、学校教育において、ホームレスについての正しい理解を深める教育を推進します。
- ホームレスに対する襲撃や嫌がらせ等の発生を確認した場合は、警察など関係機関と連携・協力し、適切な解決を図ります。

キ 地域における生活環境の改善に関する取組

- 施設管理者と引き続き緊密に連携し、施設管理者の指導等がホームレスの人権に配慮して行われ、それをきっかけに自立支援施策につながるよう働きかけていきます。
ホームレスが指導等によって当該場所から移動するのみでは問題の根本的解決にはならないため、施設管理者の指導に加えて、迅速に巡回相談員が訪問し、今後の生活相談、福祉施策等の案内を丁寧に行うとともに、粘り強い対話を続け、最終的に当事者の自立につながるよう支援します。

- 引き続き環境局と連携し、環境局がゴミ集積場付近のパトロールを実施した際のホームレスに対する指導に関する情報を共有するなどし、廃品回収で生活費を得て生活していたホームレスの生活が立ち行かなくなることがないようにします。

ク ホームレスを支援する民間団体等との連携

- ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域の NPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会等との連携が不可欠です。日頃からホームレスに関して情報を共有するとともに、本章 1 (1) ア(ア)の「トータルサポート」を推進する観点からも、引き続き、市民懇談会の開催等によって関係団体との定期的な情報交換や意見交換を行います。
- フードロスの取組等と連携し、ホームレス支援における緊急支援等に活用します。

第4章 ホームレス自立支援施策の推進体制

1 計画に定めた施策の推進

(1) 庁内推進体制

ホームレス対策庁内連絡会議の開催等を通じて、施策の推進状況に関して情報の共有を図るとともに、ホームレスの自立に向けた連携を強化します。

会議メンバー：

総務企画局都市政策部企画調整課担当課長[企画調整]

総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長[組織・定数]

財政局財政部財政課長

健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長[地域福祉]

健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長[地域保健]

健康福祉局保健医療政策部担当課長[健康増進]

健康福祉局保健医療政策部担当課長[感染症対策]

健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課長

こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長[事業調整]

まちづくり局総務部企画課長

まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課担当課長[居住・再生支援]

建設緑政局緑政部みどりの管理課長

建設緑政局道路河川管理部路政課長

教育委員会事務局学校教育部指導課長

川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長

川崎区役所大師地区健康福祉ステーション保護課長

川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課長

幸 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長

中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長

高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長

宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長

多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長

麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長

健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長[自立支援]

(2) 庁外推進体制

本市では、ホームレスの自立支援施策の推進等に関して意見を聴取するため、学識経験者、地域住民（市民公募）や関係機関団体の代表者等を委員で構成される「川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会」を設置しています。

第5期計画期間においても、引き続き懇談会において、毎年市計画の進捗状況を報告し、懇談会委員から意見を聴取することにより、施策を着実に推進していきます。

2 評価と次期計画の策定連携

実施計画の計画満了前に、関係者等の意見や生活実態調査の結果等を参考としながら、計画に定めた施策の評価を行います。また、評価結果は、公表するとともに、次の実施計画を策定する際の参考とします

第5期川崎市ホームレス自立支援実施計画策定の経過

開催日程	会議名等	主な内容
令和5年5月24日	令和5年度第1回川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会	現行計画の取組状況について
9月27日	令和5年度第2回川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会	次期計画の素案について
10月17日	ホームレス対策庁内連絡会議	次期計画の素案について
12月1日～1月5日	パブリックコメント	意見募集
令和6年月日	令和5年度第3回川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会	・パブリックコメントの主な意見 ・次期計画について

資料編

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法
(平成十四年八月七日法律第百五号)
(一部改正：平成二四年六月二七日法律第四六号)
(一部改正：平成二九年六月二一日法律第六八号)

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 基本方針及び実施計画（第八条・第九条）
- 第三章 財政上の措置等（第十条・第十一条）
- 第四章 民間団体の能力の活用等（第十二条—第十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第二章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- 三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- 四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項
- 五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

- 六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項
- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

- 第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第三章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

- 第十条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

- 第十一条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第四章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

- 第十三条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第十四条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起算して二十五年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成二四法四六)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九法六八)

この法律は、公布の日から施行する。

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針
〔令和五年七月三十一日号外厚生労働省、国土交通省告示第一号〕

目次

- 第1 はじめに
- 第2 ホームレスに関する現状
 - 1 ホームレスの現状
 - 2 ホームレス自立支援施策の現状
- 第3 ホームレス自立支援施策の推進
 - 1 基本的な考え方
 - 2 各課題に対する取組方針
 - 3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針
 - 4 総合的かつ効果的な推進体制等
 - 5 本基本方針のフォローアップ及び見直し
- 第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針
 - 1 手続についての指針
 - 2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針
 - 3 その他
- 第1 はじめに

ホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進は、平成14年8月に成立し、平成29年6月に期限が10年間延長されたホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号。以下「法」という。）に基づき実施している。法においては、ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標を明示するとともに、国の責務として当該目標に関する総合的な施策の策定及び実施を、地方公共団体の責務として当該目標に関する当該地方公共団体の実情に応じた施策の策定及び実施を位置付けている。国においては、ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を踏まえ、平成15年7月、20年7月、25年7月及び30年7月にホームレスの自立の支援等に関する基本方針を策定してきた。地方公共団体においては、この基本方針等に即して、必要に応じ、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するための計画（以下「実施計画」という。）を策定しホームレスの自立の支援等を行ってきたところである。

こうした中、路上等におけるホームレスの数については、これまでのホームレスの自立の支援等に関する総合的な施策の推進等により、大幅に減少してきている。一方で、令和3年11月に実施したホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）によれば、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が一層進んでいる傾向にあることが認められるとともに、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業の店舗等で寝泊まりする

等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層の存在も見受けられる。

また、平成27年4月に、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する包括的かつ早期の支援を実施することを目的とする生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）が施行された。

ホームレスの自立に必要な就業の機会の確保等の総合的な支援については、引き続き法に基づき実施することとした上で、ホームレス自立支援施策のうち福祉の観点から、困窮者支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業（以下「自立相談支援事業」という。）、同条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金（以下「住居確保給付金」という。）の支給、同条第6項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（以下「一時生活支援事業」という。）等を実施している。

困窮者支援法は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護の受給者以外に対して包括的かつ早期の支援を提供するものであることから、ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者（以下「ホームレス等」という。）も含めて広くその対象となるものである。生活保護が必要な者には、確実に生活保護を適用しつつ、生活保護の受給により居住場所等の確保に至るまでの間、又は就労等による自立や地域において日常生活が継続可能となるまでの間は、一時生活支援事業をはじめとした就労や心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じた包括的かつ早期の支援が必要である。

本基本方針は、法第8条第1項の規定に基づき、高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化等のホームレスの状況の変化、ホームレス自立支援施策の実施状況等を踏まえつつ、困窮者支援法等に基づく支援が、今後もよりその効果を発揮するために、ホームレスの自立の支援等に関する国としての基本的な方針を国民、地方公共団体及び関係団体に対し明示するものである。また、地方公共団体において実施計画を策定する際の指針を示すこと等により、ホームレスの自立の支援等に関する施策が総合的かつ計画的に実施され、もってホームレス等の自立を積極的に促すとともに、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援を推進し、地域社会におけるホームレス等に関する問題の解決が図られることを目指すものである。

第2 ホームレスに関する現状

1 ホームレスの現状

国は全国のホームレスの数及び生活実態を把握するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの数については、平成15年より年1回、全ての市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象にした概数調査（以下単に「概数調査」という。）を、生活実態については、平成15年、19年、24年、28年及び令和3年の概ね5年ごとに、抽出による全国調査（以下「生活実態調査」という。）を、それぞれ実施している。

(1) ホームレスの数

ホームレスの数については、令和5年1月時点で3,065人(令和5年概数調査)となっており、平成15年1月時点の25,296人(平成15年概数調査)と比べて、22,231人(87.9%)減少している。ホームレスの数を都道府県別にみると、大阪府で888人(平成15年概数調査においては7,757人)、次いで東京都で661人(同6,361人)となっており、この両都府で全国の約半数を占めている。さらに、市区町村別では、全1,741市区町村のうち234市区町村でホームレスが確認され、このうち、ホームレスの数が500人以上であったのは1自治体(平成30年概数調査においては1自治体)、100人以上であったのは4自治体(同7自治体)であるのに対し、10人未満であったのは189自治体(同228自治体)と、全体の約5分の4を占めている。

(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、令和3年生活実態調査として、東京都特別区、政令指定都市及び令和3年概数調査において20人以上のホームレスが確認された市において、全体で約1,300人を対象に個別面接調査を行った。

① 年齢

ホームレスの平均年齢は63.6歳(平成28年生活実態調査では、調査客体数が異なるものの、61.5歳)であり、年齢分布については65歳以上が54.4%(同42.8%)となっており、ホームレスの高齢化がより一層進んでいる。

② 路上(野宿)生活の状況

(ア) 寝場所については、定まっている者が79.5%であり、このうち、「公園」が最も多く27.4%、次いで「河川」が24.8%となっている。これを路上(野宿)生活期間別にみると、路上(野宿)生活期間が長いほど一定の場所に定まっている割合が高くなる傾向にある。また、具体的な寝場所としては、公園が全般的に多いが、1年以上の者では河川の割合が高くなる傾向にある。

(イ) 路上(野宿)生活期間については、3年未満が31.7%であるのに対し、5年以上は59.1%(10年以上は40.0%)となっている。これを年齢階層別にみると、年齢が上がるに伴い路上(野宿)生活期間が長くなる傾向にあり、65歳以上では10年以上の者が49.4%となっている。

今回の調査における路上(野宿)生活の継続状況については、ずっと路上(野宿)生活をしていた者の割合が64.4%となっている一方で、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層も一定数存在していることが見受けられる。

(ウ) 仕事の状況については、全体の48.9%が仕事をしており、その内容は「廃品回収」が66.4%を占めている。仕事による平均的な収入月額については、5万円以上10万円未満が30.7%と最も多く、次いで3万円以上5万円未満が2

7.5%となっており、平均収入月額は約5.8万円となっている。これを年齢階層別にみると、65歳以上の者であっても49.9%が収入のある仕事をしている。年齢が上がるに伴い路上(野宿)生活期間が長くなる傾向の背景には、このように、路上等で仕事をし、一定の収入を得ながら生活ができていること、一定の場所に決まって起居していることで生活が一定程度安定していること等もあるものと考えられる。

③ 路上(野宿)生活までのいきさつ

路上(野宿)生活の直前の職業については、建設業関係の仕事が36.3%、製造業関係の仕事が12.9%を占めており、雇用形態は、「常勤職員・従業員(正社員)」が45.8%と大きな割合を占め、「臨時・パート・アルバイト」が23.2%、「日雇」が20.7%となっている。

また、路上(野宿)生活となった理由としては、「仕事が減った」が24.5%、「倒産・失業」が22.9%、「人間関係がうまくいかなくて、仕事を辞めた」が18.9%となっている。これを年齢階層別にみると、若年層(45歳未満の者をいう。以下同じ。)においては、仕事関係以外の理由として「家庭関係の悪化」が16.4%(全年齢階層では7.9%)、「家族との離別・死別」が9.8%(全年齢階層では8.5%)とやや高くなっており、家庭内の人間関係等の多様な問題が重なり合っていることが特徴としてあげられる。

④ 健康状態

現在の健康状態については、「あまりよくない・よくない」と答えた者が34.9%であり、このうち治療等を受けていない者が63.5%となっている。具体的な自覚症状については、「歯が悪い」が25.7%、「腰痛」が24.8%となっている。また、「よく眠れない日が続いた」が16.2%、「2週間以上毎日のように落ち込んでいた時期があった」が6.6%となっており、うつ病等の精神疾患を有すると考えられる者も一定程度みられた。

⑤ 福祉制度等の利用状況

(ア) 福祉制度の利用状況については、巡回相談員に会ったことがあり相談をしたことがある者は29.5%、会ったことはあるが相談したことはない者は49.4%となっている。

また、緊急的な一時宿泊場所である生活困窮者一時宿泊施設(以下「シェルター」という。)や一時生活支援を知っており利用したことがある者は21.9%であり、知っているが利用したことがない者は47.3%となっている。また、生活困窮者・ホームレス自立支援センター(以下「自立支援センター」という。)を知っており利用したことがある者は13.3%であり、知っているが利用したことがない者は55.5%となっている。なお、路上生活期間が短いほど、また、30歳以上では

年齢階層が低いほど、これらの福祉制度を利用したことがある者の割合は高くなる傾向がある。

また、過去に、自立支援センターの利用経験がある者の退所理由をみると、就労退所が19.0%（「会社の寮、住み込み等による就労退所」及び「アパートを確保しての就労退所」がそれぞれ9.5%）、生活保護の適用による入院、居宅の確保による退所が14.9%となっている。

さらに、就労退所した後に再び路上（野宿）生活に戻った理由については、「仕事の契約期間が満了した」、「周囲とのトラブルや仕事になじめない」など、多面的な要因により路上に戻っている。

(イ) 民間支援団体による支援の利用経験については、「炊きだし」が最も多く49.1%を占め、次いで「巡回・見守り」が37.3%となっており、その情報入手経路は、「口コミ」が最も多く41.0%となっている。

⑥ 今後希望する生活について

今後希望する生活としては、「今のままでいい（路上（野宿）生活）」が最も多く40.9%となっており、次いで「アパートに住み、就職して自活したい」が17.5%、「アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい」が12.0%となっている。

年齢層が低いほど「アパートに住み、就職して自活したい」の割合が高くなる傾向があるが、年齢層が高いほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」の割合が高くなる傾向にあり、65歳以上の者ではその割合は50.5%となっている。また、路上（野宿）生活期間別でみると、路上生活が長くなるほど「今のままでいい（路上（野宿）生活）」と回答する者の割合が高くなる傾向にあり、3年以上の者ではその割合は52.5%となっている。

「今のままでいい（路上（野宿）生活）」とする理由については、「今の場所になじんでいる」が29.0%、「アルミ缶、雑誌集め等の仕事があるので暮らしていける」が24.5%となっている。

また、自立支援センターやシェルターの利用経験がある者は、住居と仕事を確保し自立を希望する割合が高い傾向にあるのに対し、利用経験がない者は、現在の路上（野宿）生活を維持することを希望する傾向が高い。

⑦ 生活歴

家族との連絡状況については、家族・親族がいる者は67.4%を占めているものの、このうち、令和2年11月から令和3年10月までの1年間に家族・親族との連絡が途絶えている者は78.9%となっている。

また、公的年金の保険料を納付していたことがある者は62.2%であり、金融機関等に借金がある者は13.2%であった。

⑧ 行政や民間団体への要望及び意見

行政や民間団体への要望及び意見としては、住居関連が30.8%と最も多く、次いでその他の生活関連が22.5%となっている。

⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により路上（野宿）生活を行うようになった割合は調査対象（令和3年生活実態調査において路上（野宿）生活期間が3年未満の者に限る。）の6.3%であった。このうち、43.2%は仕事が減ったことが、21.6%は倒産や失業が原因となっていた。

2 ホームレス自立支援施策の現状

ホームレス自立支援施策については、公共職業安定所による職業相談や求人開拓、自立相談支援機関（自立相談支援事業を実施する者をいう。以下同じ。）や一時生活支援事業を実施する事業者による就労支援や健康相談、保健所等の関係機関と連携した医療の確保、生活保護法による保護等の一般施策を実施している。このほか、特にホームレス等を対象とした施策として、就労の観点からは、一定期間試行的に民間企業において雇用するトライアル雇用事業、地方公共団体や民間団体等から構成される協議会を活用して就業の機会の確保を図るホームレス就業支援事業及び技能の習得や資格の取得等を目的とした日雇労働者等技能講習事業を実施している。

第3 ホームレス自立支援施策の推進

1 基本的な考え方

(1) 最近のホームレスに関する傾向・動向

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向は異なっている。この点、令和3年生活実態調査においては、平成28年生活実態調査と同様に、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化の傾向がより一層顕著となるとともに、路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、若年層については、路上と終夜営業の店舗等の屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところである。

(2) 総合的なホームレス自立支援施策の推進

このようなホームレスの実態を十分に踏まえるとともに、今日の産業構造や雇用環境等の社会情勢の変化を捉えながら、総合的かつきめ細かなホームレス自立支援施策を講ずる必要がある。

特に、ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるように支援することが基本であり、このためには、就業の機会や生活の基盤となる安定した居住の場所が確保

され、地域で自立した日常生活が継続可能となる環境づくりが重要である。

そのほか、保健医療の確保、生活に関する相談及び指導等の総合的な自立支援施策を講ずる必要がある。

また、ホームレスに加え、路上と終夜営業の店舗や知人宅等の屋根のある場所とを行き来する不安定な居住の状況にある者についても、困窮者支援法に基づく施策等により確実に支援する必要がある。

(3) 地方公共団体におけるホームレス自立支援施策の推進

地域ごとのホームレスの数の違い等、ホームレス問題は地方公共団体ごとにその状況が大きく異なっており、このような地域の状況を踏まえた施策の推進が必要である。具体的には、ホームレスが多い地方公共団体においては、2の取組方針に掲げる施策のうち地域の実情に応じて必要なものを積極的かつ総合的に実施し、また、ホームレスが少ない地方公共団体においては、2の取組方針を参考としつつ、3の取組方針を踏まえ、広域的な施策の実施や既存施策の活用等により対応する。国は、2の取組方針に掲げる施策に積極的に取り組むとともに、地域の実情を踏まえつつ、ホームレスが少ない地方公共団体も積極的にホームレス自立支援施策に取り組めるよう、その事業の推進に努める。

(4) 困窮者支援法等によるホームレス自立支援施策の更なる推進

困窮者支援法は、ホームレス等も含む生活困窮者を対象に、全ての福祉事務所設置自治体が必ず実施することとされている自立相談支援事業を中心として、生活保護法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）等の関連制度と連携し包括的な支援を恒久的に提供するものである。

平成29年6月に法が延長された趣旨に鑑み、今後もホームレス自立支援施策に着実に取り組む観点から、各地域のホームレス等の実情を踏まえ、一時生活支援事業にも積極的に取り組むとともに、住宅セーフティネット法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を活用した関係者間の連携を図ることによって、これまで以上に効果を発揮することが求められる。

(5) 各事業を提供する施設の概要

① 自立支援センター

自立支援センターは、法の趣旨に基づき、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援することを目的とした施設である。困窮者支援法に基づき、ホームレスを含め生活困窮者を広く対象とした上で、生活困窮者の相談に応じ、助言等を行うとともに、個々人の状態にあった計画を作成し、自立相談支援事業と一時生活支援事業とを一体的に提供することを目的として運営されるものである。

② シェルター

シェルターは、法の趣旨に基づき、緊急一時的な宿泊場所を提供する施設である。困窮者支援法に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、緊急一時的な宿泊場所として、施設を設置又は旅館やアパート等の一室を借り上げて供与する形で、一時生活支援事業を提供することを目的として運営されるものである。

2 各課題に対する取組方針

(1) ホームレスの就業の機会の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスの就業による自立を図るためには、ホームレス自らの意思による自立を基本として、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業の機会の確保を図ることや、安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要である。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、国及び地方公共団体は、以下のとおり、ホームレスの自立の支援等を行っている民間団体と連携しつつ、求人確保や職業相談の実施、職業能力開発の支援等を行うとともに、地域の実情に応じた施策を講じていくことが必要である。

- ① ホームレスの雇用の促進を図るためには、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深める必要があり、事業主等に対する啓発活動を行う。
- ② ホームレスの就業の機会を確保するためには、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等が重要であることから、ホームレスの就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓や求人情報等を収集するとともに、民間団体とも連携を図り、それらの情報についてホームレスへの提供に努める。
- ③ ホームレスの就業ニーズを的確に捉えることができるように、自立支援センター等において、年齢や路上（野宿）生活期間等の特性を踏まえ、キャリアコンサルティングやきめ細かな職業相談等を実施する。
また、ホームレスの就職後の職場への定着を図るため、民間団体との連携を進め、必要に応じて、職場定着指導等の援助を行う。
- ④ ホームレスの早期就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業の実施により、ホームレスの新たな職場への円滑な適応を促進する。
- ⑤ ホームレスの就業の機会を確保するためには、地方公共団体や地域の民間団体等が相互に密接な連携を図りつつ対策を講じていくことが重要であることから、これらの団体等で構成される協議会において、ホームレス就業支援事業として、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナー等を総合的に実施する。
- ⑥ ホームレスの就業の可能性を高めるためには、求人側のニーズやホームレスの就業ニーズ等に応じた職業能力の開発及び向上を図ることが重要であることから、技能の

習得や資格の取得等により就業機会を増大させ、安定雇用に資することを目的とした技能講習や職業訓練の実施により、ホームレスの職業能力の開発及び向上を図る。

- ⑦ 直ちに常用雇用による自立が困難なホームレスに対しては、国及び地方公共団体とNPO、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合等の民間団体が連携しながら、段階的に就労支援を行うことが重要である。例えば、困窮者支援法第3条第4項に規定する生活困窮者就労準備支援事業（以下「就労準備支援事業」という。）を通じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけるための支援を含め、一般就労のための準備としての基礎能力の形成に向けた支援を計画的かつ一貫して行うとともに、困窮者支援法第16条第1項に規定する生活困窮者就労訓練事業（以下「就労訓練事業」という。）の利用を促し、一般就労をする前にまずは柔軟な働き方をする必要がある者に対して、就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

(2) 安定した居住の場所の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレス自立支援施策は、ホームレスの就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で自立して生活できるように支援することが基本であり、(5)①に掲げるホームレス自立支援事業を通じた就労機会の確保等に努めるとともに、安定した居住の場所を確保するための入居の支援等が必要である。

このため、国、地方公共団体及び住宅セーフティネット法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）等の民間団体等が連携した上で、以下のとおり、地域の実情を踏まえつつ、公営住宅及び民間賃貸住宅を通じた施策を講ずることが重要である。

- ① 高齢層の単身者が多いホームレスの実態に鑑み、ホームレス自立支援事業等を通じて就労機会を確保するとともに、地域の住宅事情等を踏まえつつ、公営住宅の事業主体である地方公共団体において、優先入居の制度の活用等に配慮する。入居に当たっては、保証人や緊急時の連絡先が確保されないことにより、公営住宅への入居に支障が生じることがないように配慮する。また、地方公共団体において、居住支援協議会の枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化する。
- ② ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、居住支援協議会の設立の促進等を通じ、民間賃貸住宅に関わる団体や事業者と自立支援センター、その他福祉部局との連携を推進する。
- ③ ホームレス等のうち、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）に定める住居確保給付金の対象者要件に該当する者に対しては、必要に応じて一時生活支援事業による支援を提供しつつ、誠実かつ熱心に求職活動等を行うこと

を条件に、速やかに住居確保給付金の支給を行う。また、路上（野宿）生活になることを防止する観点から、離職等により住居を失うおそれのある生活困窮者に対しても、同様に速やかな支給を行うよう努める。

- ④ シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある者が日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守りや生活支援等が必要である。このため、困窮者支援法第3条第6項第2号に規定する事業（以下「地域居住支援事業」という。）や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

あわせて、地域居住支援事業については、一時生活支援事業のうちシェルター事業の実施を前提としていたが、令和5年10月より単独での実施を可能とする運用見直しを行い、居住支援の強化を図る。

(3) 保健及び医療の確保（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスに対する保健医療の確保については、個々のホームレスのニーズに応じた健康相談や保健指導等による健康対策、結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの衛生状況を改善していく必要がある。このため、都道府県と市町村が連携し、ホームレスの健康状態の把握や清潔な衛生状態の保持に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等を包括的に行うことができる保健医療及び福祉の連携・協力体制を強化することが重要である。

また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の良くない者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を実施する。

さらに、ホームレスについては、野宿という過酷な生活により結核を発症する者も少なくない。結核のり患率の高い地域等、特に対策を必要とする地域において、保健所や医療機関、福祉事務所、自立相談支援機関、一時生活支援事業を実施する事業者等が密接な連携を図り、以下のような効果的な対策を行うことが必要である。

- ① 自立相談支援機関は、ホームレスの健康対策の推進を図るため、窓口や巡回による相談を通じて、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげる。
- ② 一時生活支援事業を実施する事業者は、健康相談等を行うとともに、必要に応じ、保健所等の関係機関と連携し、ホームレスに対し、健康相談等の医療的な支援を行う。
- ③ 保健所等は、結核にり患しているホームレスに対し、服薬や医療の中断等の不完全な治療による結核再発や薬剤耐性化を防ぐため、訪問による対面服薬指導等を実施する。
- ④ ホームレスに対する医療の確保を図るため、医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項に規定

する医師及び歯科医師の診療に応ずる義務について改めて周知に努め、また、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第9号に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う施設の積極的な活用を図るとともに、病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合については、生活保護の適用を行う。

（4） 生活に関する相談及び指導（法第8条第2項第1号関係）

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに応じた対応が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるよう、以下のような関係機関の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要である。

① 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関、救護施設（生活保護法第38条第2項に規定する救護施設をいう。）等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立する。

その際、それぞれの相談機能に応じて必要な人材を確保するとともに、研修等により職員の資質向上を図る。

② ホームレスは、路上（野宿）生活により健康状態が良くないケースが多く、身体面はもちろん、精神面においても対応が必要な場合がある。このため、健康相談として、身体面のケアだけでなく、特にホームレスに対する心のケアについても精神保健福祉センターや保健所等と連携して行う。また、巡回相談の実施に当たっては、必要に応じて精神科医や保健師等の専門職の活用を検討する。

③ 各地方公共団体は、NPO、ボランティア団体等の民間団体をはじめ、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会及び地域住民との連携による積極的な相談事業を実施し、具体的な相談内容や当該ホームレスの状況に応じて、福祉事務所、自立相談支援機関及び公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平時から、公共の用に供する施設を管理する者との連携を図る。

④ 自立相談支援機関等の相談を受けた機関は、生活相談だけでなく、相談結果に応じて、シェルターの利用案内、自立支援センターへの入所指導、その他福祉及び保健医療施策の活用に関する助言、多重債務問題等の専門的な知識が必要な事例に関して相談対応等を実施する日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条の日本司法支援センターをいう。以下「法テラス」という。）、困窮者支援法第3条第5項に規定する生活困窮者家計改善支援事業を実施する機関等の紹介等、具体的な指導を行うとともに、関係機関に対し連絡を行う。

（5） ホームレス自立支援事業その他のホームレスの個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業（法第8条第2項第2号関係）

① ホームレス自立支援事業

ホームレス自立支援事業は、自立相談支援事業、一時生活支援事業等を一体的に実施し、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活に関する相談及び指導等を行い、自立に向けた意欲を喚起させるとともに、職業相談等を行うことにより、ホームレスの就労による自立を支援することを目的としており、以下のような支援を行う必要がある。

(ア) 自立支援センターの入所者に対し、宿所及び食事の提供など、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、定期的な健康診断を行う等必要な保健医療の確保を行う。

(イ) 個々のホームレスの状況に応じた自立支援計画の策定等を行い、また、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談を行う等、積極的な就労支援を行う。

(ウ) 必要に応じて、社会生活に必要な生活習慣を身につけ、一般就労に向けた準備を整えることができるよう、就労準備支援事業を行う。このほか、住民登録、職業あっせん、求人開拓等の就労支援、住居に係る保証人の確保、住宅情報の提供その他自立阻害要因を取り除くための指導援助を行う。

(エ) 自立支援センターの退所者、特にアパート確保による就労退所者に対しては、再度路上生活になることを防ぐため、個々の状況に応じた多面的なアフターケアに十分配慮するとともに、就労による退所後においても、必要に応じて自立支援センターで実施している研修等を利用できるよう配慮する。

また、自立支援センターの利用期間中に就労できなかった者に対する必要な支援の実施にも努めるとともに、シェルター等を利用していた者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にあるものが日常生活を営むためには、一定期間、訪問による見守り、生活支援等が必要である。このため、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(オ) ホームレス自立支援事業については、市町村だけでなく、都道府県も実施主体としていることから、広域的な事業の展開を図る。また、事業運営については、社会福祉法人への委託を行うなど、民間団体の活用を図る。

(カ) 国は、ホームレスの自立支援としての効果や利用者への処遇の確保に十分配慮しつつ、地方公共団体が取り組みやすいような事業の推進に努める。

(キ) 自立支援センター等の設置に当たっては、地域住民の理解を得ることが必要であり、地域住民との調整に十分配慮するとともに、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源を有効に活用することを検討する。

② 個々の事情に対応した自立を総合的に支援する事業

ホームレスになった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、社

会生活への不適應、借金による生活破たん、アルコール依存症等の個人的要因も付加されて複雑な問題を抱えているケースも多い。このため、ホームレスの個人的要因を十分に把握しながら、ホームレス等の状況や年齢に応じ、以下のような効果的な支援を実施する必要がある。その際、その特性により、社会的な偏見や差別を受け、弱い立場に置かれやすい者に対しては、特に配慮を行うものとする。

(ア) 就労する意欲はあるが仕事が無く失業状態にある者については、就業の機会の確保が必要であり、職業相談、求人開拓等の既存施策を進めるなど、各種の就業対策を実施する。また、直ちに常用雇用による自立が困難なホームレス等に対しては、地方公共団体においてNPO等と連携しながら、就労準備支援事業や就労訓練事業の利用機会の提供や、多種多様な職種の開拓等に関する情報収集及び情報提供等を行う。

さらに、自立支援センターの入所者に対しては、職業相談等により就労による自立を図りながら、それ以外の者に対しては、自立相談支援機関による相談支援により雇用関連施策と福祉関連施策の有機的な連携を図りながら、きめ細かな自立支援を実施する。

(イ) 医療や介護、福祉等の援助が必要な者については、福祉事務所における各種相談事業等の積極的な活用や、必要に応じた介護保険サービス等の提供を行うとともに、無料低額診療事業を行う施設の積極的な活用等の対応の強化を図る。このうち、疾病や高齢により自立能力に乏しい者に対しては、医療機関や高齢者施設等の社会福祉施設への入所等の施策を活用することによる対応を図る。

(ウ) 路上（野宿）生活期間が長期間に及んでいる者に対しては、粘り強い相談活動を通じ信頼関係の構築を図り、必要な支援が利用できるよう努める。

なお、一度ホームレスになり、その期間が長期化した場合、脱却が難しくなるという実態があることを考慮して、できる限り路上（野宿）生活の初期の段階で、巡回相談により自立支援につながるよう努めることが必要である。また、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の良くない者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援を積極的に実施する。

(エ) 若年層のホームレスに対する支援については、近年の雇用環境の変化を受けて、直ちに一般就労が難しい者に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO等と連携しながら、就労訓練事業の場の推進・充実を図る。

(オ) 女性のホームレス等に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行う。また、必要に応じて、婦人相談所（令和6年4月より「女性相談支援センター」）や婦人保護施設（令和6年4月より「女性自立支援施設」）等の関係施設とも十分

連携する。

(カ) 性的マイノリティのホームレス等に対しては、相談支援を行う中で、個々の事情について配慮を行うものとする。

(キ) 配偶者等からの暴力により、ホームレスとなることを余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、当面の一時的な居住の場所の確保や相談支援等の必要な支援を行う。

(ク) 債務や滞納等を抱えているホームレス等については、家計の視点からの専門的な情報提供や助言、債務整理等に関する支援（法テラスへの同行支援等）等を行う。

(ケ) 上記以外にも、ホームレス等は様々な個人的要因が複合的に絡み合った問題を抱えているため、個々のケースごとに関係機関との密接な連携の下、柔軟に対応する。

(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援（法第8条第2項第3号関係）

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者としては、一般的には、現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される。

これらの者に対しては、ホームレスに対する支援と同様に、生活歴・人物像を把握し、性格・特性の理解に努め、それに応じた丁寧な相談の上、就業の機会の確保や雇用の安定化を図ることが必要であり、また、一時生活支援事業による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援など、路上（野宿）生活にならないような施策を実施することが必要である。

① ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域において、それらの者がホームレスとならないよう、国及び地方公共団体は相互の連携を図り、年齢や路上（野宿）生活期間等の特性を踏まえ、キャリアコンサルティングやきめ細かな職業相談等の充実強化によって、就業機会の確保や雇用の安定化を図る。

② ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者の就業の可能性を高めるため、技能講習により、技術革新に対応した新たな技能や複合的な技能を付与する。
また、再就職の実現や雇用機会の創出を図るため、事業所での一定期間のトライアル雇用事業を実施するほか、就業機会の確保を図るため、ホームレス就業支援事業を実施する。

③ 雇用機会の減少に伴う収入の減少により、簡易宿泊所等での生活が困難な者が路上（野宿）生活になることもあるため、一時生活支援事業等による当面の一時的な居住の場所の確保を図る。

④ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対しても、自立相談支援機関等と関係団体が連携しながら、丁寧な巡回相談支援等を実施するとともに、ホームレス就業支援事業等による相談支援を実施することにより、具体的な相談内容に応じて福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげ、路上（野宿）生活になることのないように配慮する。

⑤ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対して、路上（野宿）生活になることのないよう、地域居住支援事業や居住支援法人等による入居相談・援助や生活支援等、住居の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施する。

(7) ホームレスに対し緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施（法第8条第2項第4号関係）

① ホームレスに対し緊急に行うべき援助

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が良くない者が存在し、このような者に対しては、医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要となってくる。

(ア) 病気等により急迫した状態にある者及び要保護者が医療機関に緊急搬送された場合について、生活保護による適切な保護に努める。

福祉事務所は、治療後再び路上（野宿）生活に戻ることのないよう、関係機関と連携して、自立を総合的に支援する。

(イ) 居所が緊急に必要なホームレスに対しては、一時生活支援事業による支援を行うとともに、日常生活支援住居施設（生活保護法第30条第1項ただし書に規定するものをいう。以下同じ。）、無料低額宿泊事業（社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業をいう。以下同じ。）を行う施設等を活用して適切な支援を行う。

(ウ) 福祉事務所、自立相談支援機関及び各種機関における各種相談事業を通じて、緊急的な援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、関係機関等に速やかに連絡する等、早急かつ適切な対応を講ずる。

② 生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用については、一般の者と同様であり、単にホームレスであることをもって当然に保護の対象となるものではなく、また、居住の場所がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるということはない。このような点を踏まえ、資産、稼働能力や他の諸施策等あらゆるものを活用してもなお最低限度の生活が維持できない者について、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて必要な保護を実施する。

この際、福祉事務所においては、以下の点に留意し、ホームレスの状況に応じた保護を実施する。

(ア) ホームレスの抱える問題（精神的・身体的状況、日常生活管理能力、金銭管

理能力、稼働能力等)を十分に把握した上で、自立に向けての指導援助の必要性を考慮し、適切な保護を実施する。

(イ) ホームレスの状況(日常生活管理能力、金銭管理能力等)からみて、直ちに居宅生活を送ることが困難な者については、保護施設や、日常生活支援住居施設、無料低額宿泊事業を行う施設等において保護を行う。この場合、関係機関と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制を十分に確保し、就業の機会の確保、療養指導、家計管理等の必要な支援を行う。

(ウ) 居宅生活を送ることが可能であると認められる者については、当該者の状況に応じ必要な保護を行う。この場合、関係機関と連携して、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業の機会の確保等の必要な支援を行う。

(8) ホームレスの人権の擁護(法第8条第2項第4号関係)

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱であり、民主主義国家の基本でもある。ホームレスの人権の擁護については、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、以下の取組により推進することが必要である。

- ① ホームレスに対する偏見や差別的意識を解消し、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発広報活動を実施する。
- ② 人権相談等を通じて、ホームレスに関し、通行人からの暴力、近隣住民からの嫌がらせ等の事案を認知した場合には、関係機関と連携・協力して当該事案に即した適切な解決を図る。
- ③ 一時生活支援事業等の実施により、ホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努める。

(9) 地域における生活環境の改善(法第8条第2項第4号関係)

都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権にも配慮しながら、当該施設の適正な利用を確保するため、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、以下の措置を講ずることにより、地域における生活環境の改善を図ることが重要である。

- ① 当該施設内の巡視、物件の撤去指導等を適宜行う。
- ② ①のほか、必要と認める場合には、法令の規定に基づき、監督処分等の措置をとる。
また、洪水等の災害時においては、特にホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、福祉部局等と連絡調整し、配慮して対応する。

(10) 地域における安全の確保(法第8条第2項第4号関係)

地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るためには、警察が国、地方公共団体等の関係機関との緊密な連携の下に、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域

社会の理解と協力を得つつ、以下のとおり地域安全活動、指導・取締り等を実施していくことが重要である。

- ① パトロール活動の強化により、地域住民等の不安感の除去とホームレス自身に対する襲撃等の事件・事故の防止活動を推進する。
- ② 地域住民等に不安や危害を与える事案、ホームレス同士による暴行事件等については、速やかに指導・取締り等の措置を講ずるとともに警戒活動を強化して再発防止に努める。
- ③ 緊急に保護を必要と認められる者については、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等に基づき、一時的に保護し、その都度、関係機関に引き継ぐなど、適切な保護活動を推進する。

(11) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携（法第8条第2項第5号関係）

ホームレスの自立を支援する上では、ホームレスの生活実態を把握しており、ホームレスに最も身近な地域のNPO、ボランティア団体、民生委員、社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、居住支援法人等との以下のような連携が不可欠である。特にNPO及びボランティア団体は、ホームレスに対する生活支援活動等を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たすことが期待される。

- ① 地方公共団体は、ホームレスと身近に接することの多い、民間団体等との定期的な情報交換や意見交換を行う。

また、行政、民間団体、地域住民等で構成する協議会を設け、ホームレスに関する各種の問題点について議論し、具体的な対策を講じる。

- ② 地方公共団体は、民間団体等に対して実施計画や施策についての情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して行政担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行う。
- ③ また、ホームレスに対し、地方公共団体が行う施策について、これらの民間団体に運営委託を行うなど、その能力の積極的な活用を図る。

(12) (1) から (11) までのほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項（法第8条第2項第6号関係）

- ① 近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気など、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至る危険性をはらんでいる状態にある者の存在が指摘されている。

ホームレス問題についても、失業等に直面した場合に、こうした社会変容に伴う社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等の要因から路上（野宿）生活に至る点は、共通する課題として捉える必要がある。

このようなホームレス問題の解決を図るためには、ホームレスの自立を直接支援する施策を実施するとともに、路上（野宿）生活を脱却したホームレスが再度路上（野宿）生活になることを防止し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを推進する必要がある。このため、社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業の実施等を通じて、住宅部局とも連携しながら、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた包括的な支援を一体的に行うことにより、居住に関する課題にも対応する。

- ② 若年層の中には、不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活になる者も少なからずいる。これらの者は、勤労の意義を十分に理解していないこと、キャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因により、そのような状況に至っていると考えられる。学校教育の段階では、多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進する。

3 ホームレス数が少ない地方公共団体の各課題に対する取組方針

ホームレス数が少ない地方公共団体においても、失業、離職、減収、疾病で働けなくなったこと、家族関係の悪化等によりホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援のニーズは存在するため、ホームレスに対するきめ細かな施策を実施することにより、ホームレスの増加を防止することが重要である。具体的には、地域に根ざしたきめ細かな施策を必要とするホームレス施策は、本来、市町村が中心となって実施すべきであるが、市町村単位でホームレスがほとんどいない場合には、広域市町村圏や都道府県が中心となって、施策を展開することも必要であり、特に、施設の活用については、広域的な視野に立った活用や、既存の公共施設や民間賃貸住宅等の社会資源の活用を検討することが必要である。

4 総合的かつ効果的な推進体制等

(1) 国の役割と連携

国は、ホームレスの自立支援施策に関する制度や施策の企画立案を行う。また、効果的な施策の展開のための調査研究、ホームレス問題やそれに対する各種の施策についての地域住民に対する普及啓発、関係者に対する研修等を行う。

さらに、地方公共団体や関係団体におけるホームレスの自立支援に関する取組を支援するため、各種の情報提供を積極的に行うとともに、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 地方公共団体の役割と連携

都道府県は、本基本方針に即して、市町村におけるホームレス自立支援施策が効果的かつ効率的に実施されるための課題について検討した上で、必要に応じてホームレス自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施

策を実施する。

その際、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、市町村間の調整への支援、市町村における実施計画の策定や各種施策の取組に資する情報提供を行う等の支援を行うとともに、必要に応じて、自らが中心となって施策を実施する。

市町村は、本基本方針や都道府県の策定した実施計画に即して、必要に応じてホームレスの自立支援施策に関する実施計画を策定し、それに基づき、地域の実情に応じて計画的に施策を実施する。

その際、ホームレスに対する各種相談や自立支援事業等の福祉施策を自ら実施するだけでなく、就労施策や住宅施策等も含めた、ホームレスの状況に応じた個別かつ総合的な施策を実施するとともに、このような施策の取組状況等について積極的に情報提供を行う。

なお、実施計画を策定しない又は策定過程にある地方公共団体においても、積極的にホームレスの自立支援に向けた施策を実施する。

また、地方公共団体においてホームレスの自立支援に関する事業を実施する際には、関係団体と十分連携しつつ、その能力の積極的な活用を図る。

(3) 関係団体の役割と連携

ホームレス等の生活実態を把握し、ホームレス等にとって最も身近な存在であるNPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉法人、居住支援法人等の民間団体は、ホームレス等に対する支援活動において重要な役割を担うとともに、地方公共団体が行うホームレス等に対する施策に関し、事業の全部又は一部の委託を受けるなど、行政の施策においても重要な役割を担っている。

その際、民間団体は、自らが有する既存の施設や知識、人材等を積極的に活用して事業を行うよう努めるとともに、地方公共団体が自ら実施する事業についても積極的に協力をを行うよう努めるものとする。

5 本基本方針のフォローアップ及び見直し

本基本方針については、以下のとおり見直しをすることとする。

(1) 本基本方針の適用期間は、この告示の告示の日から起算して5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合には、法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 本基本方針の見直しに当たっては、適用期間の満了前に本基本方針に定めた施策についての政策評価等を行うとともに公表することとする。

なお、この政策評価等を行う場合には、ホームレスの数、路上（野宿）生活の期間、仕事や収入の状況、健康状態、福祉制度の利用状況等について、再度実態調査を行い、この調査結果に基づき行うとともに、地方公共団体や民間団体が実施した調査等の結果も参考とするものとする。ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

- (3) 本基本方針の見直しに当たっては、必要に応じて地方公共団体の意見を聴取するとともに、行政手続法（平成5年法律第88号）による意見公募手続（パブリックコメント）を通じて、有識者や民間団体を含め、広く国民の意見を聴取するものとする。

第4 都道府県等が策定する実施計画の作成指針

法第9条第1項又は第2項の規定に基づき、地方公共団体が実施計画を策定する場合には、福祉や雇用、住宅、保健医療等の関係部局が連携し、次に掲げる指針を踏まえ策定するものとする。また、実施計画を策定した都道府県の区域内の市町村が実施計画を策定する場合には、この指針のほかに、都道府県の実施計画も踏まえ策定するものとする。

1 手続についての指針

(1) 実施計画の期間

実施計画の計画期間は、都道府県が策定し、公表した日から起算して5年間とする。ただし、当該期間中に法が失効した場合には法の失効する日までとし、このほか特別の事情がある場合には、この限りではない。

(2) 実施計画策定前の手続

① 現状や問題点の把握

実施計画の策定に当たっては、ホームレスの実態に関する全国調査における当該地域のデータ等によりホームレスの数や生活実態の把握を行うとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、ホームレスの自立支援に関する施策の実施状況について把握し、これに基づきホームレスに関する問題点を把握する。

② 基本目標

①の現状や問題点の把握に基づいて、実施計画の基本的な目標を明確にする。

③ 関係者等からの意見聴取

実施計画の策定に当たっては、当該地域のホームレスの自立の支援等を行う民間団体など、ホームレス自立支援施策関係者からの意見を幅広く聴取するとともに、当該地域の住民の意見も聴取する。

(3) 実施計画の評価と次期計画の策定

① 評価

実施計画の計画期間の満了前に、当該地域のホームレスの状況等を客観的に把握するとともに、関係者の意見を聴取すること等により、実施計画に定めた施策の評価を行う。

② 施策評価結果の公表

①の評価により得られた結果は公表する。

③ 次の実施計画の策定

①の評価により得られた結果は、次の実施計画を策定するに当たって参考にする。

2 実施計画に盛り込むべき施策についての指針

実施計画には、第3の2及び3に掲げるホームレス自立支援施策の推進に関する各課題に対する取組方針を参考にしつつ、当該取組方針のうち地方公共団体において実施する必要がある施策や、地方公共団体が独自で実施する施策を記載する。

3 その他

実施計画の策定や実施計画に定めた施策の評価等に当たっては、1(2)③及び1(3)①により、関係者の意見の聴取を行うほか、公共職業安定所、公共職業能力開発施設、都道府県警察等の関係機関とも十分に連携する。

また、都道府県においては、この実施計画の作成指針のほか、区域内の市町村が実施計画を策定するに当たって留意すべき点がある場合には、その内容について、都道府県が策定する実施計画に記載する。

○生活困窮者自立支援法

〔平成二十五年十二月十三日号外法律第百五号〕

〔総務・厚生労働大臣署名〕

目次

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 都道府県等による支援の実施（第五条—第十五条）

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定（第十六条）

第四章 雑則（第十七条—第二十六条）

第五章 罰則（第二十七条—第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関（以下単に「関係機関」という。）及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

（定義）

第三条 この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 この法律において「生活困窮者自立相談支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業

二 生活困窮者に対し、認定生活困窮者就労訓練事業（第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業をいう。）の利用についてのあっせんを行う事業

三 生活困窮者に対し、生活困窮者に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の生活困窮者の自立の促進を図るための支援が包括的かつ計画的に行われるための援助として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。

4 この法律において「生活困窮者就労準備支援事業」とは、雇用による就業が著しく困難な生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間に

わたり、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業をいう。

- 5 この法律において「生活困窮者家計改善支援事業」とは、生活困窮者に対し、収入、支出その他家計の状況を適切に把握すること及び家計の改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付けのあっせんを行う事業をいう。
- 6 この法律において「生活困窮者一時生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 一定の住居を持たない生活困窮者（当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。）に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
 - 二 次に掲げる生活困窮者に対し、厚生労働省令で定める期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において日常生活を営むのに必要な便宜として厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）
 - イ 前号に掲げる事業を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有するもの
 - ロ 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立しているもの
- 7 この法律において「子どもの学習・生活支援事業」とは、次に掲げる事業をいう。
 - 一 生活困窮者である子どもに対し、学習の援助を行う事業
 - 二 生活困窮者である子ども及び当該子どもの保護者に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善に関する助言を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）
 - 三 生活困窮者である子どもの進路選択その他の教育及び就労に関する問題につき、当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（生活困窮者自立相談支援事業に該当するものを除く。）（市及び福祉事務所を設置する町村等の責務）

第四条 市（特別区を含む。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を設置する町村（以下「市等」という。）は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

- 2 都道府県は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。
 - 一 市等が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、市等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 二 関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行うこと。
- 3 国は、都道府県及び市等（以下「都道府県等」という。）が行う生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業並びに生活困窮者一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県等に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。
- 4 国及び都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者が生活困窮者に対する自立の支援を早期に受けることができるよう、広報その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 都道府県等は、この法律の実施に関し、生活困窮者に対する自立の支援を適切に行うために必要な人員を配置するよう努めるものとする。

第二章 都道府県等による支援の実施

(生活困窮者自立相談支援事業)

第五条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業を行うものとする。

- 2 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業の事務の全部又は一部を当該都道府県等以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 3 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(生活困窮者住居確保給付金の支給)

第六条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第三条第三項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(生活困窮者就労準備支援事業等)

第七条 都道府県等は、生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給のほか、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を行うように努めるものとする。

- 2 都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。
 - 一 生活困窮者一時生活支援事業
 - 二 子どもの学習・生活支援事業
 - 三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業
- 3 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について準用する。
- 4 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うに当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第三十一条の五第一項第二号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第一項第十三号(同法第六条第一項において引用する場合を含む。)に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

(利用勧奨等)

第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務の遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援会議)

第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項(第七条第三項において準用する場合を含む。)の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に関係する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他の関係者(第三項及び第四項において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援会議」という。)を組織することができる。

- 2 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、

関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。
- 5 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、支援会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援会議が定める。
(都道府県の市等の職員に対する研修等事業)

第十条 都道府県は、次に掲げる事業を行うように努めるものとする。

- 一 この法律の実施に関する事務に従事する市等の職員の資質を向上させるための研修の事業
 - 二 この法律に基づく事業又は給付金の支給を効果的かつ効率的に行うための体制の整備、支援手法に関する市等に対する情報提供、助言その他の事業
- 2 第五条第二項の規定は、都道府県が前項の規定により事業を行う場合について準用する。
(福祉事務所を設置していない町村による相談等)

第十一条 福祉事務所を設置していない町村(次項、第十四条及び第十五条第三項において「福祉事務所未設置町村」という。)は、生活困窮者に対する自立の支援につき、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、都道府県との連絡調整、生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨その他必要な援助を行う事業を行うことができる。

- 2 第五条第二項及び第三項の規定は、福祉事務所未設置町村が前項の規定により事業を行う場合について準用する。
(市等の支弁)

第十二条 次に掲げる費用は、市等の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により市等が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により市等が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる事業の実施に要する費用
(都道府県の支弁)

第十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

- 一 第五条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者自立相談支援事業の実施に要する費用
- 二 第六条第一項の規定により都道府県が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
- 三 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者一時生活支援事業の実施に要する費用
- 四 第七条第一項及び第二項の規定により都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる事業の実施に要する費用
- 五 第十条第一項の規定により都道府県が行う事業の実施に要する費用
(福祉事務所未設置町村の支弁)

第十四条 第十一条第一項の規定により福祉事務所未設置町村が行う事業の実施に要する費用は、福祉事務所未設置町村の支弁とする。

(国の負担及び補助)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、次に掲げるものの四分の三を負担する。

- 一 第十二条の規定により市等が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該市等における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。第三号において同じ。）の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
 - 二 第十二条の規定により市等が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
 - 三 第十三条の規定により都道府県が支弁する同条第一号に掲げる費用のうち当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額
 - 四 第十三条の規定により都道府県が支弁する費用のうち、同条第二号に掲げる費用
- 2 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げるものを補助することができる。
- 一 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第三号及び第十三条第三号に掲げる費用の三分の二以内
 - 二 第十二条及び第十三条の規定により市等及び都道府県が支弁する費用のうち、第十二条第四号並びに第十三条第四号及び第五号に掲げる費用の二分の一以内
- 3 前項に規定するもののほか、国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、前条の規定により福祉事務所未設置町村が支弁する費用の四分の三以内を補助することができる。
- 4 生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業が効果的かつ効率的に行われている場合として政令で定める場合に該当するときは、第二項の規定の適用については、同項第一号中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用並びに第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用」と、同項第二号中「並びに第十三条第四号及び第五号」とあるのは「及び第十三条第四号（いずれも第七条第一項の規定により市等及び都道府県が行う生活困窮者家計改善支援事業の実施に要する費用を除く。）並びに第十三条第五号」とする。

第三章 生活困窮者就労訓練事業の認定

第十六条 雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業（以下この条において「生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該生活困窮者就労訓練事業が生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準に適合していることにつき、都道府県知事の認定を受けることができる。

- 2 都道府県知事は、生活困窮者就労訓練事業が前項の基準に適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 3 都道府県知事は、第一項の認定に係る生活困窮者就労訓練事業（次項及び第二十一条第二項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）が第一項の基準に適合しないものとなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。
- 4 国及び地方公共団体は、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

（雇用の機会の確保）

第十七条 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、国の講ずる措置と地方公共団体の講ずる措置が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。
- 3 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、求人に関する情報の収集及び提供、生活困窮者を雇用する事業主に対する援助その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 4 公共職業安定所は、生活困窮者の雇用の機会の確保を図るため、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第二十九条第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う都道府県等が求人に関する情報の提供を希望するときは、当該都道府県等に対して、当該求人に関する情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。

（不正利得の徴収）

第十八条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、都道府県等は、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の第三項に規定する法律で定める歳入とする。

（受給権の保護）

第十九条 生活困窮者住居確保給付金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（公課の禁止）

第二十条 租税その他の公課は、生活困窮者住居確保給付金として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

（報告等）

第二十一条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた生活困窮者又は生活困窮者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

- 2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定生活困窮者就労訓練事業を行う者又は認定生活困窮者就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる。
- 3 第一項の規定による質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（資料の提供等）

第二十二条 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業（第三条第六項第一号に掲げる事業に限る。）の実施に関し必要があると認めるときは、生活困窮者、生活困窮者の配偶者若しくは生活困窮者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者の資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

- 2 都道府県等は、生活困窮者住居確保給付金の支給に関して必要があると認めるときは、当該生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける生活困窮者若しくは当該生活困窮者に対し当該生活困窮者が居住する住宅を賃貸する者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者に、

当該住宅の状況につき、報告を求めることができる。

(情報提供等)

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

(町村の一部事務組合等)

第二十四条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

(大都市等の特例)

第二十五条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市又は中核市に関する規定として指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(実施規定)

第二十六条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

第五章 罰則

第二十七条 偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第二十八条 第五条第三項（第七条第三項及び第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第九条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定による命令に違反して、報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第二十一条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第二十七条又は前条第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二八年五月二〇日法律第四七号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

三 〔略〕

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成三十一年四月一日

三～五 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑（刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。）に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期（刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。）を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会開催運営等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市ホームレス自立支援施策推進市民懇談会(以下「懇談会」という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 健康福祉局長は、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) ホームレスの自立支援施策の推進に関する事
- (2) 「川崎市ホームレス自立支援実施計画」に関する事
- (3) その他ホームレスの自立支援に関する事

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) ホームレス施策に関する学識経験者
- (2) 市民
- (3) 公益財団法人神奈川県労働福祉協会の代表者
- (4) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会の代表者
- (5) 神奈川県簡易宿泊業生活衛生同業組合の代表者
- (6) 川崎商工会議所の代表者
- (7) 神奈川県司法書士会の代表者
- (8) 川崎市民生委員児童委員協議会の代表者
- (9) 川崎区連合町内会の代表者
- (10) 公益社団法人神奈川県社会福祉士会の代表者

(期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和4年8月1日から令和6年7月31日までの期間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、健康福祉局生活保護・自立支援室において処理する。

(謝礼)

第6条 懇談会に出席した委員には、謝礼として次の額を支払うもの

とする。

(1) 学識経験者（第3条（1）に該当する者）

11,500円

(2) 市民等（第3条（2）から（10）のいずれかに該当する者）

5,000円

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要綱の廃止）

2 川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要綱（平成25年4月1日）は、廃止する。なお、委員は「第5期川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会」の任期満了まで継続する。

3 懇談会の委員は、川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会委員とする。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

第5期 川崎市ホームレス自立支援実施計画
(令和6(2024)年～10(2028)年度)

発 行 令和6(2024)年3月

問い合わせ先 川崎市健康福祉局生活保護・自立支援室
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
電話044-200-2698